

令和 7 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】（令和 6 年度関係）

1 令和 6 年度 国土交通省関係補正予算の概要

○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）

に基づく施策の柱

- ① 日本経済・地方経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～
- ② 物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～
- ③ 国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～

○配分対象事業費

6 兆 6, 699 億円

2 土木部事業の主な動き

（1）幹線道路網の整備について

・ 圏央道（幸手 I C～五霞 I C）4 車線化 **別添 1**

幸手 I C～五霞 I C 約 4.2 km 区間 4 車線化 3 月 14 日開通

・ 圏央道 つくば西スマート I C **別添 2**

つくば西スマート I C 3 月 23 日開通

・ 国道 50 号 桜川筑西 I C 関連（延伸） **別添 3**

桜川市長方～中泉 約 1.2 km 区間 4 車線化 3 月 17 日開通

・ 県道結城坂東線バイパス **別添 4**

坂東市弓田～駒踰 約 2.0 km 区間 3 月 27 日開通

・ 県道筑西つくば線 養蚕橋 **別添 5**

筑西市蕨～徳持 約 0.6 km 区間 3 月 27 日開通

（2）大洗港区保有土地の売却について **別添 6**

（3）「国営ひたち海浜公園」の未開園エリアの一部開園について . . . **別添 7**

（4）埼玉県八潮市での道路陥没事故を受けた県管理下水道の点検結果について . . **別添 8**

圏央道（幸手 IC～五霞 IC）4 車線化

ネクスコ東日本及び国土交通省が整備を進めている圏央道の4車線化について、3月14日に幸手ICから五霞ICまでの約4.2km区間が開通することとなりました。この開通により、円滑な交通や重大事故の減少などが期待されます。

残りの区間につきましては、令和7年度以降順次開通し、令和8年度までに全線開通する見通しとなっております。

【開通概要】

路線名	開通区間	開通日
圏央道	幸手IC～五霞IC 延長約4.2km（4車線） （最高速度：70km/h→80km/h）	3月14日（金）

【位置図】



<参考>

今後の開通予定（茨城県内）

- ・令和7年度：つくば中央IC～牛久阿見IC
阿見東IC～稲敷IC
- ・令和8年度：五霞IC～境古河IC
坂東IC～つくば中央IC
牛久阿見IC～阿見東IC
稲敷IC～千葉県境（神崎IC）

圏央道 つくば西スマート I C

つくば市及びネクスコ東日本が整備を進めている圏央道つくば西スマート I C が 3 月 23 日に開通することとなりました。

この開通により、T X 沿線地域や工業団地から圏央道へのアクセスが向上し、本地域の更なる活性化が期待されます。

【開通概要】

名 称：つくば西スマート I C

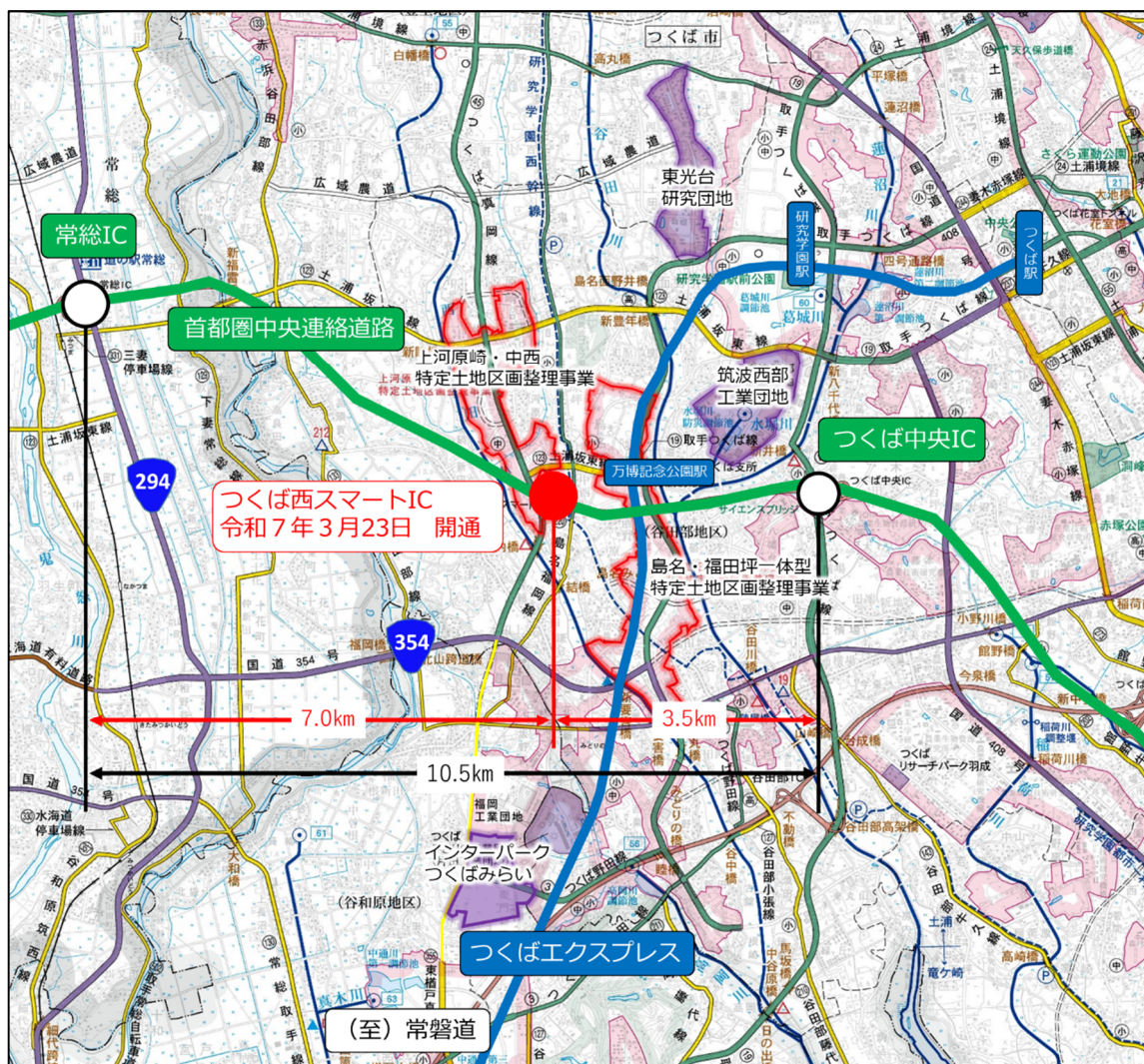
開 通 日：令和 7 年 3 月 23 日

位 置：つくば市島名（圏央道 つくば中央 I C～常総 I C 間）

事業主体：つくば市、ネクスコ東日本

型 式：本線直結型

【位置図】



国道50号 桜川筑西IC関連（延伸）

おさかた なかいずみ
(桜川市長方～中泉)

○「国道50号桜川筑西IC関連（延伸）」は、北関東自動車道桜川筑西ICとの連携強化及び国道50号の幹線道路としての機能強化により、広域的に円滑な交通を確保することを目的として、国土交通省により現道拡幅事業（4車線化）が進められております。

○この度、桜川市長方から中泉までの約1.2km区間が3月17日に4車線で開通することとなりました。

○この開通により、交通渋滞が緩和されることで、北関東自動車道とのアクセスが良くなり、高速道路の利便性が向上することが期待されます。

○開通区間の概要

延長：約1.2km（2車線⇒4車線）

開通日時：令和7年3月17日 10時

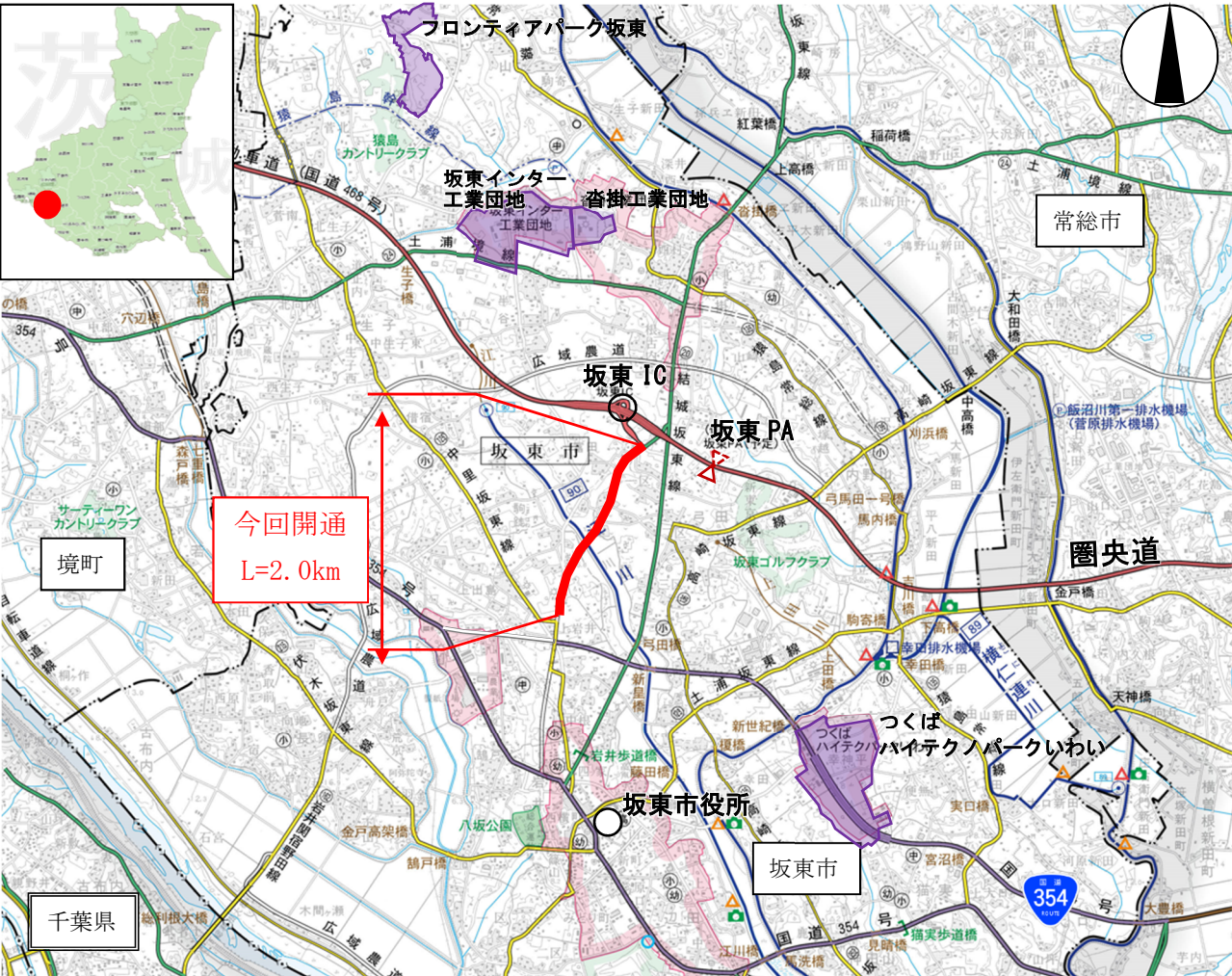


県道結城坂東線バイパス

(坂東市^{ゆだ}弓田^{こまはね}～駒跼)

- 県道結城坂東線は、結城市から坂東市を結ぶ、広域的な幹線道路として重要な路線です。
- このうち、坂東市弓田から駒跼までの約2.0km区間について、圏央道坂東ICへのアクセス道路としてバイパス整備を進め、3月27日に開通することとなりました。
- この開通により、市街地から圏央道への更なるアクセス向上のほか、街なかを通過する交通が転換し、周辺道路の渋滞緩和を図ることで、地域の発展に寄与するものと期待されます。

- 開通区間の概要
延 長：約2.0km
開 通 日：令和7年3月27日



県道筑西つくば線 ^{ようさん} 養蚕橋

(筑西市 ^{わらび} 蕨 ～ ^{とくもち} 徳持)

○県道筑西つくば線は、筑西市からつくば市を結ぶ、広域的な幹線道路として重要な路線です。

○このうち、小貝川に架かる養蚕橋は、桁の損傷が著しく早急な対応を求められていたことから、橋梁の架け替えを進め、3月27日に開通することとなりました。

○この橋梁の架け替えにより、道路の安全性が向上するとともに、防災・減災、国土強靱化に大きく寄与するものと期待されます。

○開通区間の概要

延 長：約0.6km

開 通 日：令和7年3月27日



大洗港区保有土地の売却について

県が(株)Oarai クリエイティブマネジメントへ事業用借地権設定契約により貸付けている下記の土地につきまして、同社より契約に基づく優先買取権による買受の申出があり、売却することとなりました。

これにより、同地の商業施設の運営が継続され、引き続き、大洗港区の振興に寄与することが期待されます。

1 売却先

事業者：(株)Oarai クリエイティブマネジメント (OCM)

代表取締役：常盤 良彦

所在地：東茨城郡大洗町港中央 11 番 2

事業内容：直売所、物産所の運営等

2 売却地の概要

土地の所在：東茨城郡大洗町港中央 11 番 4

地 目：雑種地

面 積：3,858.44 m²

借地期間：平成 17（2005）年 9 月～令和 7（2025）年 8 月



3 売却価格

金 81,413,084 円

4 スケジュール

契 約 日：令和 7 年 3 月 11 日

土地引渡日：令和 7 年 8 月 31 日（借地期間満了）までに引渡し

「国営ひたち海浜公園」の未開園エリアの一部開園について

国営ひたち海浜公園の未開園である樹林エリアの一部が、3月28日に開園いたします。

今回開園するエリアは、貴重な動植物が残る環境を活かし、トレイルコースや「森の広場」などが整備され、トレイルランニングやサイクリングなどのスポーツ系イベント、自然観察体験などで活用されることが期待されます。

○開園概要

〔開 園 日〕 令和7年3月28日

〔開園面積〕 21.9ha

〔開園施設〕

- ・ 樹林の中を歩ける散策路（トレイルコース）
- ・ 林の中をかけ抜けるサイクリングコース
- ・ 樹林エリアでの様々な活動拠点となる「森の広場」(※)

※広場周辺は、元々自生するヤマザクラ、桜川市から提供を受けるヤマザクラのほか、追加で植える数種のサクラなどが楽しめるスポットとして整備



埼玉県八潮市での道路陥没事故を受けた県管理下水道の点検結果について

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、本県が管理する下水道管路施設約360kmのうち約126kmについて、緊急的に点検を実施した結果、異状がないことを確認いたしました。

今後は、国土交通省と埼玉県が進めている事故の原因究明や再発防止策の検討結果をもとに、維持管理の強化について検討してまいります。

1 点検の内容

	緊急点検	追加点検	合 計
実 施 期 間	2／3～2／6	2／20～2／27	
対 象	築40年以上の 下水道管	築40年未満で 腐食環境下又は劣化が確認されている 下水道管	
延長（km）	89.2	36.4	125.6
霞ヶ浦湖北流域	29.5	1.5	31.0
霞ヶ浦常南流域	36.8	0.6	37.4
那珂久慈流域	3.5	18.0	21.5
霞ヶ浦水郷流域	—	1.0	1.0
利根左岸さしま流域	—	1.0	1.0
鬼怒小貝流域	—	2.1	2.1
小貝川東部流域	—	3.4	3.4
鹿島特定公共	19.4	8.8	28.2

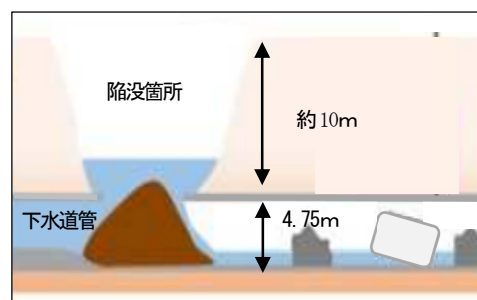
2 点検方法

国土交通省の通知を踏まえ、管路上の路面のたるみを確認するとともに、マンホールの蓋を開け、目視で流下状況、流下物等の堆積状況及びマンホール内部の損傷状況を確認

3 点検結果 いずれも異状なし

参考：埼玉県八潮市の陥没事故の状況

- 1月28日 陥没発生 管径4.75m 埋設深さ地下約10m
昭和58年整備 約120万人に使用制限（2月12日解除）
- 1月29日 巻き込まれたトラックの引き上げを試みるが、救出できず
別の箇所で陥没が発生
上流のポンプ場から近傍の水路へ放流開始
- 1月30日 直径約40mまで陥没範囲が拡大
- 2月12日 応急復旧に向けたバイパス工事の方法を発表（埼玉県）
- 2月21日 有識者による対策検討委員会（国土交通省） 初会合



陥没箇所の横断面図（イメージ）

令和7年第1回定例会土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

(令和6年度関係)

令和7年3月12日

土 木 部

目 次

【予算】第 45 号議案、第 57 号議案、第 63 号議案、第 64 号議案

○令和 6 年度予算 課別一覧（最終補正）	3
○令和 6 年度予算 公共事業費一覧（最終補正）	4
○令和 6 年度 繰越予算一覧（最終補正）	5
○令和 6 年度 地方債補正一覧（最終補正）	6

【条例・その他議案】

○第 71 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	7
○第 72 号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸 さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に 要する費用に係る関係市町村の負担額について	9
○第 78 号議案 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）	10

【報告】

○報告第 1 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について 別記 3 損害賠償の額の決定について	11
---	----

【その他説明事項】

○茨城港長期構想の策定について	12
○補正予算における令和 5 年度包括外部監査の指摘事項への対応について	14

令和6年度予算 課別一覧（最終補正）

（一般会計）

土木部

第45号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第8号）

（単位：千円）

区 分	現計予算額 A	今回補正額 B	Bのうち 国経済対策分	補正後予算額	
				C=A+B	Cのうち 国経済対策分
監 理 課	3,131,147	398,783	-	3,529,930	-
用 地 課	67,990	△ 8,728	-	59,262	-
検 査 指 導 課	39,411	△ 2,450	-	36,961	-
道 路 建 設 課	29,950,758	1,879,723	2,763,449	31,830,481	2,763,449
道 路 維 持 課	33,698,858	2,989,807	3,289,500	36,688,665	3,289,500
河 川 課	24,438,696	12,050,405	16,212,877	36,489,101	16,212,877
港 湾 課	5,966,629	37,976	1,354,711	6,004,605	1,354,711
営 繕 課	248,765	△ 21,315	-	227,450	-
都 市 計 画 課	136,431	△ 32,186	-	104,245	-
都 市 整 備 課	2,603,296	△ 21,057	37,251	2,582,239	37,251
下 水 道 課	2,169,047	△ 237,921	-	1,931,126	-
建 築 指 導 課	427,846	9,678	60,000	437,524	60,000
住 宅 課	4,396,654	△ 108,284	142,972	4,288,370	142,972
計	107,275,528	16,934,431	23,860,760	124,209,959	23,860,760

（特別会計）

第57号議案 令和6年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第3号）

港 湾 事 業	11,901,351	△ 233,947	-	11,667,404	-
---------	------------	-----------	---	------------	---

（企業会計）

第63号議案 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）

第64号議案 令和6年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

鹿島臨海都市計画 下 水 道 事 業	5,838,888	398,624	519,600	6,237,512	519,600
流 域 下 水 道 事 業	23,609,440	1,626,146	1,213,390	25,235,586	1,213,390
計	29,448,328	2,024,770	1,732,990	31,473,098	1,732,990
土 木 部 計	148,625,207	18,725,254	25,593,750	167,350,461	25,593,750

○補正予算の概要

土木部補正予算案 + 187億25百万円（特別会計、企業会計含む）

うち、公共事業費 + 171億61百万円

・国補公共事業（国経済対策分）の増 + 250億14百万円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等

・国補公共事業の事業費確定に伴う減 △ 70億14百万円

直轄事業負担金の確定、社会資本整備総合交付金事業の確定 等

・県単公共事業の事業費確定に伴う減 △ 8億39百万円

市町村からの受託事業の確定 等

令和6年度予算 公共事業費一覧（最終補正）

土木部

（一般会計）

（単位：千円）

区 分			現計予算額	今回補正額		補正後予算額	
			A	B	Bのうち 国経済対策分	C=A+B	Cのうち 国経済対策分
道 路 事 業	道路建設課	補 助	23,760,938	2,673,768	2,763,449	26,434,706	2,763,449
		県 単	4,819,710	△ 698,744	-	4,120,966	-
		計	28,580,648	1,975,024	2,763,449	30,555,672	2,763,449
	道路維持課	補 助	11,698,000	2,232,084	2,382,000	13,930,084	2,382,000
		直轄負担金	9,851,334	907,500	907,500	10,758,834	907,500
		県 単	11,187,217	-	-	11,187,217	-
		計	32,736,551	3,139,584	3,289,500	35,876,135	3,289,500
	計	補 助	35,458,938	4,905,852	5,145,449	40,364,790	5,145,449
		直轄負担金	9,851,334	907,500	907,500	10,758,834	907,500
		県 単	16,006,927	△ 698,744	-	15,308,183	-
		計	61,317,199	5,114,608	6,052,949	66,431,807	6,052,949
河川事業 河 川 課		補 助	6,525,658	6,992,831	9,297,472	13,518,489	9,297,472
		直轄負担金	10,331,858	5,189,682	6,915,405	15,521,540	6,915,405
		県 単	6,507,530	△ 115,490	-	6,392,040	-
		計	23,365,046	12,067,023	16,212,877	35,432,069	16,212,877
港湾事業 港 湾 課		補 助	2,543,613	△ 123,092	1,046,011	2,420,521	1,046,011
		直轄負担金	1,012,500	280,410	308,700	1,292,910	308,700
		県 単	374,051	△ 21,389	-	352,662	-
		計	3,930,164	135,929	1,354,711	4,066,093	1,354,711
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補 助	5,675	3,078	-	8,753	-
		計	5,675	3,078	-	8,753	-
	都市整備課	補 助	942,214	14,098	37,251	956,312	37,251
		直轄負担金	188,987	△ 13,962	-	175,025	-
		県 単	1,193,374	△ 2,920	-	1,190,454	-
		計	2,324,575	△ 2,784	37,251	2,321,791	37,251
	計	補 助	947,889	17,176	37,251	965,065	37,251
		直轄負担金	188,987	△ 13,962	-	175,025	-
		県 単	1,193,374	△ 2,920	-	1,190,454	-
		計	2,330,250	294	37,251	2,330,544	37,251
下水道事業 下水道課		補 助	560,887	△ 320,295	-	240,592	-
		県 単	23,700	-	-	23,700	-
		計	584,587	△ 320,295	-	264,292	-
住宅事業 住 宅 課		補 助	1,929,382	△ 95,950	142,972	1,833,432	142,972
		計	1,929,382	△ 95,950	142,972	1,833,432	142,972
計		補 助	47,966,367	11,376,522	15,669,155	59,342,889	15,669,155
		直轄負担金	21,384,679	6,363,630	8,131,605	27,748,309	8,131,605
		県 単	24,105,582	△ 838,543	-	23,267,039	-
		計	93,456,628	16,901,609	23,800,760	110,358,237	23,800,760

（企業会計）

区 分			現計予算額	今回補正額		補正後予算額	
			A	B	Bのうち 国経済対策分	C=A+B	Cのうち 国経済対策分
流域下水道事業 下水道課		補 助	3,498,519	259,795	1,213,390	3,758,314	1,213,390
		県 単	30,931	-	-	30,931	-
		計	3,529,450	259,795	1,213,390	3,789,245	1,213,390
土 木 部 計		補 助	51,464,886	11,636,317	16,882,545	63,101,203	16,882,545
		直轄負担金	21,384,679	6,363,630	8,131,605	27,748,309	8,131,605
		県 単	24,136,513	△ 838,543	-	23,297,970	-
		計	96,986,078	17,161,404	25,014,150	114,147,482	25,014,150

令和6年度 繰越予算一覧（最終補正）

土木部

第45号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第8号）

第57号議案 令和6年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第3号）

（R6 → R7 繰越明許費）

（単位：千円）

会 計 区 分		課 名	現 議 決 額 A	R 7 ・ 1 定 額 提 出 額 B	繰 越 額 合 計 C = A + B
一 般 会 計		監 理 課	-	106, 011	106, 011
		道 路 建 設 課	13, 923, 700	6, 473, 005	20, 396, 705
		道 路 維 持 課	13, 121, 618	4, 644, 767	17, 766, 385
		河 川 課	3, 725, 800	18, 869, 017	22, 594, 817
		港 湾 課	289, 470	1, 730, 305	2, 019, 775
		都 市 計 画 課	-	34, 585	34, 585
		都 市 整 備 課	402, 100	287, 778	689, 878
		下 水 道 課	82, 820	189, 899	272, 719
		建 築 指 導 課	-	68, 130	68, 130
		住 宅 課	337, 400	913, 045	1, 250, 445
		計	31, 882, 908	33, 316, 542	65, 199, 450
特 別 会 計	港湾事業	港 湾 課	995, 500	878, 058	1, 873, 558
	計		995, 500	878, 058	1, 873, 558
合 計			32, 878, 408	34, 194, 600	67, 073, 008

令和6年度 地方債補正一覧（最終補正）

土木部

第45号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第8号）

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
	千円	千円	千円			
河 川 事 業	15,636,200	9,073,400	24,709,600	債権発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
海 岸 整 備 事 業	209,400	56,700	266,100			
砂 防 事 業	73,500	114,900	188,400			
急傾斜地崩壊対策事業	142,000	102,300	244,300			
港 湾 整 備 事 業	2,046,100	102,400	2,148,500			
道 路 橋 梁 整 備 事 業	25,763,900	3,355,500	29,119,400			
街 路 事 業	113,100	△ 20,100	93,000			
公 営 住 宅 建 設 事 業	916,700	△ 32,700	884,000			
過年補助災害復旧事業	14,400	△ 14,400	-			
現年補助災害復旧事業	164,600	△ 164,600	-			
過年直轄災害復旧事業	371,800	-	371,800			
現年直轄災害復旧事業	29,800	△ 29,800	-			
単 独 災 害 復 旧 事 業	173,300	△ 136,700	36,600			
県庁舎等整備事業	-	1,200	1,200			
公 園 事 業	541,400	△ 6,400	535,000			
防 災 対 策 事 業	430,500	-	430,500			
合 併 特 例 事 業	1,157,600	△ 119,000	1,038,600			
地方道路等整備事業	741,800	-	741,800			
緊急防災・減災事業	281,600	-	281,600			
計	48,807,700	12,282,700	61,090,400			

第57号議案 令和6年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第3号）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
港 湾 整 備 事 業	7,129,500	債権発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内（償還期間を含む。）

第63号議案 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
鹿島臨海都市計画下水道事業	1,129,400	債権発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内（償還期間を含む。）

第64号議案 令和6年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
流域下水道事業	1,702,345	債権発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内（償還期間を含む。）

第 7 1 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

監理課

1 負担額（変更の生じた市町村の合計）

880,741 千円

2 提出理由

令和6年度において県が行う河川事業、港湾事業及び下水道事業に対する市町村の負担について、事業費の確定に伴い、その額を変更しようとするものである。

3 根拠法令

- ・地方財政法第27条第1項及び第2項
- ・下水道法第31条の2第1項及び第2項

（要旨）都道府県は、都道府県が行う建設事業等によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する経費の一部を負担させることができる。負担額は、当該市町村の意見を聞き、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

4 議案の概要

（1）河川事業（急傾斜地崩壊対策事業）

- ・負担額： 変更前 23,050 千円
変更後 45,050 千円
- ・日立市外3市

（2）港湾事業（港湾建設事業）

- ・負担額： 変更前 113,940 千円
変更後 182,378 千円
- ・日立市外3市町村

（3）下水道事業（流域下水道建設事業）

- ・負担額： 変更前 429,117 千円
変更後 653,313 千円
- ・水戸市外30市町村

【市町村別の負担額は8ページ】

5 参考事項

該当市町村には、各法に基づき意見を聞き、負担（変更）について同意する旨の回答を得ている。

(別紙)

市町村別の負担額

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
河川事業	日立市	千円 115,000	千円 175,000	千円 11,500	千円 17,500	
	常陸太田市	10,000	-	1,000	-	
	行方市	75,500	175,500	7,550	17,550	
	小美玉市	30,000	100,000	3,000	10,000	
港湾事業	日立市	-	30,000	-	4,000	
	ひたちなか市	1,166,000	1,487,398	84,960	134,766	
	大洗町	-	129,000	-	17,200	
	東海村	966,000	880,413	28,980	26,412	
下水道事業	水戸市	168,163	225,421	30,678	43,352	
	日立市	85,219	114,235	15,546	21,970	
	土浦市	564,531	707,234	105,149	131,851	
	古河市	15,976	17,791	3,994	4,448	
	石岡市	180,797	226,500	33,676	42,226	
	龍ヶ崎市	17,621	91,654	4,405	17,183	
	下妻市	9,900	18,073	3,570	7,167	
	常総市	4,836	9,598	1,770	3,772	
	常陸太田市	38,395	51,468	7,004	9,898	
	牛久市	14,995	77,995	3,749	14,622	
	つくば市	53,571	204,584	13,393	40,968	
	ひたちなか市	187,761	251,693	34,253	48,404	
	潮来市	31,480	224,046	8,513	47,848	
	常陸大宮市	21,071	28,245	3,844	5,432	
	那珂市	64,616	86,618	11,788	16,658	
	筑西市	9,018	18,639	2,893	6,056	
	坂東市	14,920	13,494	3,730	3,373	
	稲敷市	1,175	6,110	294	1,146	
	かすみがうら市	125,452	157,164	23,367	29,300	
	桜川市	6,484	21,059	1,621	5,049	
	行方市	16,651	118,531	4,502	25,314	
	小美玉市	191,866	240,368	35,738	44,810	
	茨城町	40,000	11,233	20,000	5,617	
	大洗町	41,405	55,504	7,553	10,674	
	城里町	14,984	20,085	2,733	3,863	
	東海村	47,292	63,393	8,627	12,191	
	阿見町	167,268	209,551	31,156	39,067	
	河内町	1,313	6,829	328	1,279	
	八千代町	6,077	10,432	2,224	4,332	
	境町	9,104	10,185	2,276	2,546	
	利根町	2,971	15,455	743	2,897	

第 7 2 号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道課

1 提出理由

令和 6 年度において、県が行う流域下水道の維持管理に要する費用の関係市町村の負担額について、事業費の確定に伴い、その額を変更しようとするものである。

2 根拠法令

- ・下水道法第 3 1 条の 2

(要旨)

流域下水道を管理する都道府県は、下水道法第 3 1 条の 2 第 1 項に基づき、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用について負担させることができる。

負担額は、同条第 2 項の規定により市町村の意見をきいたうえ、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

3 議案の概要

(負担額等一覧)

流域下水道名	負担額（千円）		関係市町村
	変更前	変更後	
霞ヶ浦常南	2, 566, 175	2, 451, 915	龍ヶ崎市外 5 市町
霞ヶ浦湖北	2, 279, 804	1, 997, 882	土浦市外 4 市町
霞ヶ浦水郷	395, 069	395, 603	潮来市外 1 市
那珂久慈	2, 347, 681	2, 250, 301	水戸市外 8 市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合
利根左岸さしま	414, 984	419, 148	古河市外 2 市町
鬼怒小貝	459, 525	457, 883	下妻市外 3 市町
小貝川東部	363, 254	349, 724	下妻市外 3 市
計	8, 826, 492	8, 322, 456	

4 参考事項

関係市町村には、下水道法に基づいて意見を聞き、同意する旨の回答を得ている。

第 78 号議案 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）

住宅課

1 議案の内容

時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするもの。

(1) 放棄する権利 県営住宅の使用料等に係る債権

(2) 放棄する金額 1,444,700 円

(3) 債 務 者

(4) 放棄の理由 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあること。

【県の債権(私債権)に係る権利の放棄の基準（R2.10.12 施行）】

2 権利放棄を行う債権の基準(1)に該当

2 未収債権の状況

(単位：千円、人)

未収債権額 (R6.9 月末時点)		うち、消滅時効完成	議決（50 万円超）による 権利の放棄
現年分	(2,110) 63,605	(ー) ー	(ー) ー
過年分	(1,221) 241,352	(50) 5,429	(2) 1,445
合 計	(3,331) 304,957	(50) 5,429	(2) 1,445

※（ ）内は、債務者の延べ人数を示す。

3 主な未収債権対策

- ・ 滞納初期は訪問指導や面談などを通じて、早期の納付を指導している。
- ・ 一括納付が困難な場合、生活状況や収入状況に応じた分割納付の方法により、確実な履行を促している。
- ・ それでもなお、納付に応じない者に対しては、地元弁護士と連携し、建物明渡訴訟を提起するなどの法的措置を行い、回収に努めている。
- ・ 退去滞納者に対しては、民間法律事務所を活用し、催告を強化するほか強制執行などの法的措置を行い、回収に努めている。

報告第 1 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について
(別記 3 損害賠償の額の決定について)

道路維持課

1 報告提出の理由

国道 355 号に隣接する敷地で発生した車両汚損事故について、令和 7 年 1 月 28 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

個人

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和 6 年 4 月 5 日 (金) 午後 4 時頃

(2) 事故発生場所

小美玉市栗又四ヶ 2 4 3 4 番地 4 5 敷地内

(3) 事故概要

国道 355 号の路面に生じていた穴ぼこから飛散した常温アスファルト混合物により、上記場所に駐車していた普通乗用自動車を汚損した。

(4) 損害賠償の額

531,300 円

(全て損害保険ジャパン株式会社からの支払)

茨城港長期構想の策定について

港湾課

1 策定の理由・根拠

茨城港の現状や当港への要請を踏まえ、長期的な視点に立った茨城港が担うべき役割と目指すべき将来像（約30年先）を検討し、さらには港湾計画の素案（10～15年後）の検討を行い、港湾計画改訂の一助に資するため、長期構想を策定するもの。

2 内容

（1）茨城港長期構想（案）の概要

- ・茨城港の目指す姿、取組方針、主な取組内容、ゾーニング、ロードマップ 等

（2）スケジュール（予定）

- ・令和7年2月25日 茨城港長期構想検討委員会（第3回）
3月25日
～4月23日 パブリックコメントの実施
5月～ パブリックコメント結果の公表
茨城港長期構想検討委員会（第4回）
長期構想の策定
地方港湾審議会等の港湾計画改訂作業

3 パブリックコメントの実施

（1）目的

本構想は、長期的視点にたった茨城港の将来像やその実現に向けた取組の方向性等を定めるものであることから、パブリックコメントにより県民等の意見を広く求める。

（2）実施期間

令和7年3月25日～令和7年4月23日の30日間（予定）

（3）意見募集方法

- ・県ホームページへの掲載
- ・港湾課、茨城港湾事務所、行政情報センター、各県民センター等での閲覧

茨城港長期構想（案）について

（１）長期構想の策定及び港湾計画の改訂について

平成21年3月に、平成30年代前半を目標として茨城港港湾計画を策定したが、社会情勢の変化による様々な課題が生じていることから、令和7年度に同計画の改訂を予定している。

茨城港の現状や当港への要請を踏まえ、長期的な視点に立った茨城港が担うべき役割と目指すべき将来像（約30年先）を検討し、さらには港湾計画の素案（10～15年後）の検討を行い、港湾計画改訂の一助に資するため、長期構想を策定するもの。

長期構想

港湾計画改訂に先立ち、港湾関係者や利用者からの意見・要請を踏まえ、概ね30年先の港湾の目指すべき絵姿について方向性をとりまとめるもの。

港湾計画

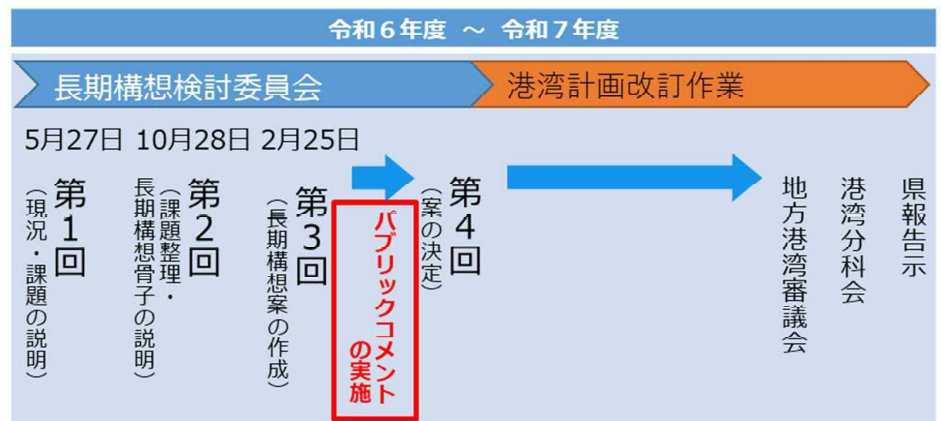
概ね15年後を見据え策定する法定計画



現計画は目標年次を平成30年代前半としており、全面改訂を進めていく。

（２）スケジュール

パブリックコメント及び第4回委員会を踏まえ、長期構想を策定し、港湾計画改訂作業を進めていく。



（３）長期構想の方向性

茨城県総合計画 ～「新しい茨城」への挑戦～

（基本理念）活力があり、県民が日本一幸せな県

【茨城のグランドデザイン（2050年頃）】

（１）茨城の将来像 ＜力強い“産業”＞ ＜夢・希望にあふれる“人”＞ ＜豊かな“暮らし”＞

（２）県土を支える社会資本

- 道路・鉄道・公共交通機関（◆広域交流と地域間連携を支えるネットワークの構築 ◆三大都市圏等とのアクセス向上と、県内への波及）
- 港湾・空港（◆産業を支え国内外と夢をつなぐ首都圏のニューゲートウェイ）
- 暮らしを支える社会資本（◆県民の命と財産を守る社会資本の整備・長寿命化）

県政方針

茨城港の課題

基本理念の長期構想

長期構想策定方針（目指す姿）

物流・産業

課題①

- コンテナ貨物取扱機能の効率化・拡充に向けた取組

課題②

- RORO貨物取扱機能の効率化・拡充に向けた取組

課題③

- 産業用地の確保・拡充に向けた取組

環境・エネルギー

課題④

- 温室効果ガス削減に向けたカーボンニュートラルポートへの取組

人流・賑わい

課題⑤

- クルーズ船受入環境とインバウンドの促進

課題⑥

- 観光客の利便性向上

安全・安心

課題⑦

- 港湾施設の老朽化対策

課題⑧

- 自然災害等への対応

産業を支え国内外と夢をつなぐ首都圏のニューゲートウェイ“茨城港”

各港区の特性を活かし、多様な要請を受け入れ、更なる発展を目指す。

方向性1

茨城・北関東地域の経済をけん引し、首都圏の物流機能等を補完する港

方向性2

環境保全に貢献する港

方向性3

賑わいと活気にあふれる港

方向性4

災害対応力の高い強靱な港

補正予算における令和５年度包括外部監査の指摘事項への対応について

第 63 号議案 令和 6 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 64 号議案 令和 6 年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号） 関係

下水道課

1 令和５年度包括外部監査における指摘事項の概要

診断業務、計画業務、調査業務にかかる支出金額は、固定資産（建設仮勘定）に計上するのではなく、営業費用に計上されることが妥当である。

2 指摘事項に基づく措置（令和 6 年第 2 回定例会での報告）

過去に固定資産として計上したが、営業費用と判断される業務については、令和 6 年度に修正処理を行う。

3 補正予算の内容

営業費用と判断した業務の修正処理を行うため、特別損失（過年度損益修正損）を計上する。

また、当該業務を執行した際の財源は収益となるため、特別利益（過年度損益修正益）を計上する。

（１）茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計

特別損失 7,746 千円

特別利益 2,064 千円

（２）茨城県流域下水道事業会計

特別損失 1,258,210 千円

特別利益 855,690 千円

4 修正処理の実施による影響

減価償却として複数年にわたり計上する予定であったものを、令和 6 年度に一括して計上するものであり、長期的に見た収支は変わらない。

また、現金の支出及び収入がない会計処理であるため、資金への影響もない。

令和 7 年 2 月 26 日 開 会

④

令和 7 年第 1 回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和 7 年第 1 回茨城県議会定例会議案（第 2 綴）目次

	頁
第45号議案 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 8 号）	1
第46号議案 令和 6 年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）	23
第47号議案 令和 6 年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	25
第48号議案 令和 6 年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第 1 号）	27
第49号議案 令和 6 年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	29
第50号議案 令和 6 年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第 1 号）	32
第51号議案 令和 6 年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	35
第52号議案 令和 6 年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）	37
第53号議案 令和 6 年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第 1 号）	39
第54号議案 令和 6 年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）	41
第55号議案 令和 6 年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）	43
第56号議案 令和 6 年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）	45
第57号議案 令和 6 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 3 号）	47
第58号議案 令和 6 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	50
第59号議案 令和 6 年度茨城県病院事業会計補正予算（第 2 号）	53
第60号議案 令和 6 年度茨城県水道事業会計補正予算（第 2 号）	55
第61号議案 令和 6 年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）	57
第62号議案 令和 6 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 2 号）	59
第63号議案 令和 6 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 2 号）	61
第64号議案 令和 6 年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	63
第65号議案 茨城県環境保全基金条例を廃止する条例	65
第66号議案 茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例	66
第67号議案 県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区商業施設用地）	67
第68号議案 県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区教育施設用地）	68
第69号議案 県が行う建設事業に対する市の負担額について	69
第70号議案 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について	70
第71号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	72
第72号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	74
第73号議案 工事請負契約の締結について	75
第74号議案 訴えの提起について（中小企業事業継続応援貸付金）	76
第75号議案 訴えの提起について（新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金）	77
第76号議案 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）	78
第77号議案 権利の放棄について（中小企業事業継続応援貸付金）	79
第78号議案 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）	80
第79号議案 権利の放棄について（県立中央病院の診療料）	81
報告第 1 号 地方自治法第179条第 1 項の規定に基づく専決処分について	83

予

算

第45号議案

令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第8号）

令和6年度茨城県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,962,774千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,334,079,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 税		418,023,167 ^{千円}	20,832,391 ^{千円}	438,855,558 ^{千円}
	1 県 民 税	121,557,103	7,630,638	129,187,741
	2 事 業 税	105,674,854	6,856,160	112,531,014
	3 地 方 消 費 税	91,199,769	7,930,022	99,129,791
	4 不 動 産 取 得 税	7,103,264	△ 780,432	6,322,832
	5 県 た ば こ 税	3,732,474	26,154	3,758,628
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,603,010	5,536	2,608,546
	7 軽 油 引 取 税	32,355,019	△ 1,006,975	31,348,044
	8 自 動 車 税	52,479,731	131,379	52,611,110
	9 鉱 区 税	3,586	1	3,587
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,283,686	37,858	1,321,544
	11 狩 猟 税	30,671	2,050	32,721
2 地 方 消 費 税 金		140,423,272	6,573,698	146,996,970
	1 地 方 消 費 税 金	140,423,272	6,573,698	146,996,970
3 地 方 譲 与 税		56,922,826	8,769,021	65,691,847
	1 特 別 法 人 事 業 税	52,699,230	9,084,037	61,783,267
	2 地 方 揮 発 油 税	3,492,000	△ 295,605	3,196,395
	3 石 油 ガ ス 税	100,000	△ 3,334	96,666
	4 自 動 車 重 量 税	537,964	△ 15,683	522,281
	6 航 空 機 燃 料 税	1,000	△ 394	606
4 地方特例交付金		10,180,000	313,516	10,493,516
	1 地方特例交付金	10,180,000	313,516	10,493,516
5 地 方 交 付 税		196,974,000	16,349,418	213,323,418

	1 地 方 交 付 税	196,974,000	16,349,418	213,323,418
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		705,000	△ 112,206	592,794
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	705,000	△ 112,206	592,794
7 分 担 金 及 び 負 担 金		8,198,391	536,509	8,734,900
	1 分 担 金	679,249	310,256	989,505
	2 負 担 金	7,519,142	226,253	7,745,395
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,915,036	△ 335,840	15,579,196
	1 使 用 料	11,392,994	△ 159,806	11,233,188
	2 手 数 料	740,588	△ 210,269	530,319
	3 証 紙 収 入	3,781,454	34,235	3,815,689
9 国 庫 支 出 金		135,948,883	14,420,731	150,369,614
	1 国 庫 負 担 金	53,817,892	△ 206,360	53,611,532
	2 国 庫 補 助 金	78,471,940	15,223,347	93,695,287
	3 委 託 金	3,659,051	△ 596,256	3,062,795
10 財 産 収 入		1,524,042	745,522	2,269,564
	1 財 産 運 用 収 入	852,769	35,396	888,165
	2 財 産 売 払 収 入	671,273	710,126	1,381,399
11 寄 附 金		148,818	391,818	540,636
	1 寄 附 金	148,818	391,818	540,636
12 繰 入 金		46,170,300	△ 2,971,144	43,199,156
	1 特 別 会 計 繰 入 金	748,451	△ 604,509	143,942
	2 基 金 繰 入 金	45,421,849	△ 2,366,635	43,055,214
13 繰 越 金		14,683,688	6,348,240	21,031,928
	1 繰 越 金	14,683,688	6,348,240	21,031,928
14 諸 収 入		138,885,494	△ 12,729,039	126,156,455

	1 延滞金、加算金 及 び 過 料	462,771	△ 35,759	427,012
	2 県 預 金 利 子	781	51,472	52,253
	4 貸付金元利収入	121,197,129	△ 13,338,870	107,858,259
	5 受託事業収入	4,119,139	△ 1,099,415	3,019,724
	6 収益事業収入	7,969,712	△ 1,130,343	6,839,369
	7 雑 入	5,132,108	2,823,876	7,955,984
15 県 債		88,413,800	1,776,300	90,190,100
	1 県 債	88,413,800	1,776,300	90,190,100
16 市町村たばこ税 県 交 付 金		－	53,839	53,839
	1 市町村たばこ税 県 交 付 金	－	53,839	53,839
歳 入 合 計		1,273,116,717	60,962,774	1,334,079,491

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,704,297 ^{千円}	△ 65,155 ^{千円}	1,639,142 ^{千円}
	1 議 会 費	1,704,297	△ 65,155	1,639,142
2 総 務 費		38,675,794	37,028,274	75,704,068
	1 総 務 管 理 費	21,918,084	36,437,745	58,355,829
	2 徴 税 費	12,531,169	222,279	12,753,448
	3 市 町 村 振 興 費	1,794,054	△ 93,717	1,700,337
	4 選 挙 費	1,810,421	△ 297,475	1,512,946
	5 人 事 委 員 会 費	148,470	△ 7,809	140,661
	6 監 査 委 員 費	173,596	△ 2,935	170,661
	7 諸 費	300,000	770,186	1,070,186
3 企 画 開 発 費		14,414,627	542,241	14,956,868
	1 企 画 費	8,233,016	△ 383,752	7,849,264
	2 開 発 費	5,547,636	954,582	6,502,218
	3 統 計 調 査 費	633,975	△ 28,589	605,386
4 生 活 環 境 費		12,063,611	△ 2,682,340	9,381,271
	1 生 活 文 化 費	1,996,918	△ 228,866	1,768,052
	2 環 境 保 全 費	10,066,693	△ 2,453,474	7,613,219
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		4,769,193	849,189	5,618,382
	1 防 災 費	4,735,943	747,215	5,483,158
	2 災 害 救 助 費	33,250	101,974	135,224
6 保 健 医 療 費		138,224,386	3,977,218	142,201,604
	1 保 健 医 療 費	108,764,746	639,822	109,404,568
	2 保 健 所 費	2,657,604	179,414	2,837,018

	3 医 薬 費	12,223,019	723,874	12,946,893
	4 環 境 衛 生 費	1,338,155	△ 43,434	1,294,721
	5 公 衆 衛 生 費	13,240,862	2,477,542	15,718,404
7 福 祉 費		93,132,233	9,910,745	103,042,978
	1 福 祉 政 策 費	2,976,742	2,195,113	5,171,855
	2 生 活 保 護 費	5,024,170	183,693	5,207,863
	3 障 害 福 祉 費	40,304,844	2,901,243	43,206,087
	4 長 寿 福 祉 費	3,911,940	1,502,085	5,414,025
	5 児 童 福 祉 費	40,914,537	3,128,611	44,043,148
8 労 働 費		3,757,301	△ 230,007	3,527,294
	1 労 働 政 策 費	692,755	△ 22,742	670,013
	2 産 業 人 材 育 成 費	2,930,395	△ 198,118	2,732,277
	3 労 働 委 員 会 費	134,151	△ 9,147	125,004
9 農 林 水 産 業 費		44,471,095	2,794,103	47,265,198
	1 農 業 費	12,081,310	△ 2,460,789	9,620,521
	2 畜 産 業 費	4,283,644	1,101,598	5,385,242
	3 林 業 費	6,866,486	△ 100,096	6,766,390
	4 水 産 業 費	4,541,846	△ 180,007	4,361,839
	5 農 地 費	16,697,809	4,433,397	21,131,206
10 営 業 戦 略 費		6,897,352	△ 1,425,293	5,472,059
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	1,019,321	△ 16,301	1,003,020
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	4,132,253	△ 1,016,971	3,115,282
	3 国 際 ビジネス推進費	1,745,778	△ 392,021	1,353,757
11 立 地 推 進 費		18,080,504	△ 10,122,793	7,957,711
	1 立 地 推 進 費	18,080,504	△ 10,122,793	7,957,711

12 商 工 費		117,946,026	△ 15,966,105	101,979,921
	1 産 業 政 策 費	112,572,366	△ 16,282,160	96,290,206
	2 技 術 振 興 費	2,393,155	1,028	2,394,183
	3 中 小 企 業 費	2,980,505	315,027	3,295,532
13 土 木 費		106,144,672	17,547,646	123,692,318
	1 土 木 管 理 費	3,915,159	375,968	4,291,127
	2 道 路 橋 梁 費	63,017,636	4,869,530	67,887,166
	3 河 川 海 岸 費	23,886,758	12,602,343	36,489,101
	4 港 湾 費	5,905,352	99,253	6,004,605
	5 都 市 計 画 費	5,023,113	△ 291,164	4,731,949
	6 住 宅 費	4,396,654	△ 108,284	4,288,370
14 警 察 費		66,093,935	△ 796,826	65,297,109
	1 警 察 管 理 費	59,762,971	△ 707,093	59,055,878
	2 警 察 活 動 費	6,330,964	△ 89,733	6,241,231
15 教 育 費		281,563,240	864,191	282,427,431
	1 教 育 総 務 費	58,592,303	1,362,705	59,955,008
	2 小 学 校 費	83,997,870	△ 135,198	83,862,672
	3 中 学 校 費	47,440,193	△ 1,172,550	46,267,643
	4 高 等 学 校 費	57,932,349	1,229,124	59,161,473
	5 特 別 支 援 学 校 費	27,565,107	△ 396,153	27,168,954
	6 社 会 教 育 費	3,838,205	126,262	3,964,467
	7 保 健 体 育 費	2,197,213	△ 149,999	2,047,214
16 災 害 復 旧 費		808,096	△ 706,636	101,460
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	158,214	△ 113,591	44,623
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882	△ 613,215	36,667

	3 公 共 施 設 等 災 害 復 旧 費	-	20,170	20,170
17 公 債 費		148,158,461	5,036,126	153,194,587
	1 公 債 費	148,158,461	5,036,126	153,194,587
18 諸 支 出 金		175,211,894	14,408,196	189,620,090
	1 ゴルフ場利用税金 交 付 金	1,822,107	15,225	1,837,332
	2 利子割交付金	170,420	△ 1,815	168,605
	3 地方消費税清算金	87,988,397	6,817,061	94,805,458
	4 地方消費税交付金	71,233,218	3,365,996	74,599,214
	5 配当割交付金	2,127,811	1,277,577	3,405,388
	6 株式等譲渡所得割 交 付 金	2,498,226	2,242,578	4,740,804
	7 環境性能割交付金	1,439,552	83,701	1,523,253
	8 法人事業税交付金	7,867,582	607,878	8,475,460
	9 公営企業貸付金	64,581	△ 5	64,576
歳 出 合 計		1,273,116,717	60,962,774	1,334,079,491

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
2 総務費			千円 －	千円 516,832	千円 516,832
	1 総務管理費		－	516,832	516,832
		公共施設等総合管理計画 推進費	－	88,840	88,840
		維持修繕費	－	270,203	270,203
		電気保安管理費	－	9,890	9,890
		県庁舎維持管理費	－	32,300	32,300
		県庁舎長寿命化対策 推進費	－	115,599	115,599
3 企画開発費			－	2,466,779	2,466,779
	2 開発費		－	2,466,779	2,466,779
		つくば国際会議場費	－	76,890	76,890
		地域鉄道設備等 整備促進費	－	5,022	5,022
		湊鉄道線支援事業費	－	36,767	36,767
		生活基盤施設耐震化等 交付金	－	81,100	81,100
		水道事業出資金	－	2,267,000	2,267,000
4 生活環境費			2,376,000	911,203	3,287,203
	1 生活文化費	県民文化センター 施設整備費	－	103,944	103,944
	2 環境保全費		2,376,000	807,259	3,183,259
		運営費	－	1,342	1,342
		産業廃棄物処理施設 確保対策費	2,376,000	805,917	3,181,917
5 防災・危機管理費			－	1,886,841	1,886,841
	1 防災費		－	1,886,841	1,886,841
		避難所環境改善 推進事業費	－	5,940	5,940
		教育施設整備費	－	179,269	179,269

		県庁舎屋上ヘリポート 維持管理費	－	11,550	11,550
		L P ガ ス 料 金 負 担 軽 減 支 援 事 業 費	－	501,678	501,678
		緊急時安全対策事業費	－	409,336	409,336
		原子力災害対策事業費	－	779,068	779,068
6 保 健 医 療 費			－	5,361,570	5,361,570
	2 保 健 所 費	保健所施設等整備費	－	193,445	193,445
	3 医 薬 費		－	2,598,298	2,598,298
		大 学 運 営 費	－	151,753	151,753
		医 療 機 関 等 支 援 費	－	608,107	608,107
		新型コロナウイルス感染症関連 国 庫 支 出 金 返 還 金	－	68,500	68,500
		医療施設等経営強化 緊 急 支 援 事 業 費	－	1,727,977	1,727,977
		医療関係職種養成所等 物価高騰対策支援事業費	－	27,931	27,931
		医 薬 分 業 対 策 費	－	14,030	14,030
	5 公 衆 衛 生 費		－	2,569,827	2,569,827
		いばらき予防医学プラザ費	－	73,506	73,506
		防 疫 事 業 費	－	2,475,104	2,475,104
		動物指導センター施設 設 備 整 備 費	－	21,217	21,217
7 福 祉 費			－	5,848,728	5,848,728
	1 福 祉 政 策 費		－	201,199	201,199
		隣保館運営助成事業費	－	51,909	51,909
		総合福祉会館管理委託費	－	149,290	149,290
	2 生 活 保 護 費		－	136,516	136,516
		社 会 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 費	－	131,175	131,175
		保護施設物価高騰対策 支 援 事 業 費	－	5,341	5,341
	3 障 害 福 祉 費		－	2,118,341	2,118,341

		障害児通所施設等安全対策 支 援 事 業 費	－	1,800	1,800
		障害者施設等物価高騰対策 支 援 事 業 費	－	135,470	135,470
		障害福祉人材確保・職場環境 改 善 等 事 業 費	－	654,370	654,370
		障害福祉施設整備事業費	－	655,115	655,115
		あすなろの郷再編整備関連 事 業 費	－	664,206	664,206
		県 立 施 設 整 備 費	－	7,380	7,380
	4 長 寿 福 祉 費		－	3,078,934	3,078,934
		老 人 福 祉 施 設 整 備 費	－	141,882	141,882
		老 人 福 祉 施 設 整 備 推 進 事 業 費	－	486,645	486,645
		介護施設等物価高騰対策 支 援 事 業 費	－	863,695	863,695
		介護人材確保・職場環境 改 善 等 事 業 費	－	1,586,712	1,586,712
	5 児 童 福 祉 費		－	313,738	313,738
		放課後児童クラブ整備費	－	3,759	3,759
		幼 児 教 育 ・ 保 育 施 設 物 価 高 騰 対 策 支 援 事 業 費	－	181,097	181,097
		施 設 福 祉 費	－	12,336	12,336
		児童福祉施設等改修費	－	116,546	116,546
8 労 働 費			－	177,595	177,595
	1 労 働 政 策 費	いばらき就職支援センター 事 業 費	－	12,112	12,112
	2 産 業 人 材 費		－	165,483	165,483
		産 業 技 術 専 門 学 院 施 設 整 備 費	－	133,229	133,229
		茨城県職業人材育成センター 運 営 事 業 費	－	32,254	32,254
9 農 林 水 産 業 費			142,600	16,170,296	16,312,896
	1 農 業 費		－	958,110	958,110
		農 林 事 務 所 運 営 費	－	12,725	12,725
		原 種 苗 セ ン タ ー 運 営 管 理 事 業 費	－	56,936	56,936

		農産園芸共同利用施設整備事業費	－	15,000	15,000
		農業用プラスチック適正処理対策事業費	－	61,500	61,500
		儲かる産地支援事業費	－	4,965	4,965
		農業経営対策事業費	－	27,900	27,900
		共同物流拠点施設整備事業費	－	486,330	486,330
		後継者活動費	－	29,305	29,305
		農業総合センター施設整備費	－	200,706	200,706
		農業大学校施設整備費	－	54,229	54,229
		鳥獣被害防止総合対策事業費	－	8,514	8,514
	2 畜産業費		－	2,780,615	2,780,615
		家畜伝染病予防事業費	－	2,194,157	2,194,157
		アフリカ豚熱緊急防疫対策事業費	－	13,200	13,200
		畜産競争力強化対策事業費	－	500,000	500,000
		肉骨粉利用促進事業費	－	6,000	6,000
		良質堆肥広域流通促進事業費	－	8,500	8,500
		運営費	－	58,758	58,758
	3 林業費		－	2,059,401	2,059,401
		自然観察施設管理運営費	－	6,729	6,729
		緑の循環システム整備事業費	－	63,454	63,454
		森林環境譲与税活用事業費	－	20,530	20,530
		木材利用促進施設整備事業費	－	681,461	681,461
		特用林産施設等体制整備事業費	－	56,255	56,255
		林業技術センター運営費	－	42,442	42,442
		国補造林事業費	－	48,934	48,934
		県単造林事業費	－	129,700	129,700

		奥久慈グリーンライン 林道整備事業費	－	117,627	117,627
		県単林道事業費	－	33,385	33,385
		国補治山事業費	－	853,884	853,884
		県単治山事業費	－	5,000	5,000
	4 水産業費		142,600	1,351,434	1,494,034
		次世代漁業人材確保 支援事業費	－	217,636	217,636
		県産シラス競争力強化 対策事業費	－	3,000	3,000
		施設整備費	－	38,310	38,310
		栽培漁業センター 施設整備事業費	－	8,823	8,823
		「いばらきの養殖産業」 創出事業費	－	6,780	6,780
		広域漁港整備事業費	105,600	498,390	603,990
		漁港施設整備事業費	－	55,573	55,573
		漁場環境保全創造事業費	－	52,235	52,235
		水産動物増殖場標識等 管理事業費	－	1,247	1,247
		水産基盤ストック マネジメント事業費	37,000	420,653	457,653
		漁港開港対策事業費	－	48,787	48,787
	5 農地費		－	9,020,736	9,020,736
		県単土地改良事業費	－	100,000	100,000
		農村地域防災減災事業費	－	1,119,106	1,119,106
		耕作条件改善事業費	－	102,800	102,800
		基幹農道整備事業費	－	26,600	26,600
		基盤整備促進事業費	－	69,225	69,225
		ふるさと農道整備事業費	－	15,100	15,100
		県営かんがい排水事業費	－	1,476,268	1,476,268
		県営畑地帯総合 整備事業費	－	1,034,460	1,034,460

		中山間地域農業基盤整備促進事業費	－	4,585	4,585
		経営体育成基盤整備事業費	－	5,026,067	5,026,067
		水田畑地化推進事業費	－	24,572	24,572
		国土調査事業費補助	－	21,953	21,953
10 営業戦略費			－	442,985	442,985
	2 誘客・販路拡大推進費		－	40,506	40,506
		観光施設管理費	－	26,807	26,807
		諸 費	－	13,699	13,699
	3 国際ビジネス推進費	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業費	－	402,479	402,479
11 立地推進費			7,500	700,535	708,035
	1 立地推進費		7,500	700,535	708,035
		工業団地整備推進費	－	665,125	665,125
		工業団地整備調整推進事業費	－	29,315	29,315
		都市計画事業土地区画整理事業特別会計へ繰出	7,500	2,900	10,400
		T X沿線緑地保全事業費	－	3,195	3,195
12 商 工 費			－	415,218	415,218
	2 技術振興費		－	120,218	120,218
		維持運営費	－	57,566	57,566
		維持運営費	－	3,025	3,025
		科学技術拠点形成総合推進事業費	－	59,627	59,627
	3 中小企業費	特別高圧受電施設等電気料金支援事業費	－	295,000	295,000
13 土 木 費			31,882,908	33,316,542	65,199,450
	1 土木管理費		－	174,141	174,141
		土木事務所等整備費	－	106,011	106,011
		開発許可等施行費	－	60,000	60,000

		建 築 防 災 事 業 費	－	8,130	8,130
	2 道路橋梁費		27,045,318	11,071,004	38,116,322
		道 路 工 事 調 査 費	－	115,073	115,073
		地 方 道 路 整 備 費	13,316,204	4,161,831	17,478,035
		県 単 道 路 改 良 費	607,496	11,985	619,481
		県 単 自 転 車 道 整 備 費	－	76,291	76,291
		合 併 市 町 村 幹 線 道 路 緊 急 整 備 支 援 事 業 費	－	2,061,057	2,061,057
		道 路 台 帳 調 製 費	－	1,450	1,450
		道 路 計 画 調 査 費	－	18,040	18,040
		地 方 道 路 整 備 費	6,818,925	3,657,758	10,476,683
		移 管 道 路 整 備 費	－	60,019	60,019
		道路直轄事業負担金	－	907,500	907,500
	3 河川海岸費		3,725,800	18,869,017	22,594,817
		河川改良計画基礎調査費	－	39,306	39,306
		ダ ム 管 理 事 業 費	－	314,647	314,647
		ダ ム 調 査 費	－	3,639	3,639
		砂 防 調 査 費	－	3,700	3,700
		砂 防 管 理 費	－	14,169	14,169
		国 補 河 川 改 修 事 業 費	1,742,000	8,535,787	10,277,787
		都市基盤河川改修事業費	－	80,000	80,000
		ダム堰堤改良事業費	70,000	316,918	386,918
		河 川 補 修 費	－	58,910	58,910
		河 川 防 災 費	1,514,000	1,188,640	2,702,640
		水 辺 空 間 づ く り 河 川 整 備 事 業 費	－	5,785	5,785
		通 常 砂 防 費	39,000	277,311	316,311

		国補急傾斜地崩壊対策事業費	90,000	472,247	562,247
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	97,000	114,685	211,685
		砂防施設補修費	－	92,883	92,883
		県単砂防費	19,000	30,611	49,611
		海岸防災費	94,000	108,055	202,055
		海岸保全施設整備事業費	60,800	296,319	357,119
		治水直轄事業負担金	－	6,915,405	6,915,405
	4 港 湾 費		289,470	1,730,305	2,019,775
		港湾計画調査費	－	110,798	110,798
		港湾海岸管理費	－	45,792	45,792
		国補統合補助事業費	216,470	250,368	466,838
		津波・高潮対策事業費	－	851,900	851,900
		港湾維持改良費	73,000	162,747	235,747
		港湾直轄事業負担金	－	308,700	308,700
	5 都市計画費		484,920	559,030	1,043,950
		県単街路改良費	－	38,927	38,927
		街路事業基礎調査費	－	7,841	7,841
		都市地域計画策定費	－	34,585	34,585
		市町村等土地区画整理県道支援事業費	－	35,402	35,402
		国補公園事業費	402,100	56,624	458,724
		公園施設費	－	195,752	195,752
		市町村下水道整備支援事業費	－	7,500	7,500
		湖沼水質浄化下水道接続支援事業費	－	70,000	70,000
		市町村公共下水道受託事業費	82,820	66,649	149,469
		下水道事業調査費	－	45,000	45,000

		下水道事業広報啓発活動費	-	750	750
	6 住宅費		337,400	913,045	1,250,445
		住宅管理費	-	28,431	28,431
		公営住宅建設費	337,400	884,614	1,222,014
14 警察費			-	719,060	719,060
	1 警察管理費		-	719,060	719,060
		警察施設改修費	-	422,071	422,071
		警察署等建設整備費	-	266,789	266,789
		職員宿舍再編整備費	-	30,200	30,200
15 教育費			-	4,914,368	4,914,368
	1 教育総務費		-	23,686	23,686
		運営費	-	2,640	2,640
		施設整備費	-	21,046	21,046
	4 高等学校費		-	3,780,098	3,780,098
		校舎等整備費	-	91,525	91,525
		県立高等学校改革プラン推進事業費	-	265,117	265,117
		校地等整備費	-	303,017	303,017
		県立学校施設長寿命化推進事業費	-	3,120,439	3,120,439
	5 特別支援学校費		-	669,329	669,329
		校地等整備費	-	103,849	103,849
		(仮称)神栖特別支援学校整備事業費	-	21,612	21,612
		県立学校施設長寿命化推進事業費	-	543,868	543,868
	6 社会教育費		-	322,950	322,950
		社会教育施設整備費	-	67,671	67,671
		文化施設整備費	-	255,279	255,279

	7 保 健 体 育 費	県営体育施設設備整備費	－	118,305	118,305
16 災 害 復 旧 費			－	44,623	44,623
	1 農林水産施設 災 害 復 旧 費	過 年 発 生 災 害 復 旧 費	－	44,623	44,623
合 計			34,409,008	73,893,175	108,302,183

第3表 債務負担行為補正

(変 更 分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
那珂湊漁港駐車場の 管理運営に係る協定	変 更 前	那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協 定を株式会社暁恒産と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	77,000千円
	変 更 後	同 上	同 上	80,372千円
国 営 那 珂 川 沿 岸 土地改良事業負担金	変 更 前	土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸 土地改良事業に係る費用の一部を負担す る。	自 令和6年度 至 令和17年度	3,696,107千円
	変 更 後	同 上	自 令和7年度 至 令和18年度	4,108,089千円
古 河 警 察 署 建 設 工 事 請 負 契 約	変 更 前	古河警察署の建設に係る工事請負契約 を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	3,745,046千円
	変 更 後	同 上	同 上	4,137,895千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 313,600	千円 346,700	千円 660,300	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	363,500	233,400	596,900			
土地改良事業	2,726,000	1,726,300	4,452,300			
河 川 事 業	15,712,700	9,073,400	24,786,100			
海 岸 整 備 事 業	209,400	56,700	266,100			
砂 防 事 業	73,500	114,900	188,400			
急傾斜地崩壊対策事業	142,000	102,300	244,300			
港湾整備事業	2,046,100	102,400	2,148,500			
道路橋梁整備事業	25,763,900	3,355,500	29,119,400			
街 路 事 業	427,100	△ 277,400	149,700			
空港整備事業	12,600	△ 3,100	9,500			
放課後児童クラブ整備事業	114,100	△ 84,400	29,700			
産業技術専門学院整備事業	20,500	△ 100	20,400			
いばらき就職支援センター整備事業	11,400	6,400	17,800			
茨城県職業人材育成センター整備事業	70,800	△ 23,900	46,900			
栽培漁業センター施設整備事業	－	5,800	5,800			
体育施設整備事業	172,500	△ 109,200	63,300			
公営住宅建設事業	916,700	△ 32,700	884,000			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	16,800	△ 16,800	－			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	176,200	△ 176,200	－			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	371,800	－	371,800			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	29,800	△ 29,800	－			

単独災害復旧事業	173,300	△ 116,600	56,700			
保護施設整備事業	35,600	△ 700	34,900			
児童福祉施設整備事業	210,800	3,200	214,000			
老人福祉施設整備事業	473,400	△ 240,900	232,500			
障害福祉施設整備事業	6,370,000	△ 6,123,700	246,300			
総合福祉会館整備事業	136,000	－	136,000			
県庁舎等整備事業	104,300	△ 8,500	95,800			
大気汚染監視機器整備事業	11,800	△ 1,400	10,400			
交通安全施設整備事業	1,139,000	△ 413,600	725,400			
警察施設整備事業	1,657,400	△ 1,475,000	182,400			
公園事業	541,400	△ 6,400	535,000			
高校整備事業	3,818,100	△ 211,500	3,606,600			
文化施設整備事業	316,600	135,800	452,400			
社会教育施設整備事業	86,900	5,400	92,300			
特別支援学校整備事業	1,305,100	△ 496,000	809,100			
空港周辺整備事業	39,600	△ 8,000	31,600			
地域鉄道設備等整備事業	93,000	△ 51,300	41,700			
災害救助対策事業	3,600	6,700	10,300			
消防施設整備事業	233,900	△ 20,700	213,200			
県立医療大学設備整備事業	300,200	29,900	330,100			
農業大学校施設整備事業	30,600	△ 21,400	9,200			
農業総合センター施設整備事業	74,200	△ 74,200	－			
土地改良事務所施設整備事業	－	9,500	9,500			
原種苗センター整備事業	29,700	10,800	40,500			
情報テクノロジー大(仮称)整備事業	684,200	△ 441,800	242,400			

産業技術イノベーション センター施設整備事業	－	37,400	37,400			
いばらき量子ビーム 研究センター整備事業	－	12,300	12,300			
県民文化センター 施設整備事業	164,000	△ 22,900	141,100			
霞ヶ浦環境科学センター 整備事業	26,600	1,200	27,800			
園芸リサイクルセンター 整備事業	42,300	－	42,300			
畜産センター施設 整備事業	27,600	7,400	35,000			
家畜保健衛生所 施設整備事業	50,700	14,800	65,500			
林業技術センター 施設整備事業	－	25,400	25,400			
水産試験場施設 整備事業	－	28,700	28,700			
保健所施設 整備事業	412,000	△ 373,600	38,400			
動物指導センター 施設整備事業	－	8,000	8,000			
いばらき予防医学プラザ 整備事業	107,800	40,800	148,600			
公共処分場 整備事業	1,969,600	△ 1,331,100	638,500			
地域活性化事業	241,800	700	242,500			
防災対策事業	551,000	△ 8,000	543,000			
合併特例事業	1,157,600	△ 119,000	1,038,600			
地方道路等 整備事業	4,938,200	△ 1,373,300	3,564,900			
緊急防災・減災事業	568,500	△ 43,500	525,000			
上水道事業出資金	2,489,000	983,000	3,472,000			40 年 以 内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	7,100,000	35,600	7,135,600			} 30 年 以 内 (据置期間を 含む。)
退職手当債	1,000,000	△ 1,000,000	－			
災害援護資金 貸付金	7,400	△ 7,400	－	普通貸借	無利子	12 年 以 内 (据置期間を含む。)
合 計	88,413,800	1,776,300	90,190,100			

第57号議案

令和6年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233,947千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,667,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
港湾整備事業	7,566,400 ^{千円}	△ 436,900 ^{千円}	7,129,500 ^{千円}
計	7,566,400	△ 436,900	7,129,500

令和7年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港湾事業収入		11,901,351 ^{千円}	△ 233,947 ^{千円}	11,667,404 ^{千円}
	1 使 用 料	1,699,381	41,463	1,740,844
	2 財 産 収 入	425,199	31,117	456,316
	3 繰 入 金	1,782,539	△ 80,861	1,701,678
	4 繰 越 金	2,000	146,566	148,566
	5 諸 収 入	425,832	64,668	490,500
	6 県 債	7,566,400	△ 436,900	7,129,500
歳 入 合 計		11,901,351	△ 233,947	11,667,404

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港湾事業費		11,901,351 ^{千円}	△ 233,947 ^{千円}	11,667,404 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	127,004	△ 1,513	125,491
	2 港 湾 管 理 費	1,796,288	107,266	1,903,554
	3 港 湾 振 興 費	53,399	△ 4,868	48,531
	4 港 湾 建 設 費	6,665,200	△ 452,295	6,212,905
	5 公 債 費	3,257,460	119,463	3,376,923
	6 予 備 費	2,000	△ 2,000	－
歳 出 合 計		11,901,351	△ 233,947	11,667,404

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費			千円 995,500	千円 878,058	千円 1,873,558
	2 港湾管理費	港湾管理費	—	286,158	286,158
	4 港湾建設費	港湾建設費	995,500	591,900	1,587,400
合計			995,500	878,058	1,873,558

第63号議案

令和6年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「44,289,377㎡」を「43,577,132㎡」に、同条第2号中「121,341㎡」を「119,389㎡」に、同条第4号中「2,102,153千円」を「2,388,090千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	3,488,381千円		24,144千円	3,512,525千円
第1項 営業収益	2,949,490千円		△ 37,673千円	2,911,817千円
第2項 営業外収益	538,858千円		59,753千円	598,611千円
第3項 特別利益	33千円		2,064千円	2,097千円
	支	出		
第1款 事業費用	3,341,965千円		125,620千円	3,467,585千円
第1項 営業費用	3,286,940千円		120,182千円	3,407,122千円
第2項 営業外費用	53,965千円		△ 2,300千円	51,665千円
第3項 特別損失	60千円		7,738千円	7,798千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「1,016,968千円」を「978,360千円」に、「873,003千円」を「419,915千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額143,965千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額157,834千円及び建設改良積立金400,611千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	1,479,955千円		311,612千円	1,791,567千円
第1項 国庫補助金	498,844千円		71,169千円	570,013千円
第2項 企業債	935,300千円		194,100千円	1,129,400千円
第3項 負担金	45,811千円		46,343千円	92,154千円
	支	出		
第1款 資本的支出	2,496,923千円		273,004千円	2,769,927千円
第1項 建設改良費	2,102,153千円		285,937千円	2,388,090千円
第2項 資産購入費	62,533千円		△ 12,958千円	49,575千円
第3項 償還金	332,237千円		25千円	332,262千円

（企業債の補正）

第5条 予算第6条中限度額「935,300千円」を「1,129,400千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「215,831千円」を「222,896千円」に改める。

令和7年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第64号議案

令和6年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「128,633,000㎡」を「131,166,000㎡」に、同条第2号中「352,419㎡」を「359,359㎡」に、同条第4号中「3,607,108千円」を「3,754,610千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 事業収益	17,570,662千円	1,113,980千円	18,684,642千円
第1項 営業収益	9,766,073千円	△ 561,058千円	9,205,015千円
第2項 営業外収益	7,708,102千円	192,109千円	7,900,211千円
第3項 特別利益	96,487千円	1,482,929千円	1,579,416千円
	支 出		
第1款 事業費用	17,576,272千円	1,480,443千円	19,056,715千円
第1項 営業費用	17,102,684千円	△ 303,943千円	16,798,741千円
第2項 営業外費用	421,616千円	32,036千円	453,652千円
第3項 特別損失	47,972千円	1,752,350千円	1,800,322千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「1,528,961千円」を「1,549,539千円」に、「1,151,058千円」を「1,009,453千円」に、「311,117千円」を「248,487千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額66,786千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額91,593千円及び減債積立金200,006千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	4,504,207千円	125,125千円	4,629,332千円
第1項 国庫補助金	2,008,327千円	129,858千円	2,138,185千円
第2項 企業債	1,689,647千円	12,698千円	1,702,345千円
第3項 負担金	728,443千円	24,373千円	752,816千円
第5項 関連事業収入	52千円	489千円	541千円
第6項 その他補助金	77,658千円	△ 42,293千円	35,365千円
	支 出		
第1款 資本的支出	6,033,168千円	145,703千円	6,178,871千円
第1項 建設改良費	3,607,108千円	147,502千円	3,754,610千円
第2項 資産購入費	15,771千円	△ 1,113千円	14,658千円

第3項 償 還 金	2,410,253千円	△	1,173千円	2,409,080千円
第4項 基 金 積 立 金	36千円		486千円	522千円
第5項 補 助 金 返 還 金	－千円		1千円	1千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「1,689,647千円」を「1,702,345千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「551,237千円」を「563,939千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「1,387,631千円」を「1,523,878千円」に改める。

令和7年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条 例 ・ そ の 他

第71号議案

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和6年第3回茨城県議会定例会において、第140号議案として提出し、議決を受けた市町村が負担する金額について、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
河川事業	日立市	115,000 ^{千円}	175,000 ^{千円}	11,500 ^{千円}	17,500 ^{千円}	
	常陸太田市	10,000	－	1,000	－	
	行方市	75,500	175,500	7,550	17,550	
	小美玉市	30,000	100,000	3,000	10,000	
港湾事業	日立市	－	30,000	－	4,000	
	ひたちなか市	1,166,000	1,487,398	84,960	134,766	
	大洗町	－	129,000	－	17,200	
	東海村	966,000	880,413	28,980	26,412	
下水道事業	水戸市	168,163	225,421	30,678	43,352	
	日立市	85,219	114,235	15,546	21,970	
	土浦市	564,531	707,234	105,149	131,851	
	古河市	15,976	17,791	3,994	4,448	
	石岡市	180,797	226,500	33,676	42,226	
	龍ヶ崎市	17,621	91,654	4,405	17,183	
	下妻市	9,900	18,073	3,570	7,167	
	常総市	4,836	9,598	1,770	3,772	
	常陸太田市	38,395	51,468	7,004	9,898	
	牛久市	14,995	77,995	3,749	14,622	
	つくば市	53,571	204,584	13,393	40,968	
	ひたちなか市	187,761	251,693	34,253	48,404	
	潮来市	31,480	224,046	8,513	47,848	

	常陸大宮市	21,071	28,245	3,844	5,432	
	那珂市	64,616	86,618	11,788	16,658	
	筑西市	9,018	18,639	2,893	6,056	
	坂東市	14,920	13,494	3,730	3,373	
	稲敷市	1,175	6,110	294	1,146	
	かすみがうら市	125,452	157,164	23,367	29,300	
	桜川市	6,484	21,059	1,621	5,049	
	行方市	16,651	118,531	4,502	25,314	
	小美玉市	191,866	240,368	35,738	44,810	
	茨城町	40,000	11,233	20,000	5,617	
	大洗町	41,405	55,504	7,553	10,674	
	城里町	14,984	20,085	2,733	3,863	
	東海村	47,292	63,393	8,627	12,191	
	阿見町	167,268	209,551	31,156	39,067	
	河内町	1,313	6,829	328	1,279	
	八千代町	6,077	10,432	2,224	4,332	
	境町	9,104	10,185	2,276	2,546	
	利根町	2,971	15,455	743	2,897	

令和7年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第72号議案

霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

令和6年第1回茨城県議会定例会において、第72号議案として提出し、議決を受けた関係市町村に負担させる金額について、下記のとおり変更するものとする。

		記	
		(変更前)	(変更後)
龍ヶ崎市		466,331千円	388,132千円
牛久崎市		423,020千円	418,195千円
つくば市		1,642,335千円	1,627,868千円
稲敷市		16,598千円	13,336千円
河内町		17,117千円	16,983千円
利根町		74,803千円	71,615千円
土浦市		1,121,199千円	999,406千円
石岡市		275,310千円	229,405千円
かすみがうら市		203,538千円	178,079千円
小美玉市		150,211千円	142,447千円
阿見町		529,546千円	448,545千円
潮来市		343,494千円	343,403千円
行方市		51,575千円	52,200千円
水戸市		650,142千円	618,749千円
日立市		377,620千円	352,907千円
常陸太田市		146,805千円	134,917千円
ひたちなか市		411,437千円	394,351千円
常陸大宮市		81,249千円	72,422千円
那珂市		259,590千円	259,498千円
大洗町		79,720千円	77,577千円
城里町		43,488千円	42,399千円
東海村		271,249千円	272,147千円
ひたちなか・東海広域事務組合		26,381千円	25,334千円
古河市		117,728千円	108,394千円
坂東市		76,447千円	86,377千円
境町		220,809千円	224,377千円
下妻市		221,429千円	223,271千円
常総市		104,838千円	99,684千円
筑西市		241,419千円	226,108千円
八千代町		56,911千円	57,720千円
桜川市		124,153千円	116,610千円

令和7年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第78号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
県営住宅使用料等	平成 20 年度、 平成 21 年度、 平成 22 年度、 平成 23 年度、 平成25年度及び 平成 26 年度	1,444,700円	土浦市下高津二丁目 1 番 5 -108号 県営ひばりアパート 寄瀬 肇	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和 7 年 3 月 3 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報

告

報告第 1 号

地方自治法第179条第 1 項の規定に基づく専決処分について

別記 6 件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 3 項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和 7 年 3 月 3 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 3

損害賠償の額の決定について

国道355号に隣接する敷地で発生した車両汚損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 531,300円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和6年4月5日（金）午後4時頃

小美玉市栗又四ヶ2434番地45敷地内

4 事故の概要

国道355号の路面に生じていた穴ぼこから飛散した常温アスファルト混合物により、上記場所に駐車していた普通乗用自動車を汚損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年1月28日

茨城県知事 大井川 和彦

令和 7 年 2 月 2 6 日 開 会

令和 7 年第 1 回茨城県議会定例会議案概要説明書

(第 2 綴)

茨 城 県

一 般 会 計 補 正 予 算 概 要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
監理課				
土木総務費	402,838	負担金 3,359 使用料 △86 財産収入 △882 諸収入 5,346 県債 1,200 計 8,937	393,901	
土木総務費	380,465	負担金 3,359 諸収入 1,493 計 4,852	375,613	職員給与費等 (現計 2,911,836)
土木事務所等整備費	98,329	使用料 △86 財産収入 △882 県債 1,200 計 232	98,097	土木事務所等整備費 (現計 58,287)
諸費	△75,956	諸収入 3,853	△79,809	諸費 土木関係各種団体分担金 △490 (現計 8,566) 一般事務処理費 △74,154 (現計 91,301) 明日の茨城づくり P R 推進費 △712

				(現計 2,465) 地方団体関係団体職員共済組合負担金 △600 (現計 2,600) 建設業国庫支出金等返還金 歳入補正
建設指導監督費	△4,055	手数料 △18,310 諸収入 15 計 △18,295	14,240	
建設業法施行費	△3,992	手数料 △18,258 諸収入 15 計 △18,243	14,251	建設業者許可等事業費 (現計 54,329)
浄化槽法施行費	△63	手数料 △52	△11	浄化槽工事業者登録届出事務費 (現計 94)
監理課計	398,783	負担金 3,359 使用料 △86 手数料 △18,310 財産収入 △882 諸収入 5,361 県債 1,200 計 △9,358	408,141	
用地課				

土木総務費	△8,728	使用料 手数料 諸収入 計	2,118 △616 △284 1,218	△9,946	
国有財産取扱費	△1,561	使用料	2,118	△3,679	国有財産管理事務費 (現計 1,591)
登記事務等処理費	△3,232	諸収入	47	△3,279	登記事務等処理費 (現計 50,494)
用地諸費	△3,935	手数料 諸収入 計	△616 △331 △947	△2,988	不動産鑑定業登録事務費 △17 (現計 58) 事業認定等事務処理費 △1,268 (現計 1,298) 公共事業用地取得促進対策費 △2,644 (現計 14,372) 国有財産事務処理特例交付金 △6 (現計 177)
検査指導課					
土木総務費	△2,429	手数料	1,415	△3,844	
土木職員研修費	△1,847	—	—	△1,847	土木職員研修費 (現計 8,177)

建設資源リサイクルシステム構築事業費	△582	手数料 1,415	△1,997	建設資源リサイクルシステム構築事業費 建設資源リサイクルシステム構築事業費 △246 (現計 558) 建設リサイクル法施行費 △336 (現計 632)
建設指導監督費				
建設業振興対策費	△21	諸収入 2,655	△2,676	建設業振興対策費 (現計 739)
検査指導課計	△2,450	手数料 1,415 諸収入 2,655 計 4,070	△6,520	
道路建設課				
道路橋梁総務費	△95,301	国庫支出金 △5,900	△89,401	
道路工事調査費	△5,900	国庫支出金 △5,900	—	道路工事基礎調査費 国補（1／3） (現計 160,000)
市町村道路整備促進費	△89,369	—	△89,369	合併市町村幹線道路緊急整備支援市町村補助 (現計 719,875)

高規格道路関連促進費	△32	—	△32	建設促進対策費 (現計 1,221)
道路橋梁改築費	1,975,024	国庫支出金 1,567,536 負担金 △120,931 諸収入 △698,744 県債 1,234,300 計 1,982,161	△7,137	
地方道路整備費	2,666,812	国庫支出金 1,560,580 負担金 △120,931 県債 1,234,300 計 2,673,949	△7,137	道路改良費 工事費 2,649,489 国補（５．５／１０）等 原因者負担（１０／１０） (現計 22,464,299) 事務費 17,323 原因者負担（１０／１０） うち人件費 44,177 (現計 1,057,985) 過疎対策道路改良費 工事費 国補（５．５／１０）等 内容補正 (現計 222,788) 事務費 内容補正 うち人件費 318 (現計 10,495)

市町村道路事業指導監督費	6,956	国庫支出金 6,956	—	市町村施行道路工事指導監督費 国補（１０／１０） うち人件費 6,415 (現計 5,371)
県単道路改良費	—	—	—	道路改良費 工事費 内容補正 (現計 1,165,460) 事務費 内容補正 うち人件費 2,398 (現計 78,951)
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費	△698,744	諸収入 △698,744	—	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費 工事費 △659,264 管理者負担（１０／１０） (現計 3,311,460) 事務費 △39,480 管理者負担（１０／１０） うち人件費 △29,212 (現計 57,540)
街路事業費				
県単街路改良費	—	—	—	街路改良費 事務費

				内容補正 うち人件費 1,545 (現計 9,927)
道路建設課計	1,879,723	国庫支出金 1,561,636 負担金 △120,931 諸収入 △698,744 県債 1,234,300 計 1,976,261	△96,538	
道路維持課				
道路橋梁総務費	1,887	財産収入 700 諸収入 9 計 709	1,178	
道路調査費	1,548	財産収入 700 諸収入 9 計 709	839	道路調査費 (現計 6,634)
道路台帳調製費	△1,699	—	△1,699	道路台帳調製費 (現計 6,303)
道路橋梁総務諸費	2,038	—	2,038	道路橋梁総務諸費 道路管理者損害賠償保険費 2,639 (現計 9,103) 道路ボランティアサポート事業費 △601

(242)

				(現計 19,042)
道路橋梁維持費	2,080,420	国庫支出金 1,286,786 負担金 △149,917 使用料 8,723 県債 1,094,800 計 2,240,392	△159,972	
地方道路整備費	2,232,084	国庫支出金 1,286,786 負担金 △149,917 県債 1,094,800 計 2,231,669	415	地方道路整備費 工事費 2,220,956 国補（5.5／10）等 （現計 11,259,873） 事務費 11,128 うち人件費 61,962 （現計 438,127）
道路補修費	—	—	—	路面再生事業費 事務費 内容補正 うち人件費 9,051 （現計 96,670） 道路防災維持費 事務費 内容補正 うち人件費 8,293 （現計 88,575）
交通安全施設費	—	—	—	自転車歩行者道等交通安全施設費

				事務費 内容補正 うち人件費 5,532 (現計 59,100)
道路維持諸費	△151,664	使用料 8,723	△160,387	道路維持諸費 道路照明等維持管理費 △151,413 (現計 869,343) 道路交通情報提供費 32 (現計 23,100) 道路占用入札事業費 △283 (現計 4,265)
道路直轄事業負担金	907,500	県債 907,400	100	道路直轄事業負担金 新直轄費 487,500 (現計 4,825,000) 改築費 420,000 (現計 4,285,001)
道路維持課計	2,989,807	国庫支出金 1,286,786 負担金 △149,917 使用料 8,723 財産収入 700 諸収入 9 県債 2,002,200 計 3,148,501	△158,694	
河川課				

河川総務費	△7,551	負担金 使用料 寄附金 諸収入 県債 計	469 △706 △3,000 △1,650 190,400 185,513	△193,064	
河川改良工事調査費	△3,000	寄附金	△3,000	—	河川改良計画基礎調査費 (現計 48,378)
海岸管理費	—	使用料	△706	706	海岸管理費 歳入補正
水害統計調査費	—	—	—	—	水害統計調査費 国委 内容補正 (現計 261)
ダム管理費	△4,551	負担金 諸収入 県債 計	469 △1,650 190,400 189,219	△193,770	ダム管理費 職員給与費等 △1,303 利水者負担 (12.6%～ 38.9%) (現計 89,393) 管理費 △3,248 利水者負担 (12.6%～ 38.9%) (現計 285,153)

				ダム管理事業費 利水者負担（１２．６％～３８．９％） 内容及び歳入補正 (現計 379,978)
砂防管理費	—	—	—	砂防管理費 内容補正 (現計 14,169)
河川改良費	6,814,745	国庫支出金 3,359,015 負担金 56,455 県債 3,493,900 計 6,909,370	△94,625	
国補河川改修事業費	6,474,286	国庫支出金 3,262,225 負担金 △606 県債 3,306,300 計 6,567,919	△93,633	国補河川改修事業費 工事費 6,493,250 国補（１／２）等 原因者負担（１０／１０） (現計 4,764,044) 事務費 △18,964 原因者負担（１０／１０） うち人件費 △19,735 (現計 212,470)
都市基盤河川改修事業費	40,000	県債 41,000	△1,000	都市基盤河川改修事業費負担金 (現計 40,000)
市町村河川事業指導監督費	138	国庫支出金 138	—	市町村施行河川工事指導監督費

(246)

				国補（１０／１０） うち人件費 △384 （現計 769）
ダム堰堤改良事業費	300,321	国庫支出金 96,652 負担金 57,061 県債 146,600 計 300,313	8	ダム堰堤改良事業費 工事費 298,308 国補（４／１０） 利水者負担（１０／１０） （現計 100,000） 事務費 2,013 利水者負担（１０／１０） うち人件費 1,413 （現計 3,060）
河川維持費	△9,067	使用料 27,403 手数料 15 財産収入 916 諸収入 △9,969 計 18,365	△27,432	
河川環境整備促進費	—	—	—	河川環境整備促進費 内容補正 （現計 8,695）
河川補修費	—	—	—	維持補修費 内容補正 （現計 1,077,998）

河川防災費	—	—	—	河道浚渫、築堤及び護岸等整備費 工事費 内容補正 (現計 4,097,363) 事務費 内容補正 うち人件費 8,869 (現計 227,193)
水辺空間づくり河川整備事業費	—	—	—	水辺空間づくり河川整備事業費 工事費 内容補正 (現計 20,657) 事務費 内容補正 うち人件費 42 (現計 1,087)
河川管理費	△9,067	使用料 27,403 手数料 15 財産収入 916 諸収入 △9,969 計 18,365	△27,432	河川管理費 河川管理施設管理費 内容及び歳入補正 (現計 110,577) 千波湖浄化対策事業費 △9,067 (現計 26,604)
砂防費	510,395	国庫支出金 217,550 負担金 22,000	53,645	

		県債 計	217,200 456,750		
通常砂防費	220,495	国庫支出金 県債 計	105,500 114,900 220,400	95	砂防費 工事費 211,000 国補（1／2） （現計 150,000） 事務費 9,495 うち人件費 6,931 （現計 6,750）
国補急傾斜地崩壊対策事業費	289,900	国庫支出金 負担金 県債 計	112,050 22,000 102,300 236,350	53,550	急傾斜地崩壊対策費 工事費 280,000 国補（国4.5／10県4.5／10 地元1／10）等 （現計 349,000） 事務費 9,900 うち人件費 7,341 （現計 14,355）
県単急傾斜地崩壊対策事業費	—	—	—	—	県単急傾斜地崩壊対策事業費 事務費 内容補正 うち人件費 282 （現計 18,575）
県単砂防費	—	—	—	—	砂防関連護岸等整備費 工事費

				内容補正 (現計 69,860) 事務費 内容補正 うち人件費 119 (現計 7,751)
海岸保全費	104,139	国庫支出金 52,100 県債 56,700 計 108,800	△4,661	
海岸防災費	—	—	—	海岸防災費 工事費 内容補正 (現計 313,340) 事務費 内容補正 うち人件費 2,722 (現計 34,816)
海岸保全施設整備事業費	104,139	国庫支出金 52,100 県債 56,700 計 108,800	△4,661	海岸保全施設整備事業費 工事費 104,200 国補 (1 / 2) (現計 432,000) 事務費 △61 うち人件費 1,261 (現計 16,762)

水防費	—	—	—	水防費 内容補正 (現計 92,063)
治水直轄事業負担金	5,189,682	県債 5,359,300	△169,618	治水直轄事業負担金 治水直轄事業費 5,219,580 (現計 9,888,754) 河川等災害復旧事業費 △29,898 (現計 443,104)
災害土木施設復旧費	△551,938	国庫支出金 △269,677 県債 △280,500 計 △550,177	△1,761	
過年発生市町村災害復旧事業指導監督費	△1,000	国庫支出金 △1,000	—	指導監督事務費 国補（10／10） (現計 1,000)
現年発生市町村災害復旧事業指導監督費	△1,000	国庫支出金 △1,000	—	指導監督事務費 国補（10／10） (現計 1,000)
令和5年国補災害復旧土木費	△42,418	国庫支出金 △27,444 県債 △13,400 計 △40,844	△1,574	過年発生災害復旧費 工事費 △41,146 国補（0.667） (現計 41,146) 事務費 △1,272

				うち人件費 △916 (現計 1,272)
令和6年国補災害復旧土木費	△392,030	国庫支出金 △240,233 県債 △151,700 計 △391,933	△97	現年発生災害復旧費 工事費 △380,270 国補(0.667) (現計 380,270) 事務費 △11,760 うち人件費 △8,400 (現計 11,760)
令和6年河川災害復旧費	△115,490	県債 △115,400	△90	河川災害復旧費 工事費 △112,531 (現計 112,531) 事務費 △2,959 うち人件費 △2,133 (現計 2,959)
河川課計	12,050,405	国庫支出金 3,358,988 負担金 78,924 使用料 26,697 手数料 15 財産収入 916 寄附金 △3,000 諸収入 △11,619 県債 9,037,000 計 12,487,921	△437,516	

港湾課				
港湾管理費	△97,953	国庫支出金 寄附金 計	△8,020 65,500 57,480	△155,433
港湾審議会費	△1,072	—	—	△1,072
港湾統計調査費	△20	国庫支出金	△20	—
繰出金	△80,861	—	—	△80,861
港湾計画調査費	△16,000	国庫支出金 寄附金 計	△8,000 65,500 57,500	△73,500
港湾海岸管理費	—	—	—	—
港湾建設費	△83,204	国庫支出金 負担金	121,000 21,200	△76,404

		県債 計	△149,000 △6,800		
国補統合補助事業費	△938,941	国庫支出金 負担金 県債 計	△304,000 21,200 △579,700 △862,500	△76,441	港湾統合補助事業費 工事費 国補（国 5 / 1 5 県 8 / 1 5 地元 2 / 1 5）等 （現計 2,427,000） 事務費 うち人件費 △23,671 （現計 76,725）
津波・高潮対策事業費	855,737	国庫支出金 県債 計	425,000 430,700 855,700	37	津波・高潮対策事業費 工事費 国補（1 / 2） 事務費 うち人件費 3,891
港湾維持改良費	—	—	—	—	港湾維持改良費 工事費 内容補正 （現計 342,000） 事務費 内容補正 うち人件費 △750 （現計 10,662）
港湾直轄事業負担金	280,410	負担金	29,328	△318	直轄港湾改修事業負担金

(254)

		県債 計	251,400 280,728		鹿島港建設費 (現計 茨城港常陸那珂港区建設費 (現計	173,580 450,000 106,830 562,500)
災害港湾施設復旧費	△61,277	国庫支出金 県債 計	△25,807 △35,200 △61,007	△270		
令和5年港湾施設災害復旧費	△3,150	国庫支出金 県債 計	△2,038 △1,000 △3,038	△112	過年発生災害復旧費 工事費 国補（0.667） (現計 事務費 (現計	 △3,056 3,056 △94 94)
令和6年県単港湾施設災害復旧費	△21,389	県債	△21,300	△89	県単港湾施設災害復旧費 工事費 (現計 事務費 うち人件費 △451 (現計	 △20,748 20,748 △641 641)
令和6年港湾施設災害復旧費	△36,738	国庫支出金 県債 計	△23,769 △12,900 △36,669	△69	現年発生災害復旧費 工事費 国補（0.667） (現計 事務費	 △35,636 35,636 △1,102

				うち人件費 △776 (現計 1,102)
港湾課計	37,976	国庫支出金 87,173 負担金 50,528 寄附金 65,500 県債 67,200 計 270,401	△232,425	
営繕課				
営繕管理費	△21,315	手数料 △1 諸収入 17 計 16	△21,331	
建築総務費	△3,488	—	△3,488	職員給与費等 (現計 186,769)
営繕施行事務費	△17,827	手数料 △1 諸収入 17 計 16	△17,843	営繕施行事務費 営繕工事設計委託費 △16,276 (現計 45,129) 営繕工事事務費 △1,551 (現計 16,867)
都市局都市計画課				
都市計画総務費	△7,025	手数料 224 諸収入 17	△7,266	

(256)

		計	241		
都市計画審議会費	△624	—		△624	都市計画審議会運営費 (現計 1,983)
屋外広告物取扱事務費	△4,874	手数料 224 諸収入 17 計 241		△5,115	屋外広告物取扱事務費 3,531 (現計 1,640) 屋外広告物取扱事務処理特例交付金 △8,405 (現計 15,550)
都市行政費	△740	—		△740	都市行政事務推進指導費 (現計 1,260)
都市政策推進費	△787	—		△787	まちづくり推進費 111 (現計 1,496) 都市景観形成推進事業費 △898 (現計 2,228)
都市計画調査指導費	△25,161	国庫支出金 △2,587 諸収入 21 計 △2,566		△22,595	
都市地域計画策定費	△10,994	諸収入 21		△11,015	線引き用途地域等設定費 (現計 67,949)
街路交通調査費	△17,245	国庫支出金 △5,665		△11,580	街路交通調査費 国補 (1 / 3)

				県単 (現計 36,255)
都市計画指導監督費	3,078	国庫支出金 3,078	—	市町村施行都市計画事業指導監督費 国補（10／10） うち人件費 4,861 (現計 5,675)
都市局都市計画課計	△32,186	国庫支出金 △2,587 手数料 224 諸収入 38 計 △2,325	△29,861	
都市局都市整備課				
都市計画総務費	2,299	財産収入 28 繰入金 3,565 計 3,593	△1,294	
都市緑化推進費	2,562	財産収入 28 繰入金 3,565 計 3,593	△1,031	都市緑化推進費 緑化基金積立金 28 (現計 130,002) 総合都市緑化推進事業費 2,534 (現計 5,339)
区画整理事業関連市町村事務処理特 例交付金	△263	—	△263	区画整理事業関連市町村事務処理特例交付 金 (現計 1,500)

土地区画整理費	△24,572	県債	△20,100	△4,472	
土地区画整理事業関連道路費	△22,302	県債	△20,100	△2,202	市町村等土地区画整理県道支援事業費 (現計 125,750)
土地区画整理事業推進費	△2,270	—	—	△2,270	土地区画整理事業推進費 (現計 3,130)
公園事業費	15,178	国庫支出金 9,270 使用料 △9,119 財産収入 133 寄附金 1,346 繰入金 △1,292 諸収入 15,865 県債 6,100 計 22,303		△7,125	
国補公園事業費	11,178	国庫支出金 6,350 県債 6,100 計 12,450		△1,272	公園事業費 工事費 12,102 国補（1／2）等 (現計 903,000) 事務費 △924 うち人件費 929 (現計 39,214)
公園施設費	4,000	国庫支出金 2,920 使用料 △9,119		△5,853	公園施設費 工事費

		財産収入 133 寄附金 1,346 繰入金 △1,292 諸収入 15,865 計 9,853		国補（１０／１０） 県単 内容及び歳入補正 (現計 1,030,374) 事務費 内容補正 うち人件費 △26 (現計 33,000) 事業者管理施設費 4,000 (現計 13,000)
公園直轄事業負担金	△13,962	県債 △12,500	△1,462	公園直轄事業負担金 国営常陸海浜公園事業費 △13,962 (現計 188,987)
都市局都市整備課計	△21,057	国庫支出金 9,270 使用料 △9,119 財産収入 161 寄附金 1,346 繰入金 2,273 諸収入 15,865 県債 △26,500 計 △6,704	△14,353	
都市局下水道課				
都市計画総務費	△393,989	繰入金 △70,300 諸収入 △323,689	—	

(260)

		計	△393,989		
市町村下水道支援事業費	△70,300	繰入金	△70,300	—	湖沼水質浄化下水道接続支援事業費 (現計 150,300)
市町村公共下水道受託事業費	△323,689	諸収入	△323,689	—	市町村公共下水道受託事業費 工事費 △321,152 地元負担(10/10) (現計 553,120) 事務費 △2,537 地元負担(10/10) うち人件費 △2,195 (現計 4,880)
下水道事業費	152,674	国庫支出金	152,033	641	
流域下水道事業費	641		—	641	流域下水道事業補助金 (現計 1,387,631)
下水道事業電気料金高騰対策事業費	152,033	国庫支出金	152,033	—	下水道事業電気料金高騰対策補助金 国補(10/10)
都市計画調査指導費	3,394	国庫支出金	3,394	—	
下水道事業広報啓発活動費	—		—	—	下水道事業広報啓発活動費 内容補正 (現計 1,529)

下水道指導監督費	3,394	国庫支出金 3,394	—	市町村施行下水道事業指導監督費 国補（１０／１０） うち人件費 3,624 (現計 2,887)
都市局下水道課計	△237,921	国庫支出金 155,427 繰入金 △70,300 諸収入 △323,689 計 △238,562	641	
都市局建築指導課				
建築管理費	9,678	国庫支出金 28,944 負担金 △2,689 手数料 △11,787 計 14,468	△4,790	
建築基準法施行費	15,280	国庫支出金 △109 負担金 △2,689 手数料 △12,634 計 △15,432	30,712	建築基準法施行費 職員給与費等 11,729 (現計 221,505) 建築基準法施行費 4,507 (現計 25,207) 建築審査会費 △744 (現計 1,233) 建築物等整備指導監督費 △109 国補（１０／１０） (現計 129)

(262)

				建築確認支援システム運営費 (現計 特定建築物建築促進指導費 (現計	△83 4,841) △20 85)
建築士法施行費	△67	—	△67	建築士法施行費 (現計	3,243)
開発許可等施行費	58,920	国庫支出金 29,053 手数料 △6,701 計 22,352	36,568	開発許可等施行費 (現計 開発許可施行費 開発許可施行費 (現計 宅地開発基準見直し策定費 (現計 盛土規制法施行費 国補（1／2） (現計 開発建築是正指導費 (現計	△412 1,054) △1,470 3,941) △894 3,954) 58,106 14,894) 3,590 29,350)
宅地建物取引業法施行費	△1,294	手数料 7,548	△8,842	宅地建物取引業免許指導費 (現計 宅地建物取引士費 (現計 宅地建物取引業者指導・監督強化費 (現計	△895 1,130) △458 3,233) △52 121)

				宅地建物取引業免許登録オンライン化整備費 111 (現計 5,381)
建築防災事業費	△63,161	—	△63,161	建築物等震災対策事業費 建築物等震災対策事業費 △9,781 (現計 27,563) 大規模建築物等耐震化支援事業費 △53,380 (現計 80,260)
都市局住宅課				
住宅管理費	△11,011	国庫支出金 △1,671 使用料 △6,693 手数料 △170 財産収入 2,924 諸収入 38,897 計 33,287	△44,298	住宅管理費 職員給与費等 △8,090 (現計 145,590) 県営住宅維持管理費 35,370 (現計 330,016) 県有資産所在市町村交付金 △35,370 (現計 445,468) 県営住宅指定管理委託費 国補（1／2） 歳入補正 県営住宅滞納家賃縮減事業費 △2,921 (現計 6,468)
国補住宅費	△96,998	国庫支出金 △36,462	△27,836	

		県債 計	△32,700 △69,162		
公営住宅建設費	△99,950	国庫支出金 県債 計	△40,031 △32,700 △72,731	△27,219	公営住宅建設費 工事費 △98,115 国補（４．５／１０）等 （現計 1,889,270） 事務費 △1,835 （現計 37,785）
指導監督費	4,000	国庫支出金	4,000	—	市町村公営住宅建設等指導監督費 国補（１０／１０） うち人件費 4,373 （現計 2,327）
住宅新築資金等貸付助成事業費	△59	国庫支出金	△24	△35	住宅新築資金等貸付助成事業費 （国２／３県１／３） （現計 1,322）
住宅建設コスト低減対策推進事業費	△989	国庫支出金	△407	△582	住宅建設コスト低減対策推進事業費 国補（４．５／１０） （現計 10,080）
県単住宅費	△275	手数料	9,590	△9,865	
住宅確保要配慮者向け住宅供給促進 事業費	△119	手数料	△61	△58	住宅確保要配慮者向け住宅供給促進事業費 （現計 149）

長期優良住宅建築等計画認定事業費	△156	手数料 9,651	△9,807	長期優良住宅建築等計画認定事業費 (現計 403)
都市局住宅課計	△108,284	国庫支出金 △38,133 使用料 △6,693 手数料 9,420 財産収入 2,924 諸収入 38,897 県債 △32,700 計 △26,285	△81,999	
土木部計	16,934,431	国庫支出金 6,447,504 分担金及び負担金 △140,726 使用料及び手数料 2,000 財産収入 3,819 寄附金 63,846 繰入金 △68,027 諸収入 △971,494 県債 12,282,700 計 17,619,622	△685,191	

一般会計予算繰越明許費概要

7. 令和6年度 一般会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
管財課				
財産管理費	516,832	県債 120,000	396,832	
管理諸費	88,840	—	88,840	公共施設等総合管理計画推進費 予算計上額 178,084 本年度支出所要額 89,244 残 額 88,840 不 用 額 — 繰 越 額 88,840
庁舎等維持管理費	427,992	県債 120,000	307,992	維持修繕費 予算計上額 713,309 本年度支出所要額 443,106 残 額 270,203 不 用 額 — 繰 越 額 270,203 電気保安管理費 予算計上額 95,761 本年度支出所要額 85,871 残 額 9,890 不 用 額 —

一般会計 (303)

(344)

				本年度支出所要額24,846 残 額24,572 不 用 額— 繰 越 額24,572
国土調査費	21,953	国庫支出金14,635	7,318	国土調査事業費補助 予算計上額231,665 本年度支出所要額209,712 残 額21,953 不 用 額— 繰 越 額21,953
農地局農地整備課計	7,698,830	国庫支出金3,808,034 分担金658,628 負担金847,753 県債2,188,200 計7,502,615	196,215	
農林水産部計	16,214,919	国庫支出金8,421,007 分担金及び負担金1,750,469 繰入金238,451 諸収入36,647 県債3,793,500 計14,240,074	1,974,845	
監理課				

土木総務費				
土木事務所等整備費	106,011	県債 1,200	104,811	土木事務所等整備費 予算計上額 156,616 本年度支出所要額 50,605 残 額 106,011 不 用 額 — 繰 越 額 106,011
道路建設課				
道路橋梁総務費				
道路工事調査費	115,073	国庫支出金 3,800	111,273	道路工事基礎調査費 予算計上額 154,100 本年度支出所要額 39,027 残 額 115,073 不 用 額 — 繰 越 額 115,073
道路橋梁改築費	6,311,164	国庫支出金 2,649,155 負担金 53,822 諸収入 2,061,057 県債 1,629,000 計 6,393,034	△81,870	
地方道路整備費	4,161,831	国庫支出金 2,649,155	△89,146	猿島郡境町大步地区ほか

(346)

		負担金 53,822 県債 1,548,000 計 4,250,977		予算計上額 2,666,812 本年度支出所要額 △1,495,019 残 額 4,161,831 不 用 額 — 繰 越 額 4,161,831 (現計 13,316,204)
県単道路改良費	11,985	県債 12,300	△315	土浦市大畑地区ほか 予算計上額 — 本年度支出所要額 △11,985 残 額 11,985 不 用 額 — 繰 越 額 11,985 (現計 607,496)
県単自転車道整備費	76,291	県債 68,700	7,591	土浦市田村町地区ほか 予算計上額 100,000 本年度支出所要額 23,709 残 額 76,291 不 用 額 — 繰 越 額 76,291
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費	2,061,057	諸収入 2,061,057	—	石岡市上曽地区ほか 予算計上額 2,670,256 本年度支出所要額 609,199 残 額 2,061,057 不 用 額 —

				繰越額	2,061,057
街路事業費					
県単街路改良費	38,927	県債	32,800	6,127	水戸市酒門町地区ほか 予算計上額 106,299 本年度支出所要額 67,372 残 額 38,927 不 用 額 — 繰越額 38,927
都市計画調査指導費					
街路事業基礎調査費	7,841	—	7,841	街路事業基礎調査費 予算計上額 8,040 本年度支出所要額 199 残 額 7,841 不 用 額 — 繰越額 7,841	
道路建設課計	6,473,005	国庫支出金 2,652,955 負担金 53,822 諸収入 2,061,057 県債 1,661,800 計 6,429,634	43,371		
道路維持課					

(348)

道路橋梁総務費	19,490	国庫支出金 880	18,610	
道路台帳調製費	1,450	—	1,450	道路台帳調製費 予算計上額 4,604 本年度支出所要額 3,154 残 額 1,450 不 用 額 — 繰 越 額 1,450
道路計画調査費	18,040	国庫支出金 880	17,160	道路計画調査費 予算計上額 20,000 本年度支出所要額 1,960 残 額 18,040 不 用 額 — 繰 越 額 18,040
道路橋梁維持費	3,717,777	国庫支出金 2,068,996 負担金 8,332 県債 1,442,000 計 3,519,328	198,449	
地方道路整備費	3,657,758	国庫支出金 2,068,996 負担金 8,332 県債 1,442,000 計 3,519,328	138,430	鹿嶋市津賀地区ほか 予算計上額 2,232,084 本年度支出所要額 △1,425,674 残 額 3,657,758 不 用 額 — 繰 越 額 3,657,758

				(現計 6,818,925)
移管道路整備費	60,019	—	60,019	つくば市今鹿島地区ほか 予算計上額 81,481 本年度支出所要額 21,462 残 額 60,019 不 用 額 — 繰 越 額 60,019
道路直轄事業負担金	907,500	県債 907,400	100	行方市青沼地区ほか 予算計上額 10,758,834 本年度支出所要額 9,851,334 残 額 907,500 不 用 額 — 繰 越 額 907,500
道路維持課計	4,644,767	国庫支出金 2,069,876 負担金 8,332 県債 2,349,400 計 4,427,608	217,159	
河川課				
河川総務費	375,461	負担金 76,559 使用料 173 県債 171,800 計 248,532	126,929	

(350)

河川改良工事調査費	39,306	—	39,306	河川改良計画基礎調査費 予算計上額 45,378 本年度支出所要額 6,072 残 額 39,306 不 用 額 — 繰 越 額 39,306
ダム管理費	314,647	負担金 76,559 県債 171,800 計 248,359	66,288	ダム管理事業費 予算計上額 379,978 本年度支出所要額 65,331 残 額 314,647 不 用 額 — 繰 越 額 314,647
ダム調査費	3,639	—	3,639	ダム調査費 予算計上額 3,639 本年度支出所要額 — 残 額 3,639 不 用 額 — 繰 越 額 3,639
砂防調査費	3,700	—	3,700	砂防調査費 予算計上額 3,700 本年度支出所要額 — 残 額 3,700 不 用 額 — 繰 越 額 3,700

砂防管理費	14,169	使用料	173	13,996	砂防管理費 予算計上額 14,169 本年度支出所要額 — 残 額 14,169 不 用 額 — 繰 越 額 14,169
河川改良費	8,932,705	国庫支出金 4,263,586 負担金 216,932 県債 4,443,300 計 8,923,818		8,887	
国補河川改修事業費	8,535,787	国庫支出金 4,160,701 負担金 154,986 県債 4,214,500 計 8,530,187		5,600	ひたちなか市東石川地区ほか 予算計上額 6,474,286 本年度支出所要額 △2,061,501 残 額 8,535,787 不 用 額 — 繰 越 額 8,535,787 (現計 1,742,000)
都市基盤河川改修事業費	80,000	県債 77,000		3,000	ひたちなか市中根地区 予算計上額 80,000 本年度支出所要額 — 残 額 80,000 不 用 額 — 繰 越 額 80,000

(352)

ダム堰堤改良事業費	316,918	国庫支出金 102,885 負担金 61,946 県債 151,800 計 316,631	287	花貫ダムほか 予算計上額 300,321 本年度支出所要額 △16,597 残 額 316,918 不 用 額 — 繰 越 額 316,918 (現計 70,000)
河川維持費	1,253,335	県債 1,052,800	200,535	
河川補修費	58,910	—	58,910	ひたちなか市東石川地区ほか 予算計上額 1,077,998 本年度支出所要額 1,019,088 残 額 58,910 不 用 額 — 繰 越 額 58,910
河川防災費	1,188,640	県債 1,047,600	141,040	水戸市見川地区ほか 予算計上額 — 本年度支出所要額 △1,188,640 残 額 1,188,640 不 用 額 — 繰 越 額 1,188,640 (現計 1,514,000)
水辺空間づくり河川整備事業費	5,785	県債 5,200	585	久慈郡大子町袋田地区 予算計上額 21,744

					本年度支出所要額 15,959 残 額 5,785 不 用 額 — 繰 越 額 5,785
砂防費	987,737	国庫支出金 322,538 負担金 48,387 県債 447,100 計 818,025	169,712		
通常砂防費	277,311	国庫支出金 137,106 県債 137,600 計 274,706	2,605		久慈郡大子町袋田地区ほか 予算計上額 220,495 本年度支出所要額 △56,816 残 額 277,311 不 用 額 — 繰 越 額 277,311 (現計 39,000)
国補急傾斜地崩壊対策事業費	472,247	国庫支出金 185,432 負担金 36,927 県債 175,700 計 398,059	74,188		小美玉市高崎地区ほか 予算計上額 289,900 本年度支出所要額 △182,347 残 額 472,247 不 用 額 — 繰 越 額 472,247 (現計 90,000)
県単急傾斜地崩壊対策事業費	114,685	負担金 11,460	25		かすみがうら市牛渡地区ほか

(354)

		県債 計	103,200 114,660		予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額 (現計	— △114,685 114,685 — 114,685 97,000)
砂防施設補修費	92,883		—	92,883	常陸大宮市高部地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	 151,900 59,017 92,883 — 92,883
県単砂防費	30,611	県債	30,600	11	桜川市木植地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額 (現計	 — △30,611 30,611 — 30,611 19,000)
海岸保全費	404,374	国庫支出金 県債 計	147,960 240,700 388,660	15,714		
海岸防災費	108,055	県債	97,400	10,655	鉾田市大竹地区ほか	

				予算計上額 ー 本年度支出所要額 △108,055 残 額 108,055 不 用 額 ー 繰 越 額 108,055 (現計 94,000)
海岸保全施設整備事業費	296,319	国庫支出金 147,960 県債 143,300 計 291,260	5,059	鹿嶋市荒野地区ほか 予算計上額 104,139 本年度支出所要額 △192,180 残 額 296,319 不 用 額 ー 繰 越 額 296,319 (現計 60,800)
治水直轄事業負担金	6,915,405	県債 6,915,300	105	常陸大宮市小場地区ほか 予算計上額 15,521,540 本年度支出所要額 8,606,135 残 額 6,915,405 不 用 額 ー 繰 越 額 6,915,405
河川課計	18,869,017	国庫支出金 4,734,084 負担金 341,878 使用料 173 県債 13,271,000 計 18,347,135	521,882	

港湾課				
港湾管理費	156,590	寄附金 14,325	142,265	
港湾計画調査費	110,798	寄附金 14,325	96,473	港湾計画調査費 予算計上額 161,973 本年度支出所要額 51,175 残 額 110,798 不 用 額 — 繰 越 額 110,798
港湾海岸管理費	45,792	—	45,792	港湾海岸管理費 予算計上額 74,648 本年度支出所要額 28,856 残 額 45,792 不 用 額 — 繰 越 額 45,792
港湾建設費	1,265,015	国庫支出金 508,323 負担金 21,200 県債 591,900 計 1,121,423	143,592	
国補統合補助事業費	250,368	国庫支出金 83,323 負担金 21,200 県債 165,000 計 269,523	△19,155	茨城港日立港区ほか 予算計上額 △938,941 本年度支出所要額 △1,189,309 残 額 250,368

津波・高潮対策事業費				不 用 額	—	
				繰 越 額	250,368	
				(現計	216,470)	
	851,900	国庫支出金	425,000	—	鹿島港海岸	
		県債	426,900		予算計上額	855,737
		計	851,900		本年度支出所要額	3,837
					残 額	851,900
					不 用 額	—
					繰 越 額	851,900
	港湾維持改良費	162,747	—	162,747	茨城港大洗港区ほか	
				予算計上額	—	
				本年度支出所要額	△162,747	
				残 額	162,747	
				不 用 額	—	
				繰 越 額	162,747	
				(現計	73,000)	
港湾直轄事業負担金	308,700	負担金	54,000	—	茨城港常陸那珂港区ほか	
		県債	254,700		予算計上額	1,292,910
		計	308,700		本年度支出所要額	984,210
					残 額	308,700
					不 用 額	—
					繰 越 額	308,700
港湾課計	1,730,305	国庫支出金	508,323	285,857		

(358)

		負担金	75, 200			
		寄附金	14, 325			
		県債	846, 600			
		計	1, 444, 448			
都市局都市計画課						
都市計画調査指導費						
都市地域計画策定費	34, 585	—	34, 585	線引き用途地域等設定費		
				予算計上額	56, 955	
				本年度支出所要額	22, 370	
				残 額	34, 585	
				不 用 額	—	
				繰 越 額	34, 585	
都市局都市整備課						
土地区画整理費						
土地区画整理事業関連道路費	35, 402	県債	31, 800	3, 602	ひたちなか市佐和駅東地区ほか	
					予算計上額	103, 448
					本年度支出所要額	68, 046
					残 額	35, 402
					不 用 額	—
					繰 越 額	35, 402

公園事業費	252,376	国庫支出金 繰入金 県債 計	△6,528 9,000 △7,400 △4,928	257,304	
国補公園事業費	56,624	国庫支出金 県債 計	△6,528 △7,400 △13,928	70,552	水戸市常磐町地区ほか 予算計上額 11,178 本年度支出所要額 △45,446 残 額 56,624 不 用 額 — 繰 越 額 56,624 (現計 402,100)
公園施設費	195,752	繰入金	9,000	186,752	水戸市常磐町地区ほか 予算計上額 1,210,374 本年度支出所要額 1,014,622 残 額 195,752 不 用 額 — 繰 越 額 195,752
都市局都市整備課計	287,778	国庫支出金 繰入金 県債 計	△6,528 9,000 24,400 26,872	260,906	
都市局下水道課					

(360)

都市計画総務費	144,149	繰入金 諸収入 計	70,000 66,649 136,649	7,500	
市町村下水道支援事業費	77,500	繰入金	70,000	7,500	市町村下水道整備支援事業費 予算計上額 23,700 本年度支出所要額 16,200 残 額 7,500 不 用 額 — 繰 越 額 7,500 湖沼水質浄化下水道接続支援事業費 予算計上額 80,000 本年度支出所要額 10,000 残 額 70,000 不 用 額 — 繰 越 額 70,000
市町村公共下水道受託事業費	66,649	諸収入	66,649	—	市町村公共下水道受託事業費 予算計上額 △323,689 本年度支出所要額 △390,338 残 額 66,649 不 用 額 — 繰 越 額 66,649 (現計 82,820)
都市計画調査指導費	45,750	国庫支出金	22,500	23,250	

下水道事業調査費	45,000	国庫支出金 22,500	22,500	下水道事業調査費 予算計上額 45,000 本年度支出所要額 — 残 額 45,000 不 用 額 — 繰 越 額 45,000
下水道事業広報啓発活動費	750	—	750	下水道事業広報啓発活動費 予算計上額 1,529 本年度支出所要額 779 残 額 750 不 用 額 — 繰 越 額 750
都市局下水道課計	189,899	国庫支出金 22,500 繰入金 70,000 諸収入 66,649 計 159,149	30,750	
都市局建築指導課				
建築管理費	68,130	国庫支出金 30,000	38,130	
開発許可等施行費	60,000	国庫支出金 30,000	30,000	開発許可施行費 予算計上額 78,531 本年度支出所要額 18,531 残 額 60,000

(362)

				不 用 額 繰 越 額	— 60,000
建築防災事業費	8,130	—	8,130	建築物等震災対策事業費 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	44,662 36,532 8,130 — 8,130
都市局住宅課					
住宅管理費	28,431	—	28,431	住宅管理費 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	2,441,211 2,412,780 28,431 — 28,431
国補住宅費					
公営住宅建設費	884,614	国庫支出金 387,526 県債 406,000 計 793,526	91,088	公営住宅建設費 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	△99,950 △984,564 884,614 — 884,614

				(現計 337,400)
都市局住宅課計	913,045	国庫支出金 387,526 県債 406,000 計 793,526	119,519	
土木部計	33,316,542	国庫支出金 10,398,736 分担金及び負担金 479,232 使用料及び手数料 173 寄附金 14,325 繰入金 79,000 諸収入 2,127,706 県債 18,560,400 計 31,659,572	1,656,970	
総務企画部財務課				
高等学校建設費	3,780,098	負担金 57,630 財産収入 39,759 県債 2,549,800 計 2,647,189	1,132,909	
校舎等整備費	356,642	財産収入 39,759	316,883	校舎等整備費 予算計上額 165,395 本年度支出所要額 73,870 残 額 91,525

特 別 会 計 補 正 予 算 概 要

8. 令和6年度 特別会計補正予算概要

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳入予算額 特定財源種目金額	備 考
総務課			
競輪事業特別会計			
競輪事業総務費	△4,925	競輪事業収入 △4,925	職員給与費等 (現計 105,758)
競輪場費	△63,208	競輪事業収入 114,923 繰入金 △178,131 計 △63,208	施設管理費 △38,808 (現計 319,485) 施設整備費 △24,400 (現計 70,404)
競輪開催費	1,112,111	競輪事業収入 1,207,736 繰越金 △95,625 計 1,112,111	競輪開催費 (現計 19,087,413)
積立金	500,475	競輪事業収入 284,790 繰越金 215,685 計 500,475	積立金 (現計 42)
予備費	124,413	繰越金 124,413	予備費 (現計 465,070)

特別会計 (369)

		繰越金 294,873	
		諸収入 △14,814	
		計 279,054	
港湾課			
港湾事業特別会計			
港湾総務費	△1,513	使用料 △1,513	職員給与費等 (現計 127,004)
港湾管理費	107,266	使用料 3,819 財産収入 14,544 諸収入 88,903 計 107,266	港湾管理費 茨城港日立港区管理費 23,032 (現計 241,980) 茨城港常陸那珂港区管理費 119,812 (現計 763,277) 茨城港大洗港区管理費 △4,257 (現計 212,822) 鹿島港管理費 △29,468 (現計 558,037) 川尻港管理費 3,116 (現計 6,555) 土浦港管理費 △1,004 (現計 7,117) 軽野港管理費 △79 (現計 1,486) 河原子港管理費 △3,886 (現計 5,014)

港湾振興費	△4,868	使用料	△4,868	港湾振興費 港湾振興費 (現計 272 13,118) 港湾振興アドバイザー設置事業費 (現計 △2,517 3,231) クルーズ船誘致推進事業費 (現計 △2,623 6,705)
港湾建設費	△452,295	諸収入 県債 計	△26,795 △425,500 △452,295	茨城港日立港区機能施設整備事業費 工事費 内容補正 (現計 370,000) 事務費 (現計 △3,300 18,500) 茨城港常陸那珂港区機能施設整備事業費 工事費 内容補正 (現計 4,160,000) 事務費 (現計 △150,059 208,000) 茨城港常陸那珂港区臨海部土地造成事業費 工事費 (現計 △636 1,122,000) 事務費 (現計 △16,700 30,700) 茨城港大洗港区機能施設整備事業費 工事費 △10

			事務費	(現計 100,000)
				△1,190
			鹿島港機能施設整備事業費	(現計 5,000)
			工事費	△250,000
				(現計 620,000)
			事務費	△30,400
				(現計 31,000)
公債費	119,463	使用料 44,025	償還金	
		財産収入 16,573	元金	179,039
		繰入金 △80,861		(現計 3,005,347)
		繰越金 148,566	利子	△59,576
		諸収入 2,560		(現計 252,113)
		県債 △11,400		
		計 119,463		
予備費	△2,000	繰越金 △2,000	予備費	
				(現計 2,000)
計	△233,947	使用料 41,463		
		財産収入 31,117		
		繰入金 △80,861		
		繰越金 146,566		
		諸収入 64,668		
		県債 △436,900		
		計 △233,947		

特別会計予算繰越明許費概要

9. 令和6年度 特別会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	歳 出 予 算 額	歳 入 予 算 額 特定財源種目金額	備 考
市町村課			
市町村振興資金特別会計			
市町村振興資金貸付費	18,000	諸収入 18,000	市町村振興資金貸付金 予算計上額 815,700 本年度支出所要額 797,700 残 額 18,000 不 用 額 — 繰 越 額 18,000
地域振興課			
鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計			
鹿島開発計画費	346,248	諸収入 346,248	カシマサッカースタジアム管理運営費 予算計上額 760,460 本年度支出所要額 414,212 残 額 346,248 不 用 額 — 繰 越 額 346,248

立地整備課			
鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計			
鹿島都市整備事業費	191,950	事業収入 191,950	奥野谷浜地区整備事業費 予算計上額 276,652 本年度支出所要額 84,702 残 額 191,950 不 用 額 — 繰 越 額 191,950
保健政策課			
県立医療大学付属病院特別会計			
病院運営費	4,312	使用料及び手数料 4,312	病院運営費 予算計上額 2,646,276 本年度支出所要額 2,641,964 残 額 4,312 不 用 額 — 繰 越 額 4,312
港湾課			
港湾事業特別会計			
港湾管理費	286,158	使用料 286,158	港湾管理費

			予算計上額 1,903,554 本年度支出所要額 1,617,396 残 額 286,158 不 用 額 — 繰 越 額 286,158
港湾建設費	591,900	諸収入 123,900 県債 468,000 計 591,900	茨城港常陸那珂港区ほか 予算計上額 △452,295 本年度支出所要額 △1,044,195 残 額 591,900 不 用 額 — 繰 越 額 591,900 (現計 995,500)
計	878,058	使用料 286,158 諸収入 123,900 県債 468,000 計 878,058	
宅地整備販売課			
都市計画事業土地区画整理事業特別会計			
島名・福田坪開発事業費	183,810	財産収入 730 繰入金 2,000 繰越金 181,080	島名・福田坪地区 島名・福田坪整備事業費 予算計上額 △462,540

特別会計 (391)

企 業 会 計 補 正 予 算 概 要

14. 令和6年度 鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算概要

(1) 収益的收入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引純損(△)益	備 考
事業費用	125,620	営業収益 △37,673 営業外収益 59,753 特別利益 2,064 計 24,144	△101,476 [利益剰余金]	営業費用 管渠ポンプ場処理場費 △2,184 (現計 774,405) 業務費 △19,762 (現計 55,254) 総係費 △75 (現計 1,454,220) 減価償却費 82,092 (現計 1,001,997) 資産減耗費 60,111 (現計 1,064) 営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費 △2,300 (現計 53,915) 特別損失 7,738 (現計 60)

(2) 資本の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引不足 (△) 額	備 考
資本の支出	273,004	国庫補助金 71,169 企業債 194,100 負担金 46,343 計 311,612	38,608 〔 過年度分損益勘定留保 資金 △453,088 当年度分消費税等資本 の収支調整額 13,869 建設改良積立金 400,611 〕	建設改良費 工事費 286,872 (現計 2,073,261) 事務費 △935 (現計 28,892) 資産購入費 △12,958 (現計 62,533) 償還金 25 企業債償還金 (現計 332,237)

15. 令和6年度 流域下水道事業会計補正予算概要

(1) 収益的收入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引純損(△)益	備 考
事業費用	1,480,443	営業収益 △561,058 営業外収益 192,109 特別利益 1,482,929 計 1,113,980	△366,463 { 当年度分損益勘定留保 資金 366,463 }	営業費用 管渠ポンプ場処理場費 40,409 (現計 3,017,060) 受託事業費 △25,505 (現計 346,667) 業務費 △18,751 (現計 89,979) 総係費 △374,830 (現計 6,001,599) 減価償却費 66,622 (現計 7,532,622) 資産減耗費 8,112 (現計 114,757) 営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費 △991 (現計 264,054) 消費税及び地方消費税 33,027 (現計 99,907) 特別損失 1,752,350 (現計 47,972)

(2) 資本的收入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引不足 (△) 額	備 考
資本的支出	145,703	国庫補助金 129,858 企業債 12,698 負担金 24,373 関連事業収入 489 その他補助金 △42,293 計 125,125	△20,578 [当年度分損益勘定留保 資金 △62,630 過年度分損益勘定留保 資金 △141,605 当年度分消費税等資本 的収支調整額 24,807 減債積立金 200,006]	建設改良費 工事費 143,905 (現計 3,433,759) 事務費 3,597 (現計 173,349) 資産購入費 △1,113 (現計 15,771) 償還金 企業債償還金 △1,173 (現計 2,410,253) 基金積立金 486 (現計 36) 補助金返還金 1

条 例 そ の 他 の 概 要

16. 条例その他の概要

(1) 茨城県環境保全基金条例を廃止する条例

茨城県環境保全基金を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

(2) 茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例

基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。

(3) 県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区商業施設用地）

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地地区画整理事業地区内において、商業施設用地として、つくば市上河原崎字上河原崎778番ほか202筆の土地172,775平方メートルを予定価格51億731万1千円で上河原崎・中西地区商業・業務施設開発事業共同企業連合体代表企業株式会社新昭和代表取締役松田芳彦に売却しようとするものである。

(4) 県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区教育施設用地）

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地地区画整理事業地区内において、中学校用地として、つくば市島名字中西2805番24ほか15筆の土地21,960平方メートルを予定価格4億6,349万8,226円でつくば市長五十嵐立青に売却しようとするものである。

(5) 県が行う建設事業に対する市の負担額について

令和6年度において県が行う漁港事業に対する市の負担額を変更しようとするものである。

(6) 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

令和6年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。

(7) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和6年度において県が行う河川、港湾及び下水道事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。

(8) 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

令和6年度において県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する市町村の負担額を変更しようとするものである。

(9) 工事請負契約の締結について

古河警察署建設工事について、神栖市賀2108番地8常総・森田特定建設工事共同企業体代表者常総開発工業株式会社代表取締役石津正美と25億6,630万円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

(参考)

古河警察署建設工事

ア 工事箇所 古河市西牛谷地内

イ 入札結果表

(単位 千円)

入札業者名	入札金額	摘要
	第1回	
常総・森田特定建設工事共同企業体	2,333,000	落札

(注) 入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が請負契約額である。

(10) 訴えの提起について (中小企業事業継続応援貸付金)

中小企業事業継続応援貸付金に係る償還金及び遅延損害金の支払を求めるため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。

(11) 訴えの提起について (新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金)

新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金返還金の支払を求めるため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。

(12) 権利の放棄について (母子・父子・寡婦福祉資金貸付金)

時効の到来した母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

(13) 権利の放棄について (中小企業事業継続応援貸付金)

中小企業事業継続応援貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

(14) 権利の放棄について (県営住宅の使用料等)

時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

(15) 権利の放棄について (県立中央病院の診療料)

時効の到来した県立中央病院の診療料のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。

專 決 処 分 概 要

17. 専決処分概要

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

(1) 訴えの提起について（令和6年12月26日専決処分）

損害賠償請求事件で、県の主張を排斥した水戸地方裁判所の第一審判決を承服できず、東京高等裁判所へ訴えを提起しようとするものである。

(2) 令和6年度一般会計補正予算概要（令和7年1月20日専決処分）

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
畜産課				
家畜保健衛生費				
家畜伝染病予防費	1,555,886	国庫支出金 806,859	749,027	家畜伝染病予防事業費 国補（10／10）等 県単 (現計 475,339)
合 計	1,555,886	国庫支出金 806,859	749,027	一般財源内訳 繰越金 749,027

(3) 損害賠償の額の決定について（令和7年1月28日専決処分）

令和6年4月5日(金)小美玉市栗又四ヶ2434番地45敷地内で発生した自動車汚損事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

(4) 和解について（令和7年1月28日専決処分）

令和5年7月10日(月)つくばみらい市城中1164番地地先県道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(5) 和解について（令和7年1月28日専決処分）

令和6年2月16日(金)東茨城郡大洗町成田町4002番地地内で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(6) 和解について（令和7年1月30日専決処分）

平成26年2月6日(木)日立市留町2267番地地先国道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

令和 7 年 2 月 26 日 開 会

①

令和 7 年第 1 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和7年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第1号議案 令和7年度茨城県一般会計予算	1
第2号議案 令和7年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第3号議案 令和7年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第4号議案 令和7年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第5号議案 令和7年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第6号議案 令和7年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第7号議案 令和7年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第8号議案 令和7年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第9号議案 令和7年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第10号議案 令和7年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第11号議案 令和7年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第12号議案 令和7年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第13号議案 令和7年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第14号議案 令和7年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	41
第15号議案 令和7年度茨城県病院事業会計予算	43
第16号議案 令和7年度茨城県水道事業会計予算	47
第17号議案 令和7年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第18号議案 令和7年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第19号議案 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	54
第20号議案 令和7年度茨城県流域下水道事業会計予算	56
第21号議案 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	59
第22号議案 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例	62
第23号議案 職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	63
第24号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	65
第25号議案 職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	150
第26号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	157
第27号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	158
第28号議案 水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	159
第29号議案 茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例	160
第30号議案 茨城県看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	161
第31号議案 茨城県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	163
第32号議案 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例	166
第33号議案 茨城県青少年の健全育成等に関する条例及び茨城県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例	169
第34号議案 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	170

第35号議案	児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	172
第36号議案	茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	179
第37号議案	茨城県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	180
第38号議案	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	181
第39号議案	茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例	183
第40号議案	茨城県水道条例の一部を改正する条例	184
第41号議案	茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	185
第42号議案	包括外部監査契約の締結について	186
第43号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	187
第44号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	189

予

算

第 1 号議案

令和 7 年度 茨城県一般会計予算

令和 7 年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,263,693,626千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第18款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 438,011,395
	1 県 民 税	135,777,831
	2 事 業 税	110,094,350
	3 地 方 消 費 税	91,750,835
	4 不 動 産 取 得 税	6,841,334
	5 県 た ば こ 税	3,766,165
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,533,134
	7 軽 油 引 取 税	31,802,665
	8 自 動 車 税	52,669,072
	9 鉱 区 税	3,441
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	2,741,003
	11 狩 猟 税	31,565
2 地 方 消 費 税 清 算 金		148,876,623
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	148,876,623
3 地 方 譲 与 税		62,548,192
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	58,355,273
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,450,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	93,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	549,349
	5 森 林 環 境 譲 与 税	99,570
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地 方 特 例 交 付 金		1,800,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,800,000
5 地 方 交 付 税		203,376,000
	1 地 方 交 付 税	203,376,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		699,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	699,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		8,517,874
	1 分 担 金	594,045
	2 負 担 金	7,923,829
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,803,732
	1 使 用 料	11,249,973
	2 手 数 料	804,200
	3 証 紙 収 入	3,749,559
9 国 庫 支 出 金		136,142,522
	1 国 庫 負 担 金	54,719,465
	2 国 庫 補 助 金	76,390,444
	3 委 託 金	5,032,613
10 財 産 収 入		2,474,780
	1 財 産 運 用 収 入	1,169,780
	2 財 産 売 払 収 入	1,305,000
11 寄 附 金		1,056,066
	1 寄 附 金	1,056,066
12 繰 入 金		46,366,883
	1 特 別 会 計 繰 入 金	623,816
	2 基 金 繰 入 金	45,743,067

13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		117,126,859
	1 延滞金、加算金及び過料	471,042
	2 県預金利子	52,253
	3 公営企業貸付金元利収入	3,854
	4 貸付金元利収入	99,151,948
	5 受託事業収入	4,173,358
	6 収益事業収入	8,015,282
	7 雑入	5,259,122
15 県債		75,893,700
	1 県債	75,893,700
歳入合計		1,263,693,626

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 2,018,309
	1 議 会 費	2,018,309
2 総 務 費		37,778,014
	1 総 務 管 理 費	19,431,204
	2 徴 税 費	12,733,215
	3 市 町 村 振 興 費	1,787,284
	4 選 挙 費	3,101,869
	5 人 事 委 員 会 費	149,935
	6 監 査 委 員 費	174,507
	7 諸 費	400,000
3 企 画 開 発 費		17,515,414
	1 企 画 費	8,428,682
	2 開 発 費	7,008,018
	3 統 計 調 査 費	2,078,714
4 生 活 環 境 費		14,165,986
	1 生 活 文 化 費	2,011,272
	2 環 境 保 全 費	12,154,714
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		6,795,216
	1 防 災 費	6,761,620
	2 災 害 救 助 費	33,596
6 保 健 医 療 費		142,341,349
	1 保 健 医 療 費	112,448,318
	2 保 健 所 費	3,359,087

	3 医 薬 費	12,026,110
	4 環 境 衛 生 費	1,363,606
	5 公 衆 衛 生 費	13,144,228
7 福 祉 費		91,443,529
	1 福 祉 政 策 費	3,197,324
	2 生 活 保 護 費	5,040,475
	3 障 害 福 祉 費	35,118,591
	4 長 寿 福 祉 費	3,791,698
	5 児 童 福 祉 費	44,295,441
8 労 働 費		5,464,660
	1 労 働 政 策 費	1,499,484
	2 産 業 人 材 育 成 費	3,832,066
	3 労 働 委 員 会 費	133,110
9 農 林 水 産 業 費		40,948,737
	1 農 業 費	11,539,402
	2 畜 産 業 費	2,518,425
	3 林 業 費	5,581,787
	4 水 産 業 費	4,439,034
	5 農 地 費	16,870,089
10 営 業 戦 略 費		6,760,119
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	1,083,334
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	3,834,797
	3 国 際 ビ ジ ネ ス 推 進 費	1,841,988
11 立 地 推 進 費		15,361,245
	1 立 地 推 進 費	15,361,245

12 商 工 費		97,976,328
	1 産 業 政 策 費	92,095,726
	2 技 術 振 興 費	2,780,011
	3 中 小 企 業 費	3,100,591
13 土 木 費		99,473,116
	1 土 木 管 理 費	4,040,561
	2 道 路 橋 梁 費	60,782,461
	3 河 川 海 岸 費	20,624,306
	4 港 湾 費	5,095,320
	5 都 市 計 画 費	4,896,781
	6 住 宅 費	4,033,687
14 警 察 費		67,496,252
	1 警 察 管 理 費	60,793,088
	2 警 察 活 動 費	6,703,164
15 教 育 費		280,900,659
	1 教 育 総 務 費	54,447,607
	2 小 学 校 費	84,099,766
	3 中 学 校 費	46,936,312
	4 高 等 学 校 費	59,941,113
	5 特 別 支 援 学 校 費	29,571,037
	6 社 会 教 育 費	3,770,380
	7 保 健 体 育 費	2,134,444
16 災 害 復 旧 費		796,096
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	146,214
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882

17 公 債 費		149,416,777
	1 公 債 費	149,416,777
18 諸 支 出 金		186,041,820
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,773,194
	2 利 子 割 交 付 金	376,837
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	91,615,634
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	75,502,007
	5 配 当 割 交 付 金	2,628,483
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,233,324
	7 環 境 性 能 割 交 付 金	1,654,220
	8 法 人 事 業 税 交 付 金	8,181,438
	9 公 営 企 業 貸 付 金	76,683
19 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出 合 計		1,263,693,626

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和7年度 至 令和17年度	元金1,188,000,000千円及びこれに対する利子相当額
県庁舎シーリング 改修工事請負契約	県庁舎のシーリング改修に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	336,405千円
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和14年度	融資総額1億5,323万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和27年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
地 方 道 路 整 備 工 事 請 負 契 約	主要地方道日立常陸太田線、日立市大久保町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	1,000,000千円
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和14年度	融資総額600万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	927,000千円
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和14年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額

医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和8年度 至 令和9年度	18,000千円
病院薬剤師奨学金返済 支援事業費補助	茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金制度に基づき、薬剤師不足地域内の病院で新たに勤務を開始した薬剤師が独立行政法人日本学生支援機構等に対して奨学金を返済した額の一部を補助する。	自 令和8年度 至 令和12年度	27,000千円
空港地上支援車両 購入契約	空港地上支援車両に係る購入契約を締結する。	令和8年度	109,670千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	38,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	47,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	58,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	397,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和19年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	44,000千円

災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	2,100千円
借 換 融 資 損 失 補 償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和22年度	56,000千円
失 業 者 等 生 活 資 金 融 資 損 失 補 償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和13年度	1,250千円
離 職 者 等 再 就 職 訓 練 業 務 委 託 契 約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和8年度 至 令和9年度	15,499千円
離 職 者 等 再 就 職 訓 練 業 務 委 託 契 約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	3,300千円
野 菜 価 格 安 定 対 策 事 業 費 補 助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和7年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和7年度 至 令和8年度	257,106千円
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和27年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農 業 経 営 負 担 軽 減 支 援 資 金 利 子 補 給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和22年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額

農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和7年度において3億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和8年度 至 令和19年度	融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第4条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和10年度以降	120,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和7年度 至 令和27年度	31,250千円
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和30年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和7年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和8年度 至 令和10年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水事業工事請負契約	上備前川排水機場地区の排水ポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	400,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道245号、日立市留町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和8年度 至 令和10年度	3,700,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道123号、東茨城郡城里町御前山地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和8年度 至 令和9年度	800,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道461号、久慈郡大子町上岡地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	700,000千円
国補河川改修工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先外5箇所河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	700,000千円

国 補 公 園 事 業 工 事 請 負 契 約	港公園の展望塔改修に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	120,000千円
県 営 住 宅 建 設 工 事 請 負 契 約	桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	551,000千円
県 立 学 校 校 舎 建 設 工 事 請 負 契 約	(仮称) 神栖特別支援学校の校舎建設に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	3,340,317千円
自 然 博 物 館 展 覧 会 開 催 業 務 委 託 契 約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	1,100千円
近 代 美 術 館 展 覧 会 開 催 業 務 委 託 契 約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	2,694千円
陶 芸 美 術 館 展 覧 会 開 催 業 務 委 託 契 約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	4,400千円
教 員 選 考 試 験 問 題 作 成 等 業 務 委 託 契 約	令和8年度に実施する茨城県公立学校教員選考試験の問題作成等業務に係る委託契約を締結する。	令 和 8 年 度	7,098千円
放 置 車 両 確 認 等 事 務 委 託 契 約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託業務を締結する。	令 和 8 年 度	37,910千円
県 議 会 議 事 堂 全 体 防 水 及 び 外 壁 改 修 工 事 請 負 契 約	県議会議事堂の全体防水及び外壁改修に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	422,296千円
県議会議事堂本会議場 天 井 耐 震 工 事 請 負 契 約	県議会議事堂の本会議場天井耐震改修に係る工事請負契約を締結する。	令 和 8 年 度	85,926千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	280,300 ^{千円}	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 （据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	413,500			
土地改良事業	2,810,100			
河川事業	13,413,400			
海岸整備事業	165,600			
砂防事業	38,700			
急傾斜地崩壊対策事業	204,800			
港湾整備事業	1,406,700			
道路橋梁整備事業	24,103,400			
街路事業	165,600			
空港整備事業	42,300			
放課後児童クラブ整備事業	67,200			
産業技術専門学院整備事業	306,100			
茨城県職業人材育成センター整備事業	7,000			
栽培漁業センター施設整備事業	13,400			
体育施設整備事業	109,700			
公営住宅建設事業	724,500			
過年補助災害復旧事業	18,100			
現年補助災害復旧事業	185,400			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	29,800			
単独災害復旧事業	173,300			
保護施設整備事業	34,900			
児童福祉施設整備事業	99,900			

老人福祉施設整備事業	466,100			
障害福祉施設整備事業	242,200			
総合福祉会館整備事業	153,600			
青少年会館整備事業	1,400			
県庁舎等整備事業	632,600			
交通安全施設整備事業	1,115,300			
警察施設整備事業	1,614,500			
公園事業	600,300			
高校整備事業	4,393,100			
文化施設整備事業	283,800			
社会教育施設整備事業	82,800			
特別支援学校整備事業	1,816,800			
空港周辺整備事業	22,300			
地域鉄道設備等整備事業	42,200			
災害救助対策事業	2,700			
観光施設整備事業	103,900			
県立医療大学設備整備事業	209,200			
農業大学校施設整備事業	6,600			
農業総合センター施設整備事業	34,500			
農業改良普及センター施設整備事業	7,500			
土地改良事務所施設整備事業	2,400			
情報テクノロジー大学校整備事業	836,800			
自然観察施設整備事業	24,100			
産業技術イノベーションセンター施設整備事業	130,000			
繊維高分子研究所整備事業	10,700			
笠間陶芸大学校整備事業	400			
いばらき量子ビーム研究センター整備事業	11,000			

県民文化センター 施設整備事業	104,900	)	)	)
霞ヶ浦環境科学センター 整備事業	7,800			
園芸リサイクルセンター 整備事業	59,900			
園芸種苗センター 施設整備事業	6,600			
保健所施設整備事業	912,600			
食肉衛生検査所 施設整備事業	18,500			
公共処分場整備事業	3,188,600			
地域活性化事業	212,600			
防災対策事業	468,000			
合併特例事業	868,400			
地方道路等整備事業	5,189,200			
緊急防災・減災事業	2,812,600			
上水道事業出資金	4,168,000			40年以内 (据置期間を含む。)
県央地域工業用水道事業	127,100			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付金	7,400	普通貸借	無利子	12年以内 (据置期間を含む。)
合 計	75,893,700			

第13号議案

令和7年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和7年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,621,474千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	千円 6,129,600	債券発行又は 普通貸借	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)
計	6,129,600			

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		10,621,474 ^{千円}
	1 使 用 料	1,758,115
	2 財 産 収 入	426,161
	3 繰 入 金	1,873,793
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	431,805
	6 県 債	6,129,600
歳 入 合 計		10,621,474

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		10,621,474 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	129,864
	2 港 湾 管 理 費	1,767,109
	3 港 湾 振 興 費	55,103
	4 港 湾 建 設 費	6,287,200
	5 公 債 費	2,380,198
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		10,621,474

第19号議案

令和7年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 45,030,445m ³ |
| (2) 1日平均処理水量 | 123,371m ³ |
| (3) 処理区域 | 神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区 |
| (4) 建設改良費 | 1,198,824千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	3,558,161千円
第1項 営業収益	3,001,083千円
第2項 営業外収益	557,045千円
第3項 特別利益	33千円

支 出

第1款 事業費用	3,550,918千円
第1項 営業費用	3,465,039千円
第2項 営業外費用	84,819千円
第3項 特別損失	60千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額654,641千円は、過年度分損益勘定留保資金577,704千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額76,937千円で補てんする。)

収 入

第1款 資本的収入	869,204千円
第1項 国庫補助金	267,350千円
第2項 企業債	509,700千円
第3項 負担金	92,154千円

支 出

第1款 資本的支出	1,523,845千円
第1項 建設改良費	1,198,824千円
第2項 資産購入費	31,147千円
第3項 償還金	293,874千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	2,770,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鹿島臨海都市計画 下 水 道 事 業	509,700 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 223,980千円

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第20号議案

令和7年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	130,560,000m ³
(2) 1日平均処理水量	357,699m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	3,059,199千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	17,222,847千円
第1項 営業収益	9,681,321千円
第2項 営業外収益	7,452,879千円
第3項 特別利益	88,647千円

支 出

第1款 事業費用	17,533,399千円
第1項 営業費用	17,101,936千円
第2項 営業外費用	378,196千円
第3項 特別損失	49,267千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,523,398千円は、過年度分損益勘定留保資金1,135,507千円、当年度分損益勘定留保資金316,874千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額71,017千円で補てんする。)

収 入

第1款 資本的収入	3,786,885千円
第1項 国庫補助金	1,552,855千円
第2項 企業債	1,527,016千円
第3項 負担金	629,257千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	19千円
第6項 その他補助金	77,658千円

支 出

第1款 資本的支出	5,310,283千円
第1項 建設改良費	3,059,199千円

第2項 資産購入費	51,507千円
第3項 償還金	2,194,384千円
第4項 基金積立金	5,193千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	924,000 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	1,716,960
那珂久慈流域下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	2,376,500
霞ヶ浦水郷流域下水道工事請負契約	自 令和8年度 至 令和9年度	596,000
利根左岸さしま流域下水道工事請負契約	令 和 8 年 度	40,000
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令 和 8 年 度	45,780
小貝川東部流域下水道工事請負契約	令 和 8 年 度	53,700

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	1,527,016 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 552,501千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,336,211千円である。

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条 例 ・ そ の 他

第26号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の455の項及び456の項中「33,000円」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請に対する審査にあつては、26,500円)」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第37号議案

茨城県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第3条 法第38条第3項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第4条 法第45条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第5条 法第54条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置
- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第38号議案

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第46条の2の2」を「一第46条の2の3」に、「第46条の2の3」を「第46条の2の4」に改める。

第4章の2中第46条の2の3の見出しを削り、同条を第46条の2の4とする。

第4章第9節中第46条の2の2の次に次の1条を加える。

（別の建築物とみなすことができる部分）

第46条の2の3 第10条、第17条、第20条、第22条の2又は第28条の2第2項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第117条第2項各号に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

2 第13条の2（排煙設備に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の2第2項各号に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第13条の2の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 第13条の2（非常用の照明装置に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の4第2項に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第13条の2の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

4 第18条の2第1項（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。）、第29条第2項又は第44条第1項第1号に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第48条中「第46条の2の3第1項」を「第46条の2の4第1項」に改める。

第48条の2第3項中「第28条第2号」を「第8条、第13条の2（非常用の照明装置に係る部分に限る。）、第15条第1号（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。）、第18条の2第2項（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。）若しくは第3項（第46条の2の4第2項において準用する場合を含む。）、第20条、第28条第2号若しくは第3号」に、「又は第29条第1項第2号」を「若しくは第2項、第29条第1項又は第46条の3」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「第20条」を「第18条の2第1項」に、「第27条第2号又は第28条第4号」を「第26条、第27条、第28条第4号、第29条第2項、第30条又は第31条」に、「ついで増築等」を「ついで増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項及び次項において「増築等」という。）」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第3条第3項」に改め、同項第1号中「、第13条の2（非常用の照明装置に係る部分に限る。）」及び「、第20条」を削り、「建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された」を「令第117条第2項各号に掲げる建築物の」に改め、同項第2号中「（排煙設備に係る部分に限る。）」を削り、「建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第126条の2第2項第1号に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された」を「令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）第18条の2第1項、第26条、第27条第1号、第29条第2項、第30条又は第31条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 令第109条の8に定める建築物の部分

第48条の2第2項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「より」の次に「第3条第1号、第10条から第13条の2まで、」を加え、「第46条の2の3第1項」を「第46条の2の4第1項」に、「第26条、第27条第1号」を「第15条第2号、第16条、第17条、第22条の2、第26条、第27条、第28条第4号」に、「第3条第3項第3号及び第4号」を「第

3条第3項」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 第3条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、令第137条の12第6項の規定により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたもの
- (2) 第10条、第12条から第13条の2まで、第15条第2号、第16条、第17条、第22条の2、第27条第2号又は第28条第4号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの
- (3) 第11条又は第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更を伴わない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (4) 第26条、第29条第2項、第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (5) 第27条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

第48条の2第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条第2項の規定により第10条、第12条、第13条、第13条の2（排煙設備に係る部分に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）、第15条第2号（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第16条（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第17条、第18条の2第1項（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。以下この項及び第3項において同じ。）、第22条の2、第26条、第27条、第28条第4号、第29条第2項、第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- (1) 第10条、第13条、第13条の2、第17条、第22条の2、第27条第2号又は第28条第4号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の2第2項各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、同項第1号）に該当する増築又は改築に係る部分
- (2) 第12条、第15条第2号又は第16条の規定の適用を受けない建築物 増築（居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分
- (3) 第18条の2第1項の規定の適用を受けない建築物 令第137条の2の2第1項各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分
- (4) 第26条、第29条第2項、第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物 令第137条の4各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分
- (5) 第27条第1号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の4第2項第1号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第44号議案

霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用について、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により関係市町村に令和7年度分として負担させる金額は、それぞれ下記のとおりとする。

記

龍ヶ崎市	436,998千円
牛久市	437,902千円
つくば市	1,569,675千円
稲敷市	14,537千円
河内町	17,335千円
利根町	72,167千円
土浦市	1,049,278千円
石岡市	264,688千円
かすみがうら市	185,888千円
小美玉市	154,151千円
阿見町	492,425千円
潮来市	335,050千円
行方市	52,347千円
水戸市	634,883千円
日立市	357,667千円
常陸太田市	143,888千円
ひたちなか市	406,075千円
常陸大宮市	79,541千円
那珂市	285,700千円
大洗町	80,265千円
城里町	44,110千円
東海村	284,121千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	27,274千円
古河市	116,579千円
坂東市	80,568千円
境町	217,337千円
下妻市	228,976千円
常総市	114,274千円

筑 西 市

234,721千円

八 千 代 町

57,266千円

桜 川 市

122,121千円

令和 7 年 2 月26日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

令和 7 年 2 月 26 日 開 会

令和 7 年第 1 回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

一 般 会 計 予 算 概 要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
監理課				
土木総務費	3,132,897	負担金 120,767 使用料 313 財産収入 2,124 諸収入 1,976 計 125,180	3,007,717	
土木総務費	3,040,729	負担金 120,767 諸収入 1,944 計 122,711	2,918,018	職員給与費等 4 7 6 人
土木事務所等整備費	24,564	使用料 313 財産収入 2,124 計 2,437	22,127	土木事務所等整備費
諸費	67,604	諸収入 32	67,572	諸費 土木関係各種団体分担金 8,566 一般事務処理費 53,650 明日の茨城づくり P R 推進費 2,480 地方団体関係団体職員共済組合負担金 2,600 建設業国庫支出金等返還金 308

建設指導監督費	57,372	国庫支出金 手数料 諸収入 計	1,361 217,346 171 218,878	△161,506	
建設業法施行費	55,917	手数料 諸収入 計	216,679 171 216,850	△160,933	建設業者許可等事業費
建設統計調査費	1,361	国庫支出金	1,361	—	建設工事指定統計調査事務費 国委
浄化槽法施行費	94	手数料	667	△573	浄化槽工事業者登録届出事務費
監理課計	3,190,269	国庫支出金 負担金 使用料 手数料 財産収入 諸収入 計	1,361 120,767 313 217,346 2,124 2,147 344,058	2,846,211	
用地課					
土木総務費	69,886	使用料 手数料 諸収入	28,995 1,036 511	39,344	

		計	30,542		
国有財産取扱費	1,695	使用料	28,995	△27,300	国有財産管理事務費
登記事務等処理費	52,931	諸収入	180	52,751	登記事務等処理費
用地諸費	15,260	手数料 諸収入 計	1,036 331 1,367	13,893	不動産鑑定業登録事務費 58 事業認定等事務処理費 1,253 公共事業用地取得促進対策費 13,767 国有財産事務処理特例交付金 182
検査指導課					
土木総務費	39,648	手数料	1,250	38,398	
検査諸費	30,295	—	—	30,295	検査諸費 資材及び労務費調査費 16,787 公共事業技術調査研究費 13,508
土木職員研修費	8,177	—	—	8,177	土木職員研修費
建設資源リサイクルシステム構築事業費	1,176	手数料	1,250	△74	建設資源リサイクルシステム構築事業費 建設資源リサイクルシステム構築事業費 544 建設リサイクル法施行費 632
建設指導監督費					

建設業振興対策費	753	諸収入	530	223	建設業振興対策費
検査指導課計	40,401	手数料 諸収入 計	1,250 530 1,780	38,621	
道路建設課					
道路橋梁総務費	831,221	国庫支出金	10,000	821,221	
道路工事調査費	160,000	国庫支出金	10,000	150,000	道路工事基礎調査費 国補（1／3） 県単
市町村道路整備促進費	670,000	—	—	670,000	合併市町村幹線道路緊急整備支援市町村補助
高規格道路関連促進費	1,221	—	—	1,221	建設促進対策費
道路橋梁改築費	28,068,813	国庫支出金 負担金 諸収入 県債 計	11,872,564 161,912 3,369,000 10,675,700 26,079,176	1,989,637	
地方道路整備費	23,350,031	国庫支出金 負担金	11,867,193 161,912	1,107,926	道路改良費 工事費
					22,322,560

		県債 計	10,213,000 22,242,105		国補（５．５／１０）等 原因者負担（１０／１０） 事務費 1,027,471 原因者負担（１０／１０） うち人件費１０５人 660,701 国道３５４号及び県道大洗友部線外 １６１カ所 延長 ３５２，８６０m
市町村道路事業指導監督費	5,371	国庫支出金	5,371	—	市町村施行道路工事指導監督費 国補（１０／１０） うち人件費 2,687
県単道路改良費	1,244,411	県債	372,700	871,711	道路改良費 工事費 1,165,388 事務費 79,023 うち人件費８人 50,796 県道小野土浦線外７カ所 延長 １，６１０m
県単自転車道整備費	100,000	県債	90,000	10,000	自転車道整備費 工事費 100,000 県道桜川土浦潮来自転車道線 延長 ８１，３５０m
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費	3,369,000	諸収入	3,369,000	—	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費 工事費 3,330,410 管理者負担（１０／１０）

				事務費 38,590 管理者負担（10／10） うち人件費4人 26,249 常陸太田市外1市
街路事業費				
県単街路改良費	106,299	県債 89,300	16,999	街路改良費 工事費 96,372 事務費 9,927 うち人件費1人 6,825 都市計画道路中大野中河内線外9路線
都市計画調査指導費				
街路事業基礎調査費	8,040	—	8,040	街路事業基礎調査費
公債費				
元金	480,974	—	480,974	地方道路整備臨時貸付金償還金
道路建設課計	29,495,347	国庫支出金 11,882,564 負担金 161,912 諸収入 3,369,000 県債 10,765,000 計 26,178,476	3,316,871	
道路維持課				

道路橋梁総務費	258,703	国庫支出金 手数料 財産収入 諸収入 計	6,555 26,848 1,200 43 34,646	224,057	
道路調査費	7,117	手数料 財産収入 諸収入 計	26,848 1,200 33 28,081	△20,964	道路調査費
道路台帳調製費	6,930	諸収入	10	6,920	道路台帳調製費
道路橋梁総務諸費	43,337		—	43,337	道路橋梁総務諸費 道路管理者損害賠償保険費 21,479 道路ボランティアサポート事業費 21,858
道路計画調査費	201,319	国庫支出金	6,555	194,764	道路計画調査費 国補（1／3） 県単
道路橋梁維持費	23,856,559	国庫支出金 負担金 使用料 県債 計	5,815,840 628,774 349,246 8,188,900 14,982,760	8,873,799	

地方道路整備費	11,851,000	国庫支出金 5,815,840 負担金 622,000 県債 4,508,800 計 10,946,640	904,360	地方道路整備費 工事費 11,411,536 国補（５．５／１０）等 事務費 439,464 うち人件費５２人 327,604 国道４０８号長豊橋外１０８カ所
	9,745,009	負担金 3,000 県債 3,490,300 計 3,493,300	6,251,709	路面再生事業費 工事費 2,538,981 事務費 96,670 うち人件費１１人 72,062 粟生木崎線外６３カ所 延長 １７，１００m 道路防災維持費 工事費 6,337,654 事務費 88,575 うち人件費１０人 66,029 国道４６１号外１２カ所 橋梁補修費 工事費 683,129 水戸枝川線鳴戸橋外８橋
	1,324,060	県債 189,800	1,134,260	自転車歩行者道等交通安全施設費 工事費 1,264,960 事務費 59,100 うち人件費７人 44,057 県道長沢水戸線外６カ所

				延長 1, 3 4 0 m
移管道路整備費	81,481	—	81,481	移管道路整備費 工事費 81,481 県道土浦境線外 2 力所 延長 4, 8 0 0 m
道路維持諸費	855,009	負担金 3,774 使用料 349,246 計 353,020	501,989	道路維持諸費 道路管理事務費 483 道路照明等維持管理費 827,392 道路交通情報提供費 23,814 学園共同溝維持管理費 3,320
道路直轄事業負担金	7,767,165	県債 6,990,300	776,865	道路直轄事業負担金 新直轄費 2,407,500 改築費 4,694,165 交通安全第 1 種 160,000 交通安全第 2 種 105,500 電線共同溝 400,000
災害土木施設復旧費				
令和 7 年道路災害復旧費	36,667	県債 36,600	67	道路災害復旧費 工事費 35,934 事務費 733 うち人件費 525
道路維持課計	31,919,094	国庫支出金 5,822,395	9,874,788	

(198)

		負担金	628,774		
		使用料	349,246		
		手数料	26,848		
		財産収入	1,200		
		諸収入	43		
		県債	15,215,800		
		計	22,044,306		
河川課					
河川総務費	929,908	国庫支出金	261	440,830	
		負担金	183,227		
		使用料	2,190		
		寄附金	3,000		
		諸収入	21,000		
		県債	279,400		
		計	489,078		
河川改良工事調査費	48,378	寄附金	3,000	45,378	河川改良計画基礎調査費
海岸管理費	1,083	使用料	2,017	△934	海岸管理費
海岸調査費	9,957		—	9,957	海岸調査費
水害統計調査費	261	国庫支出金	261	—	水害統計調査費 国委
ダム管理費	848,721	負担金	183,227	365,094	ダム管理費

		諸収入 県債 計	21,000 279,400 483,627		職員給与費等 利水者負担（１２．６％～ ３８．９％） １６人 管理費 利水者負担（１２．６％～ ３８．９％） ダム管理事業費 利水者負担（１２．６％～３８．９％）	89,464 337,965 421,292
ダム調査費	3,639	—	—	3,639	ダム調査費	
砂防調査費	3,700	—	—	3,700	砂防調査費	
砂防管理費	14,169	使用料	173	13,996	砂防管理費	
河川改良費	5,154,860	国庫支出金 負担金 県債 計	2,285,586 257,914 2,355,200 4,898,700	256,160		
国補河川改修事業費	4,970,755	国庫支出金 負担金 県債 計	2,237,210 228,780 2,259,300 4,725,290	245,465	国補河川改修事業費 工事費 国補（１／２）等 原因者負担（１０／１０） 事務費 原因者負担（１０／１０） うち人件費 24人 澗沼川外 43河川	4,763,891 206,864 152,712

(200)

都市基盤河川改修事業費	30,000	県債 27,000	3,000	都市基盤河川改修事業費負担金
市町村河川事業指導監督費	769	国庫支出金 769	—	市町村施行河川工事指導監督費 国補（１０／１０） うち人件費 384
ダム堰堤改良事業費	153,336	国庫支出金 47,607 負担金 29,134 県債 68,900 計 145,641	7,695	ダム堰堤改良事業費 工事費 146,931 国補（４／１０） 利水者負担（１０／１０） 事務費 6,405 利水者負担（１０／１０） うち人件費１人 4,375
河川維持費	5,911,204	使用料 263,424 手数料 67 財産収入 13,907 諸収入 3,731 県債 4,525,100 計 4,806,229	1,104,975	
河川環境整備促進費	8,695	—	8,695	河川環境整備促進費
河川補修費	1,077,998	—	1,077,998	維持補修費
河川防災費	4,665,556	県債 4,505,600	159,956	河道浚渫、築堤及び護岸等整備費 工事費 4,407,363

				事務費 258,193 うち人件費 29人 178,647
水辺空間づくり河川整備事業費	21,744	県債 19,500	2,244	水辺空間づくり河川整備事業費 工事費 20,657 事務費 1,087 うち人件費 754 前川外2河川
河川管理費	137,211	使用料 263,424 手数料 67 財産収入 13,907 諸収入 3,731 計 281,129	△143,918	河川管理費 河川管理施設管理費 110,577 千波湖浄化対策事業費 26,634
砂防費	1,203,741	国庫支出金 245,500 負担金 85,150 県債 674,000 計 1,004,650	199,091	
通常砂防費	82,555	国庫支出金 39,500 県債 38,700 計 78,200	4,355	砂防費 工事費 79,000 国補（1／2） 事務費 3,555 うち人件費 2,457 田尻沢外5溪流
国補急傾斜地崩壊対策事業費	501,600	国庫支出金 206,000	42,800	急傾斜地崩壊対策費

(202)

		負担金	48,000		工事費	480,000
		県債	204,800		国補（国 4. 5 / 10 県 4. 5 / 10	
		計	458,800		地元 1 / 10）等	
					事務費	21,600
					うち人件費 3 人	14,939
					武井 1 地区外 8 地区	
県単急傾斜地崩壊対策事業費	390,075	負担金	37,150	25	県単急傾斜地崩壊対策事業費	
		県債	352,900		工事費	371,500
		計	390,050		地元（1 / 10）	
					事務費	18,575
					うち人件費 2 人	12,845
					仁古田東部地区外 13 地区	
砂防施設補修費	151,900		—	151,900	砂防施設補修費	
					金町－1 地区外 10 カ所	
県単砂防費	77,611	県債	77,600	11	砂防関連護岸等整備費	
					工事費	69,860
					事務費	7,751
					うち人件費 1 人	5,362
					男女の川外 5 溪流	
海岸保全費	700,645	国庫支出金	168,400	43,545		
		県債	488,700			
		計	657,100			
海岸防災費	348,156	県債	323,100	25,056	海岸防災費	

				工事費 313,340 事務費 34,816 うち人件費 4 人 26,512 磯原海岸外 4 海岸
海岸保全施設整備事業費	352,489	国庫支出金 168,400 県債 165,600 計 334,000	18,489	海岸保全施設整備事業費 工事費 336,800 国補（1 / 2） 事務費 15,689 うち人件費 2 人 11,947 鹿嶋海岸外 7 海岸
水防費	95,063	—	95,063	水防費
治水直轄事業負担金	6,628,885	県債 5,968,900	659,985	治水直轄事業負担金 治水直轄事業費 6,509,000 河川等災害復旧事業費 119,885
災害土木施設復旧費	551,938	国庫支出金 269,677 県債 280,500 計 550,177	1,761	
過年発生市町村災害復旧事業指導監督費	1,000	国庫支出金 1,000	—	指導監督事務費 国補（10 / 10） うち人件費 500
現年発生市町村災害復旧事業指導監督費	1,000	国庫支出金 1,000	—	指導監督事務費 国補（10 / 10）

				うち人件費 500
令和6年国補災害復旧土木費	42,418	国庫支出金 27,444 県債 13,400 計 40,844	1,574	過年発生災害復旧費 工事費 41,146 国補（0. 6 6 7） 事務費 1,272 うち人件費 875
令和7年国補災害復旧土木費	392,030	国庫支出金 240,233 県債 151,700 計 391,933	97	現年発生災害復旧費 工事費 380,270 国補（0. 6 6 7） 事務費 11,760 うち人件費1人 8,050
令和7年河川災害復旧費	115,490	県債 115,400	90	河川災害復旧費 工事費 112,531 事務費 2,959 うち人件費 2,100
河川課計	21,176,244	国庫支出金 2,969,424 負担金 526,291 使用料 265,614 手数料 67 財産収入 13,907 寄附金 3,000 諸収入 24,731 県債 14,571,800 計 18,374,834	2,801,410	

港湾課				
港湾管理費	2,267,472	国庫支出金 193 寄附金 84,500 計 84,693	2,182,779	
港湾審議会費	2,921	—	2,921	地方港湾審議会運営費
港湾統計調査費	193	国庫支出金 193	—	指定港湾統計調査費 国委
繰出金	1,873,793	—	1,873,793	港湾事業特別会計へ繰出
港湾計画調査費	266,650	寄附金 84,500	182,150	港湾計画調査費
港湾海岸管理費	123,915	—	123,915	港湾海岸管理費
港湾建設費	1,887,348	国庫支出金 503,000 負担金 14,800 県債 718,400 計 1,236,200	651,148	
国補統合補助事業費	1,534,686	国庫支出金 503,000 負担金 14,800 県債 718,400 計 1,236,200	298,486	港湾統合補助事業費 工事費 1,485,000 国補（1／3）等 事務費 49,686 うち人件費6人 35,494

				茨城港外 1 港
港湾維持改良費	352,662	—	352,662	港湾維持改良費 工事費 342,000 事務費 10,662 うち人件費 1 人 7,616 茨城港外 3 港
港湾直轄事業負担金	940,500	負担金 175,500 県債 688,300 計 863,800	76,700	直轄港湾改修事業負担金 鹿島港建設費 220,500 茨城港常陸那珂港区建設費 720,000
災害港湾施設復旧費	61,277	国庫支出金 25,807 県債 35,200 計 61,007	270	
令和 6 年港湾施設災害復旧費	3,150	国庫支出金 2,038 県債 1,000 計 3,038	112	過年発生災害復旧費 工事費 3,056 国補（0. 6 6 7） 事務費 94
令和 7 年県単港湾施設災害復旧費	21,389	県債 21,300	89	県単港湾施設災害復旧費 工事費 20,748 事務費 641 うち人件費 350
令和 7 年港湾施設災害復旧費	36,738	国庫支出金 23,769 県債 12,900	69	現年発生災害復旧費 工事費 35,636

		計	36,669		国補（０．６６７） 事務費 うち人件費 700	1,102
港湾課計	5,156,597	国庫支出金 負担金 寄附金 県債 計	529,000 190,300 84,500 1,441,900 2,245,700	2,910,897		
営繕課						
営繕管理費	252,333	手数料 諸収入 計	1 16 17	252,316		
建築総務費	189,994		—	189,994	職員給与費等 29人	
営繕施行事務費	62,339	手数料 諸収入 計	1 16 17	62,322	営繕施行事務費 営繕工事設計委託費 営繕工事事務費	45,129 17,210
都市局都市計画課						
都市計画総務費	27,568	手数料 諸収入 計	1,372 17 1,389	26,179		

都市計画審議会費	1,983	—	1,983	都市計画審議会運営費
屋外広告物取扱事務費	20,501	手数料 1,372 諸収入 17 計 1,389	19,112	屋外広告物取扱事務費 4,951 屋外広告物取扱事務処理特例交付金 15,550
都市行政費	1,260	—	1,260	都市行政事務推進指導費
都市政策推進費	3,824	—	3,824	まちづくり推進費 1,496 都市景観形成推進事業費 2,228 合併市町村まちなか活性化支援事業費 100
都市計画調査指導費	89,523	国庫支出金 8,775 諸収入 34 計 8,809	80,714	
都市地域計画策定費	73,658	諸収入 34	73,624	線引き用途地域等設定費
街路交通調査費	10,190	国庫支出金 3,100	7,090	街路交通調査費 国補（1／3） 県単
都市計画指導監督費	5,675	国庫支出金 5,675	—	市町村施行都市計画事業指導監督費 国補（10／10） うち人件費 2,837

都市局都市計画課計	117,091	国庫支出金 手数料 諸収入 計	8,775 1,372 51 10,198	106,893	
都市局都市整備課					
都市計画総務費	144,486	使用料 財産収入 繰入金 計	130,000 147 4,078 134,225	10,261	
都市緑化推進費	142,986	使用料 財産収入 繰入金 計	130,000 147 4,078 134,225	8,761	都市緑化推進費 緑化基金積立金 総合都市緑化推進事業費 2027年国際園芸博覧会出展事業費
区画整理事業関連市町村事務処理特 例交付金	1,500	—	—	1,500	7,500 区画整理事業関連市町村事務処理特例交付 金
土地地区画整理費	21,350	諸収入 県債 計	1 16,300 16,301	5,049	
土地地区画整理事業関連道路費	18,220	県債	16,300	1,920	市町村等土地地区画整理県道支援事業費

土地区画整理事業推進費	3,130	諸収入	1	3,129	土地区画整理事業推進費
公園事業費	2,165,901	国庫支出金	361,000	1,135,870	
		使用料	64,446		
		財産収入	22,612		
		寄附金	60		
		繰入金	129,979		
		諸収入	21,634		
		県債	430,300		
		計	1,030,031		
国補公園事業費	930,527	国庫支出金	361,000	139,227	公園事業費
		県債	430,300		工事費 892,000
		計	791,300		国補（1／2）
					事務費 38,527
					うち人件費4人 24,984
					都市計画公園偕楽園公園外8公園
公園施設費	1,235,374	使用料	64,446	996,643	公園施設費
		財産収入	22,612		工事費 1,052,374
		寄附金	60		事務費 33,000
		繰入金	129,979		都市計画公園偕楽園公園外14公園
		諸収入	21,634		偕楽園魅力向上等推進事業費 130,000
		計	238,731		事業者管理施設費 20,000
公園直轄事業負担金	188,987	県債	170,000	18,987	公園直轄事業負担金
					国営常陸海浜公園事業費 188,987

都市局都市整備課計	2,520,724	国庫支出金 361,000 使用料 194,446 財産収入 22,759 寄附金 60 繰入金 134,057 諸収入 21,635 県債 616,600 計 1,350,557	1,170,167	
都市局下水道課				
都市計画総務費	804,000	繰入金 150,300 諸収入 630,000 計 780,300	23,700	
市町村下水道支援事業費	174,000	繰入金 150,300	23,700	市町村下水道整備支援事業費 23,700 湖沼水質浄化下水道接続支援事業費 150,300
市町村公共下水道受託事業費	630,000	諸収入 630,000	—	市町村公共下水道受託事業費 工事費 623,700 地元負担（１０／１０） 事務費 6,300 地元負担（１０／１０） うち人件費１人 4,375 排水樋管工事

下水道事業費				
流域下水道事業費	1,336,211	—	1,336,211	流域下水道事業補助金
都市計画調査指導費	4,416	国庫支出金 2,887	1,529	
下水道事業広報啓発活動費	1,529	—	1,529	下水道事業広報啓発活動費
下水道指導監督費	2,887	国庫支出金 2,887	—	市町村施行下水道事業指導監督費 国補（１０／１０） うち人件費 1,443
都市局下水道課計	2,144,627	国庫支出金 2,887 繰入金 150,300 諸収入 630,000 計 783,187	1,361,440	
都市局建築指導課				
建築管理費	487,672	国庫支出金 15,851 手数料 74,358 諸収入 200 計 90,409	397,263	
建築基準法施行費	270,722	国庫支出金 129 手数料 23,278 諸収入 200	247,115	建築基準法施行費 職員給与費等 236,452 ３５人

		計	23,607		建築基準法施行費	28,465
					建築審査会費	1,234
					建築物等整備指導監督費	129
					国補（10／10）	
					建築確認支援システム運営費	4,358
					特定建築物建築促進指導費	84
建築士法施行費	3,566	—		3,566	建築士法施行費	
開発許可等施行費	70,422	国庫支出金	15,000	29,422	開発許可等施行費	995
		手数料	26,000		開発許可施行費	
		計	41,000		開発許可施行費	3,927
					宅地開発基準見直し策定費	4,193
					盛土規制法施行費	30,000
					国補（1／2）	
					開発建築是正指導費	31,307
宅地建物取引業法施行費	10,599	手数料	25,080	△14,481	宅地建物取引業免許指導費	1,130
					宅地建物取引士費	3,235
					宅地建物取引業者指導・監督強化費	121
					宅地建物取引業免許登録オンライン化整備費	6,113
建築物等調査費	722	国庫支出金	722	—	建築物等調査費	
					国委	
建築防災事業費	131,641	—		131,641	建築物等震災対策事業費	
					建築物等震災対策事業費	104,608

				大規模建築物等耐震化支援事業費 27,033
都市局住宅課				
住宅管理費	2,476,666	国庫支出金 20,815 負担金 300 使用料 2,405,624 手数料 335 財産収入 1 諸収入 1,841 計 2,428,916	47,750	住宅管理費 職員給与費等 150,299 2 3 人 県営住宅維持管理費 347,698 県有資産所在市町村交付金 447,521 県営住宅指定管理委託費 1,524,680 国補（1 / 2） 県営住宅滞納家賃縮減事業費 6,468
国補住宅費	1,552,997	国庫支出金 717,521 県債 724,500 計 1,442,021	110,976	
公営住宅建設費	1,536,459	国庫支出金 708,593 県債 724,500 計 1,433,093	103,366	公営住宅建設費 工事費 1,503,529 国補（4. 5 / 1 0）等 事務費 32,930 うち人件費 5 人 27,991 建設戸数 3 2 戸
指導監督費	2,327	国庫支出金 2,327	—	市町村公営住宅建設等指導監督費 国補（1 0 / 1 0） うち人件費 1,862

木造住宅総合対策事業費	2,700	国庫支出金	1,215	1,485	木造住宅総合対策事業費 (国 2. 25 / 10 県 2. 75 / 10) 事業主体 1 / 2
住宅新築資金等貸付助成事業費	1,277	国庫支出金	836	441	住宅新築資金等貸付助成事業費 (国 2 / 3 県 1 / 3)
住宅建設コスト低減対策推進事業費	4,580	国庫支出金	2,006	2,574	住宅建設コスト低減対策推進事業費 総合住宅情報提供事業費 4,580 国補 (4. 5 / 10)
住生活総合調査費	5,654	国庫支出金	2,544	3,110	住生活総合調査費 国補 (4. 5 / 10)
県単住宅費	4,024	手数料	14,793	△10,769	
住宅確保要配慮者向け住宅供給促進事業費	149	手数料	400	△251	住宅確保要配慮者向け住宅供給促進事業費
被災住宅復興支援事業費	120		—	120	被災住宅復興支援事業費
長期優良住宅建築等計画認定事業費	3,755	手数料	14,393	△10,638	長期優良住宅建築等計画認定事業費
都市局住宅課計	4,033,687	国庫支出金	738,336	147,957	
		負担金	300		
		使用料	2,405,624		
		手数料	15,128		

(216)

		財産収入 1		
		諸収入 1,841		
		県債 724,500		
		計 3,885,730		
土木部計	100,603,972	国庫支出金 22,331,593	25,264,178	
		分担金及び負担金		
		1,628,344		
		使用料及び手数料		
		3,581,644		
		財産収入 39,991		
		寄附金 87,560		
		繰入金 284,357		
		諸収入 4,050,705		
		県債 43,335,600		
		計 75,339,794		

特 別 会 計 予 算 概 要

5. 令和7年度特別会計予算概要

(単位 千円)

事 項	歳 出 予 算 額	歳 入 予 算 額 特定財源種目金額	備 考
総務課			
競輪事業特別会計			
競輪事業総務費	103,346	競輪事業収入 103,346	職員給与費等 13人
競輪場費	581,722	競輪事業収入 220,672 繰入金 361,050 計 581,722	施設管理費 500,030 施設整備費 81,692
競輪開催費	23,565,561	競輪事業収入 23,565,561	競輪開催費
積立金	3,888	競輪事業収入 3,888	積立金
繰出金	200,000	競輪事業収入 200,000	一般会計へ繰出
予備費	583,385	競輪事業収入 91,127 繰越金 492,258 計 583,385	予備費
計	25,037,902	競輪事業収入 24,184,594	

計	71,343	繰入金 繰越金 諸収入 計	342 70,001 1,000 71,343	
漁政課				
沿岸漁業改善資金特別会計				
沿岸漁業改善資金貸付金	70,000	繰越金 諸収入 計	54,806 15,194 70,000	沿岸漁業改善資金貸付金
事務取扱費	1,339	繰入金	1,339	管理指導費 320 取扱事務費 1,019
予備費	4	繰越金 諸収入 計	1 3 4	予備費
計	71,343	繰入金 繰越金 諸収入 計	1,339 54,807 15,197 71,343	
港湾課				

港湾事業特別会計			
港湾総務費	129,864	使用料 129,864	職員給与費等 16人
港湾管理費	1,767,109	使用料 1,396,605 財産収入 47,341 繰入金 291,882 諸収入 31,281 計 1,767,109	港湾管理費 茨城港日立港区管理費 214,928 茨城港常陸那珂港区管理費 797,837 茨城港大洗港区管理費 236,934 鹿島港管理費 503,486 川尻港管理費 3,750 土浦港管理費 6,751 軽野港管理費 1,511 河原子港管理費 1,912
港湾振興費	55,103	使用料 55,103	港湾振興費 港湾振興費 16,255 港湾振興アドバイザー設置事業費 3,231 コンテナ航路増便促進事業費 30,345 クルーズ船誘致推進事業費 5,272
港湾建設費	6,287,200	諸収入 317,000 県債 5,970,200 計 6,287,200	茨城港日立港区機能施設整備事業費 工事費 490,000 事務費 24,500 茨城港常陸那珂港区機能施設整備事業費 工事費 3,480,000 事務費 174,000

			茨城港常陸那珂港区臨海部土地造成事業費	
			工事費	1,122,000
			事務費	30,700
			茨城港大洗港区機能施設整備事業費	
			工事費	100,000
			事務費	5,000
			鹿島港機能施設整備事業費	
			工事費	820,000
			事務費	41,000
公債費	2,380,198	使用料 176,543	償還金	
		財産収入 378,820	元金	2,019,292
		繰入金 1,581,911	利子	360,906
		諸収入 83,524		
		県債 159,400		
		計 2,380,198		
予備費	2,000	繰越金 2,000	予備費	
計	10,621,474	使用料 1,758,115		
		財産収入 426,161		
		繰入金 1,873,793		
		繰越金 2,000		
		諸収入 431,805		
		県債 6,129,600		
		計 10,621,474		
宅地整備販売課				

企 業 会 計 予 算 概 要

10. 令和7年度 鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算概要

(1) 収益の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引純損(△) 益	備 考
事業費用	3,550,918	営業収益 3,001,083 営業外収益 557,045 特別利益 33 計 3,558,161	7,243 [利益剰余金]	営業費用 管渠ポンプ場処理場費 673,848 業務費 57,381 総係費 1,534,380 減価償却費 1,056,908 資産減耗費 142,522 営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費 84,769 雑支出 50 特別損失 60 予備費 1,000

(2) 資本の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引不足(△) 額	備 考
資本の支出	1,523,845	国庫補助金 267,350 企業債 509,700 負担金 92,154 計 869,204	△ 654,641 [過年度分損益勘定留保] 資金 577,704 当年度分消費税等資本 の収支調整額 76,937	建設改良費 工事費 1,169,400 事務費 29,424 資産購入費 31,147 償還金 企業債償還金 293,874

11. 令和7年度 流域下水道事業会計予算概要

(1) 収益の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引純損(△) 益	備 考
事業費用	17,533,399	営業収益 9,681,321 営業外収益 7,452,879 特別利益 88,647 計 17,222,847	△ 310,552 [当年度分損益勘定留保] 資金 310,552	営業費用 管渠ポンプ場処理場費 3,473,526 受託事業費 349,689 業務費 92,252 総係費 5,770,594 減価償却費 7,409,728 資産減耗費 6,147 営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費 264,055 消費税及び地方消費税 62,081 発電費用 51,950 雑支出 110 特別損失 49,267 予備費 4,000

(2) 資本の収入及び支出

(単位 千円)

事 項	支 出 予 定 額	収 入 予 定 額	差引不足(△) 額	備 考
資本の支出	5,310,283	国庫補助金 1,552,855 企業債 1,527,016 負担金 629,257 固定資産売却代金 80 関連事業収入 19	△ 1,523,398 [当年度分損益勘定留保] 資金 316,874 過年度分損益勘定留保 資金 1,135,507	建設改良費 工事費 2,873,199 事務費 186,000 資産購入費 51,507 償還金

(278)

		その他補助金	77,658	当年度分消費税等資本	企業債償還金	2,194,384
		計	3,786,885	的収支調整額 71,017	基金積立金	5,193

条 例 そ の 他 の 概 要

12. 条例その他の概要

- (1) 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例を一括整理しようとするものである。
- (2) 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例
行政組織体制の見直しに伴い、政策企画部及び県民生活環境部の業務の変更について、所要の改正をしようとするものである。
- (3) 職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (4) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
人事委員会の勧告等を踏まえ、給料表の号給構成や諸手当を見直す等、所要の改正をしようとするものである。
- (5) 職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。
- (6) 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (7) 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
住民基本台帳ネットワークシステム等の利用により県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、所要の改正をしようとするものである。
- (8) 水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (9) 茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

- (10) 茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
県立中央看護専門学校の看護学科の４年制化に伴う名称の変更及び学科の再編のため、所要の改正をしようとするものである。
- (11) 茨城県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
医師の地域偏在の課題に対応するため、所要の改正をしようとするものである。
- (12) 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例
医師の地域偏在の課題に対応するため、所要の改正をしようとするものである。
- (13) 茨城県青少年の健全育成等に関する条例及び茨城県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (14) 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
栄養士法の一部改正に伴い、関係条例を一括整理しようとするものである。
- (15) 児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
国において一時保護施設の設備及び運営に関する基準が制定されたことに伴い、本条例を制定しようとするものである。
- (16) 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
設備の開放等に伴い、設備使用料及び試験等手数料について、所要の改正をしようとするものである。
- (17) 茨城県特定都市河川浸水被害対策法施行条例
一級河川中川・綾瀬川等が特定都市河川浸水被害対策法に規定する特定都市河川に指定されたことに伴い、同法の規定に基づき設置する雨水貯留浸透施設等を表示する標識の基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。
- (18) 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例
建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

- (19) 茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例
那珂川工業用水道等の料金を改定しようとするものである。
- (20) 茨城県水道条例の一部を改正する条例
県中央広域水道の料金を改定する等、所要の改正をしようとするものである。
- (21) 茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
警察法施行令の一部改正により、地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (22) 包括外部監査契約の締結について
地方自治法の規定に基づき、包括外部監査について、公認会計士前嶋仁一と契約を締結しようとするものである。
- (23) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
令和7年度において県が行う防災情報衛星通信設備更新事業に対する市町村の負担について、地方財政法の規定に基づき、その額を定めようとするものである。
- (24) 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について
下水道法の規定に基づき、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額を定めようとするものである。

令和 7 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会

令和 6 年度県出資法人等経営評価結果報告

・ 経営評価結果の概要	2
・ 一般財団法人茨城県建設技術公社	4
・ 一般財団法人茨城県建設技術管理センター	5
・ 茨城県道路公社	6
・ 鹿島埠頭株式会社	7
・ 株式会社茨城ポートオーソリティ	8
・ 茨城県土地開発公社	8

令和 7 年 3 月 1 2 日

土 木 部

○経営評価結果の概要

令和6年度の経営評価の結果は、次のとおりである。

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳				令和5年度 法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	24 (75%)	4	14	4	2	—
改善の余地あり	6 (19%)	0	2	3	1	+2
改善措置が必要	1 (3%)	0	0	0	1	▲2
大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	—
合 計	32	4	16	8	4	—

- (注) 1 法人数の増減
- ・対象外となった法人 ▲1法人
鹿島共同再資源化センター(株) (R5評価：改善措置が必要)
 - ・新たに対象となった法人 +1法人
笠間栗ファクトリー(株) (R6評価：改善の余地あり)
- 2 評価区分に変更があった法人 1法人
茨城県土地開発公社 「改善措置が必要」→「改善の余地あり」

(参考) 評価区分の内訳

評価区分	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	計
概ね良好	(一財) 茨城県環境保全事業団 (一財) 茨城県科学技術振興財団 (一財) 茨城県建設技術公社 (一財) 茨城県建設技術管理センター (4)	(公財) いばらき文化振興財団 (公財) 茨城県国際交流協会 (公財) 茨城県消防協会 (公財) いばらき腎臓財団 (公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 (公財) 茨城県開発公社 (公財) 茨城カウンセリングセンター (公社) 茨城県農林振興公社 (公社) 茨城県森林・林業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会 (公財) 茨城県スポーツ協会 (公財) 茨城県防犯協会 (公財) 茨城県暴力追放推進センター (14)	(株) ひたちなかテクノセンター (株) つくば研究支援センター 鹿島埠頭(株) (株) 茨城ポートオーソリティ (4)	茨城県信用保証協会 茨城県農業信用基金協会 (2)	24
改善の余地あり	(0)	(公財) 茨城県看護教育財団 (公財) 茨城県教育財団 (2)	鹿島臨海鉄道(株) 笠間栗ファクトリー(株) (株) 茨城県中央食肉公社 (3)	茨城県土地開発公社 (1)	6
改善措置が必要	(0)	(0)	(0)	茨城県道路公社 (1)	1
が急要大 必のすい 要改るに 善又改 措は善 置緊を	(0)	(0)	鹿島都市開発(株) (1)	(0)	1
計	4	16	8	4	32

↑ : 評価が上がった法人、↓ : 評価が下がった法人

(土木部)

令和6年度県出資法人等経営評価結果

(令和5年度決算ベース)

番号	法人名	決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>					
	所管課					
1	(一財)茨城県建設技術公社	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	これまで、経費の削減に取り組んできたことや積算・施工管理業務の受託事業の収益増加等により、継続的に黒字を続けている。 引き続き経営の安定化・合理化に努めつつ、公益目的支出計画に基づく研修事業等の公益目的事業を着実に実施し、保有する知識・技術を県や市町村に教授し、技術力向上に貢献するよう、指導していく。 また、社会貢献事業についても、先駆的な取組の成果が活用されるのみならず、他団体へも波及するため、より積極的に取り組むよう、指導していく。 公社と随意契約する事由の妥当性及び業務委託に伴う積算基準の見直しについては、業務別に内容を精査するなど、継続して検討を行い適正な発注に努めていく。
			74,175千円	10,000千円	13.5%	
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高	
			118,642千円	143,270千円	3,669,919千円	
	<概ね良好>	資産	資産	負債	正味財産	
	検査指導課		5,193,323千円	1,523,404千円	3,669,919千円	

(土木部)

令和6年度県出資法人等経営評価結果

(令和5年度決算ベース)

番号	法人名	決算状況等				総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
2	(一財)茨城県建設技術管理センター	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	令和5年度は、ストックヤードの取扱い土量が減少したことなどにより、当期経常増減額は△15百万円（前期差△57百万円）であったが、退職給付引当戻入益により、正味財産増減額は9百万円（前期差△14百万円）となった。 法人は、原材料費等の高騰の影響を考慮し、令和5年11月に試験手数料の改定を行い、収益性の向上に努めているが、引き続き、ストックヤードの効率的な管理運営や、計画的な試験設備機器の更新に努めるなど、財務の健全性維持に取り組まれない。 また、公益目的支出計画に基づき実施している研修・広報事業については、建設技術の向上と公共工事等の品質確保のため研修内容を充実させ、法人が保有する知見をより積極的に社会に還元するよう努められたい。	今後も、財務の健全性維持や収益性の向上を図るため、引き続きストックヤードの効率的な管理運営、計画的な試験設備機器の更新及び適正な試験手数料の設定に努めるよう、指導していく。 また、試験機関としての技術力・信頼性の確保に資する国際標準規格（ISO17025）の認定継続のため更なる技術の研鑽に取り組むとともに、公益目的支出計画に基づく研修・広報事業の充実に努め、これまでに蓄積した高い技術力及び知見をより積極的に社会に還元するよう、指導していく。
			112,000千円	28,000千円	25.0%		
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
			22,497千円	8,647千円	2,227,750千円		
	<概ね良好>	資産	資産	負債	正味財産		
	検査指導課		2,502,352千円	274,602千円	2,227,750千円		

(土木部)

令和6年度県出資法人等経営評価結果

(令和5年度決算ベース)

番号	法人名	決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>					
	所管課					
3	茨城県道路公社	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	令和5年度の有料道路料金収入については、4路線中3路線で交通量が増えたことから、全体で647百万円（前期比2.4パーセント増）となった。また、駐車場料金収入については、筑波山つつじヶ丘駐車場を除き、ほか3箇所は増収となり、全体で58百万円（前期比3.4パーセント増）となった。 有料道路については、利用実績が計画を大幅に下回っている道路もあることから、引き続き、利用者等の声を聞くなど、県や地元市町村等と連携して利用促進を図り、計画的な維持管理と料金収入の確保に努められたい。駐車場についても、利用者のニーズに合わせたサービスの提供により料金収入を確保するとともに、一層の経費削減に努められたい。 なお、法人は単年度黒字を継続しているが、県からの長期借入金課題となっていることから、計画的に返済されるよう、財務基盤の強化を図られたい。 県所管課は、県への借入金返済に支障が生じることがないよう、法人の財務内容及び運営状況を注視し、指導監督するとともに、将来的に県負担の最少となる時期を見据えながら、適切な解散時期を判断されたい。
			10,039,800千円	8,308,800千円	82.8%	
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金	
			5,307千円	6,701千円	9,298千円	
	<改善措置が必要>	資産	資産	負債	資本	
	道路維持課		21,701,930千円	11,652,832千円	10,049,098千円	

(土木部)

令和6年度県出資法人等経営評価結果

(令和5年度決算ベース)

番号	法人名	決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>					
	所管課					
4	鹿島埠頭(株)	出資	資本金	県出資額	県出資比率	引き続き、経費削減に努め、財務の健全性を維持しながら、経営環境の変化に的確に対応できるよう、計画的な曳船の更新や曳船船員等の人材確保及び人材育成に努めるよう指導していく。 加えて、今後も港湾利用者等に対する安全で質の高いサービスの提供を行うとともに、県・地元自治体・立地企業等と連携し、県内産業の発展に資する法人運営に努めるよう併せて指導していく。
			300,000千円	150,000千円	50.0%	
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金	
			350,138千円	223,201千円	4,356,754千円	
	<概ね良好>	資産	資産	負債	純資産	
	港湾課		6,193,545千円	1,536,791千円	4,656,754千円	

(土木部)

令和6年度県出資法人等経営評価結果

(令和5年度決算ベース)

番号	法人名	決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>					
	所管課					
5	(株)茨城ポート オーソリティ	出資	資本金	県出資額	県出資比率	引き続き、経費削減に努め、中期経営計画に基づいた効率的な法人運営に努めるよう指導していく。 加えて、今後も茨城港の更なる利用促進に向け、港湾利用者のニーズに対応した的確かつ迅速なサービス提供を行うとともに、県・地元自治体・立地企業等と連携し、県内産業の発展に資する港湾運営に努めるよう併せて指導していく。
			2,947,800千円	1,561,326千円	53.0%	
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金	
			239,168千円	191,147千円	2,970,229千円	
	<概ね良好>	資産	資産	負債	純資産	
	港湾課		6,857,292千円	943,165千円	5,914,127千円	
6	茨城県土地開発 公社	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	県貸付金の償還については、所有地の売却により大幅に返済を進めた。残りの貸付金約3億円についても、令和7年度末の償還期限までに完済するよう指導していく。 ひたちなか地区の未利用地については、「ひたちなか地区留保地利用計画」に基づき、法人が県関係各課等と連携し、地元との調整を図りながら、処分に努めるよう指導していく。 なお、国道6号及び国道50号の直轄国道事業に係る用地取得を支援しているところであり、今後も国等が行う必要性・緊急性の高い用地取得業務を効率的かつ速やかに遂行することにより、法人の役割が十分に果たせるよう指導していく。
			30,000千円	30,000千円	100.0%	
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金	
			303,457千円	288,914千円	5,204,215千円	
	<改善の余地あり>	資産	資産	負債	資本	
	都市計画課		17,597,283千円	12,363,068千円	5,234,215千円	

令和 7 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会資料
【土木部報告事項】（令和 7 年度関係）

1 令和 7 年度 国土交通省関係予算の概要

○公共事業関係費（国費）

5 兆 2, 7 5 3 億円

○施策の柱

① 国民の安全・安心の確保

② 持続的な経済成長の実現

③ 地方創生 2.0 に資する個性をいかした地域づくりと分散型国づくり

○「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（R3～R7、総額 15 兆円）
の後継となる「国土強靱化実施中期計画」を国において策定中

2 土木部事業の主な動き

（1）外国クルーズ船の寄港について

別添 1

（2）茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区における埠頭用地の

供用開始について

別添 2

外国クルーズ船の寄港について

茨城港では、今年度、6隻の外国クルーズ船が寄港したところであり、来年度は、過去最多を更新する8隻の外国クルーズ船が寄港する予定となっております。

引き続き、営業戦略部や地元市町村等と連携し、外国クルーズ船の誘致に積極的に取り組むとともに、埠頭での入出港セレモニーや歓迎イベントを実施するなど、インバウンド需要のさらなる取り込みを図ってまいります。

○令和7年度 外国クルーズ船の寄港予定（R7.2.1時点）

寄港予定日	船 名	乗客定員	受入港区
4月12日(土)	シーボーン・クエスト	458名	常陸那珂
4月27日(日)	セブンシーズエクスプローラー	746名	常陸那珂
5月5日(月・祝)	シーニック・エクリプスⅡ	228名	大洗
5月15日(木)	セブンシーズマリナー	696名	常陸那珂
8月4日(月)	ダイヤモンド・プリンセス	2,706名	常陸那珂
10月6日(月)	リビエラ	1,250名	常陸那珂
10月11日(土)	シーボーン・クエスト	458名	常陸那珂
3月23日(月)	レガッタ	684名	大洗

＜参考＞令和6年度 外国クルーズ船の寄港実績

寄港日	船 名	乗客定員	受入港区
4月14日(日)	セブンシーズエクスプローラー	746名	常陸那珂
7月2日(火)	ダイヤモンド・プリンセス	2,706名	常陸那珂
8月4日(日)	ダイヤモンド・プリンセス	2,706名	常陸那珂
8月31日(土)	ナショナルジオグラフィックレゾリューション	138名	大洗
9月24日(火)	シーボーン・オデッセイ	458名	常陸那珂
10月27日(日)	レガッタ	684名	大洗



岸壁の様子



出港時のお見送り

外国クルーズ船寄港時の様子

茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区における埠頭用地の供用開始について

茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区において、整備を進めておりました水深12m岸壁の背後埠頭用地につきましては、5月上旬の供用開始を予定しております。

これにより、港湾の利便性が向上することから、建設機械や完成自動車の輸出をはじめとした国際物流拠点としてさらなる発展が期待されます。

1 中央ふ頭地区水深 12m岸壁背後埠頭用地の概要

面 積：約 5.4ヘクタール

供用開始時期：令和7年5月上旬予定

2 位置図等



令和7年第1回定例会土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

(令和7年度関係)

令和7年3月12日

土 木 部

目 次

【予算】第 1 号議案、第 13 号議案、第 19 号議案、第 20 号議案

○令和 7 年度予算 課別一覧（当初予算）	3
○令和 7 年度予算 公共事業費一覧（当初予算）	4
○令和 7 年度 債務負担行為一覧（当初予算）	5
○令和 7 年度 地方債一覧（当初予算）	6

【条例・その他議案】

○第 26 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	7
○第 37 号議案 茨城県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	9
○第 38 号議案 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	12
○第 44 号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸 さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に 要する費用に係る関係市町村の負担額について	17

【その他説明事項】

○宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域 の指定について	18
--	----

令和7年度予算 課別一覧（当初予算）

（一般会計）

土木部

第1号議案 令和7年度茨城県一般会計予算

（単位：千円）

区 分	令和6年度 A	令和7年度 B	増減額 C=B-A
監 理 課	2,918,016	3,190,269	272,253
用 地 課	67,990	69,886	1,896
検 査 指 導 課	39,411	40,401	990
道 路 建 設 課	29,950,758	29,495,347	△ 455,411
道 路 維 持 課	30,616,689	31,919,094	1,302,405
河 川 課	20,647,088	21,176,244	529,156
港 湾 課	5,894,629	5,156,597	△ 738,032
営 繕 課	242,799	252,333	9,534
都 市 計 画 課	136,431	117,091	△ 19,340
都 市 整 備 課	2,603,296	2,520,724	△ 82,572
下 水 道 課	2,169,047	2,144,627	△ 24,420
建 築 指 導 課	408,399	487,672	79,273
住 宅 課	4,390,864	4,033,687	△ 357,177
計	100,085,417	100,603,972	518,555

（特別会計）

第13号議案 令和7年度茨城県港湾事業特別会計予算

港 湾 事 業	11,901,351	10,621,474	△ 1,279,877
---------	------------	------------	-------------

（企業会計）

第19号議案 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

第20号議案 令和7年度茨城県流域下水道事業会計予算

鹿 島 臨 海 都 市 計 画 下 水 道 事 業	5,827,426	5,074,763	△ 752,663
流 域 下 水 道 事 業	23,586,855	22,843,682	△ 743,173
計	29,414,281	27,918,445	△ 1,495,836

土 木 部 計	141,401,049	139,143,891	△ 2,257,158
---------	-------------	-------------	-------------

○当初予算の概要

土木部当初予算案 1,391億44百万円（対前年度比：△22億57百万円、△1.6%）

うち、公共事業費 895億84百万円（対前年度比：△4億55百万円、△0.5%）

・国補公共事業 650億85百万円（対前年度比：△8億18百万円、△1.2%）

直轄事業負担金：道路（東関東自動車道水戸線など）、治水（那珂川など）等

補助事業：道路橋梁（国道354号境岩井バイパス、国道408号長豊橋など）、
河川（中丸川など）、港湾（茨城港など）等

・県単公共事業 244億99百万円（対前年度比：+3億63百万円、+1.5%）

防災・減災対策及び維持修繕事業：河川の浚渫や護岸修繕、急傾斜地崩壊対策等

道路の落石対策や法面崩壊防止等

道路及び河川の維持修繕等

長寿命化対策事業：道路や橋梁、下水道管渠等の補修

令和7年度予算 公共事業費一覧（当初予算）

土木部

（一般会計）

（単位：千円）

区 分			令和6年度 A	令和7年度 B	増減額 C=B-A	
道 路 事 業	道路建設課	補 助	23,760,938	23,355,402	△ 405,536	
		県 単	4,819,710	4,819,710	-	
		計	28,580,648	28,175,112	△ 405,536	
	道路維持課	補 助	10,700,000	11,851,000	1,151,000	
		直轄負担金	7,767,165	7,767,165	-	
		県 単	11,187,217	11,187,217	-	
	計	29,654,382	30,805,382	1,151,000		
	計	補 助	34,460,938	35,206,402	745,464	
		直轄負担金	7,767,165	7,767,165	-	
		県 単	16,006,927	16,006,927	-	
		計	58,235,030	58,980,494	745,464	
	河川事業		補 助	6,440,357	6,527,952	87,595
	河 川 課	直轄負担金	6,628,885	6,628,885	-	
県 単		6,507,530	6,848,530	341,000		
計		19,576,772	20,005,367	428,595		
港湾事業		補 助	2,543,613	1,574,574	△ 969,039	
港 湾 課	直轄負担金	940,500	940,500	-		
	県 単	374,051	374,051	-		
	計	3,858,164	2,889,125	△ 969,039		
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補 助	5,675	5,675	-	
		計	5,675	5,675	-	
	都市整備課	補 助	942,214	930,527	△ 11,687	
		直轄負担金	188,987	188,987	-	
		県 単	1,193,374	1,215,374	22,000	
		計	2,324,575	2,334,888	10,313	
	計	補 助	947,889	936,202	△ 11,687	
		直轄負担金	188,987	188,987	-	
		県 単	1,193,374	1,215,374	22,000	
計		2,330,250	2,340,563	10,313		
下水道事業		補 助	560,887	632,887	72,000	
下 水 道 課	県 単	23,700	23,700	-		
	計	584,587	656,587	72,000		
住宅事業		補 助	1,929,382	1,538,786	△ 390,596	
住 宅 課		計	1,929,382	1,538,786	△ 390,596	
計		補 助	46,883,066	46,416,803	△ 466,263	
		直轄負担金	15,525,537	15,525,537	-	
		県 単	24,105,582	24,468,582	363,000	
		計	86,514,185	86,410,922	△ 103,263	

（企業会計）

区 分		令和6年度 A	令和7年度 B	増減額 C=B-A
流域下水道事業	補助	3,494,065	3,142,610	△ 351,455
	県単	30,931	30,931	-
	計	3,524,996	3,173,541	△ 351,455

土木部計	補助	50,377,131	49,559,413	△ 817,718
	直轄負担金	15,525,537	15,525,537	-
	県単	24,136,513	24,499,513	363,000
	計	90,039,181	89,584,463	△ 454,718

令和7年度 債務負担行為一覧（当初予算）

土木部

第1号議案 令和7年度茨城県一般会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
地 方 道 路 整 備 契 約 工 事 請 負	一般国道245号、日立市留町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 至 令和8年度 令和10年度	3,700,000千円	道路建設課
地 方 道 路 整 備 契 約 工 事 請 負	一般国道123号、東茨城郡城里町御前山地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 至 令和8年度 令和9年度	800,000千円	道路建設課
地 方 道 路 整 備 契 約 工 事 請 負	一般国道461号、久慈郡大子町上岡地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	700,000千円	道路建設課
国 補 河 川 改 修 契 約 工 事 請 負	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先外5箇所の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	700,000千円	河川課
国 補 公 園 事 業 契 約 工 事 請 負	港公園の展望塔改修に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	120,000千円	都市整備課
県 営 住 宅 建 設 契 約 工 事 請 負	桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	551,000千円	住宅課
合 計			6,571,000千円	

第19号議案 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
鹿 島 臨 海 都 市 計 画 下 水 道 工 事 請 負 契 約	鹿島臨海特定公共下水道の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	自 至 令和8年度 令和9年度	2,770,000千円	下水道課

第20号議案 令和7年度茨城県流域下水道事業会計予算

【工事請負契約に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
霞ヶ浦常南流域 下 水 道 工 事 請 負 契 約	霞ヶ浦常南流域下水道の処理場及びポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	自 至 令和8年度 令和9年度	924,000千円	下水道課
霞ヶ浦湖北流域 下 水 道 工 事 請 負 契 約	霞ヶ浦湖北流域下水道の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	自 至 令和8年度 令和9年度	1,716,960千円	下水道課
那珂久慈流域 下 水 道 工 事 請 負 契 約	那珂久慈流域下水道の処理場及びポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	自 至 令和8年度 令和9年度	2,376,500千円	下水道課
霞ヶ浦水郷流域 下 水 道 工 事 請 負 契 約	霞ヶ浦水郷流域下水道の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	自 至 令和8年度 令和9年度	596,000千円	下水道課
利根左岸さしま流域 下 水 道 工 事 請 負 契 約	利根左岸さしま流域下水道の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	40,000千円	下水道課
鬼怒小貝流域 下 水 道 工 事 請 負 契 約	鬼怒小貝流域下水道のポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	45,780千円	下水道課
小貝川東部流域 下 水 道 工 事 請 負 契 約	小貝川東部流域下水道のポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	53,700千円	下水道課
合 計			5,752,940千円	

令和7年度 地方債一覧（当初予算）

土木部

第1号議案 令和7年度茨城県一般会計予算

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
河川事業	13,289,900	債券発行又は普通貸借 （他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 （据置期間を含む。）
海岸整備事業	165,600			
砂防事業	38,700			
急傾斜地崩壊対策事業	204,800			
港湾整備事業	1,406,700			
道路橋梁整備事業	24,103,400			
街路事業	16,300			
公営住宅建設事業	724,500			
過年補助災害復旧事業	14,400			
現年補助災害復旧事業	164,600			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	29,800			
単独災害復旧事業	173,300			
公園事業	600,300			
防災対策事業	430,500			
合併特例事業	868,400			
地方道路等整備事業	741,800			
緊急防災・減災事業	281,600			
計	43,335,600			

第13号議案 令和7年度茨城県港湾事業特別会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
港湾整備事業	6,129,600	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内 （償還期間を含む。）

第19号議案 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（企業債）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
鹿島臨海都市計画下水道事業	509,700	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内 （償還期間を含む。）

第20号議案 令和7年度茨城県流域下水道事業会計予算（企業債）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
流域下水道事業	1,527,016	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内 （償還期間を含む。）

第26号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築指導課

1 改正の理由・根拠

県が処理する事務に係る手数料について、法律の施行等に伴い、必要な事項を改正するもの

2 改正の目的

県が徴収する事務手数料に関して、必要な事項を改正するもの

3 背景・必要性

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

4 内容

宅地建物取引業の免許の申請（新規及び更新）に係る手数料

・オンライン申請（新設） 26,500 円

※書面による申請 33,000 円（従前どおり）

5 効果・影響

オンライン申請を推進することにより、申請者の利便性の向上及び行政運営の効率化が図られる。

6 施行日

令和7年4月1日

茨城県手数料徴収条例（平成 12 年条例第 9 号）新旧対照表

改正案			現行		
別表第 1（第 2 条第 1 項関係）			別表第 1（第 2 条第 1 項関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
455 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許申請手数料	<u>33,000 円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請に対する審査にあつては、26,500 円）</u>	455 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許申請手数料	<u>33,000 円</u>
456 宅地建物取引業法第 3 条第 3 項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許更新申請手数料	<u>33,000 円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請に対する審査にあつては、26,500 円）</u>	456 宅地建物取引業法第 3 条第 3 項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許更新申請手数料	<u>33,000 円</u>

1 制定の理由・根拠

都市部における浸水対策として、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、東京都、埼玉県、茨城県（五霞町のみ）を流域とする中川・綾瀬川等が特定都市河川に指定された。

これに伴い、同法の規定に基づき整備する雨水貯留浸透施設等には、条例で定めた事項を記載した標識を設置するため、必要な事項を定めるもの。

2 制定の目的

雨水貯留浸透施設等を標識で表示することにより、流域住民等へ当該施設等が浸水被害の防止に寄与していることを周知する。

3 背景・必要性

国土交通省は、流域治水の本格的な実践に向け、特定都市河川の指定を進めており、令和 6 年 3 月に中川・綾瀬川等を特定都市河川として指定した。

令和 7 年 7 月からは、流域内において行われる 1,000 m²以上の土地の形質変更等の行為について、雨水の流出抑制対策が義務化される。

4 内容

雨水貯留浸透施設等を表示する標識について、以下のとおり記載事項等を定める。

【記載事項（主なもの）】

- ・ 名称
- ・ 管理番号
- ・ 施設の容量
- ・ 構造の概要
- ・ 管理者及び連絡先 等

5 効果・影響

標識の記載事項を定め、雨水貯留浸透施設等の存する場所に表示することで、当該施設の役割を周知するとともに、民間開発で行われる造成工事等により、雨水を貯留する機能が損なわれることを防止する。

6 施行日

公布の日

茨城県特定都市河川浸水被害対策法施行条例について

1 条例制定の目的・理由

都市部における浸水対策として、特定都市河川浸水被害対策法（以下、法。）に基づき、東京都、埼玉県、茨城県（五霞町のみ）を流域とする中川・綾瀬川等が特定都市河川に指定されたことに伴い、法の規定に基づき設置する雨水貯留浸透施設等を表示する標識について、記載事項等の内容を定めるもの

2 条例の内容

雨水貯留浸透施設、保全調整池、貯留機能保全区域を表示する標識について、以下のとおり記載事項等を定める。

	雨水貯留浸透施設	保全調整池	貯留機能保全区域
概要	浸水被害の防止を目的とした雨水を一時的に貯留する機能又は地下に浸透させる機能を有する施設	雨水を一時的に貯留する機能を有し、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの	河川に隣接する低地その他の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるもの
標識の記載事項	- 名称 - 検査済証番号 - 容量及び構造の概要 - 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨 - 管理者及び連絡先 - 標識の設置者及び連絡先	- 名称及び指定番号 - 容量及び構造の概要 - 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨 - 管理者及び連絡先 - 標識の設置者及び連絡先	- 名称及び指定番号 - 位置 - 管理者及び連絡先 - 標識の設置者及び連絡先

（参考）特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

○法第38条3項

都道府県知事等は、…国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるところにより、…当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

3 特定都市河川について

- 市街化の進展などにより河川整備のみによる浸水被害の防止が困難な河川と地域を、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川及び流域に指定。
- 都市部を流れる河川の流域において、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する。
- 2024年3月に中川・綾瀬川等が特定都市河川に指定され、本県では五霞町が対象流域に指定。

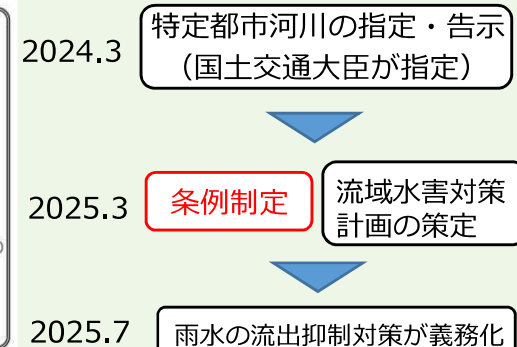


【標識のイメージ】

雨水貯留浸透施設	
この調整池は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設です。	
名 称	〇〇が丘調整池
許可番号	第〇〇号
構造の概要	縦〇m×横〇m×高さ〇m 〇〇m ³
雨水の流出抑制機能	〇〇が丘開発（行為面積〇m ² ）による〇〇m ³ /sの流出雨水量を抑制
許可を要する行為	法第18条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、県知事の許可が必要です。 ① この施設の全部又は一部の埋立 ② この施設における建築物等の新築、改築、増築（この施設が設置されている建築物等の改築又は除却 [※] ） ③ 塵芥又は土砂の投棄、資材の放置等 ④ 調整池の堤防の掘削、擁壁等の損壊等 ⑤ 流入口又は放流口の閉塞又は径の変更等
施設の管理者	株〇〇〇〇 Tel. XXX-XXXX-XXXX
標識の設置者	〇〇県〇〇部〇〇課 Tel. XXX-XXXX-XXXX

※調整池を建築物等に設置する場合に記載

【スケジュール】



第37号議案

茨城県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第3条 法第38条第3項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第4条 法第45条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第5条 法第54条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置

(3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

(4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月26日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 38 号議案 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

建築指導課

1 改正の理由・根拠

建築基準法の一部改正

2 改正の目的

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

3 背景・必要性

建築基準法等の一部改正により、防火・避難規定の緩和措置が創設・拡充されたため、条例にも同様の緩和措置を規定し、法令との整合性を図るもの。

4 内容

(1) 防火・避難規定の「別棟みなし規定」を創設

建築物の一部に木造を採用しやすくするための規定を新たに規定するもの。

(2) 既存不適格建築物に対する制限の緩和を拡充

増築等の際に、既存部分を現行規定に適合させなくても良いこととする緩和規定を拡充するもの。

5 効果・影響

建築物への木材利用の促進のほか、既存ストックの有効活用の円滑化が図られる。

6 施行日

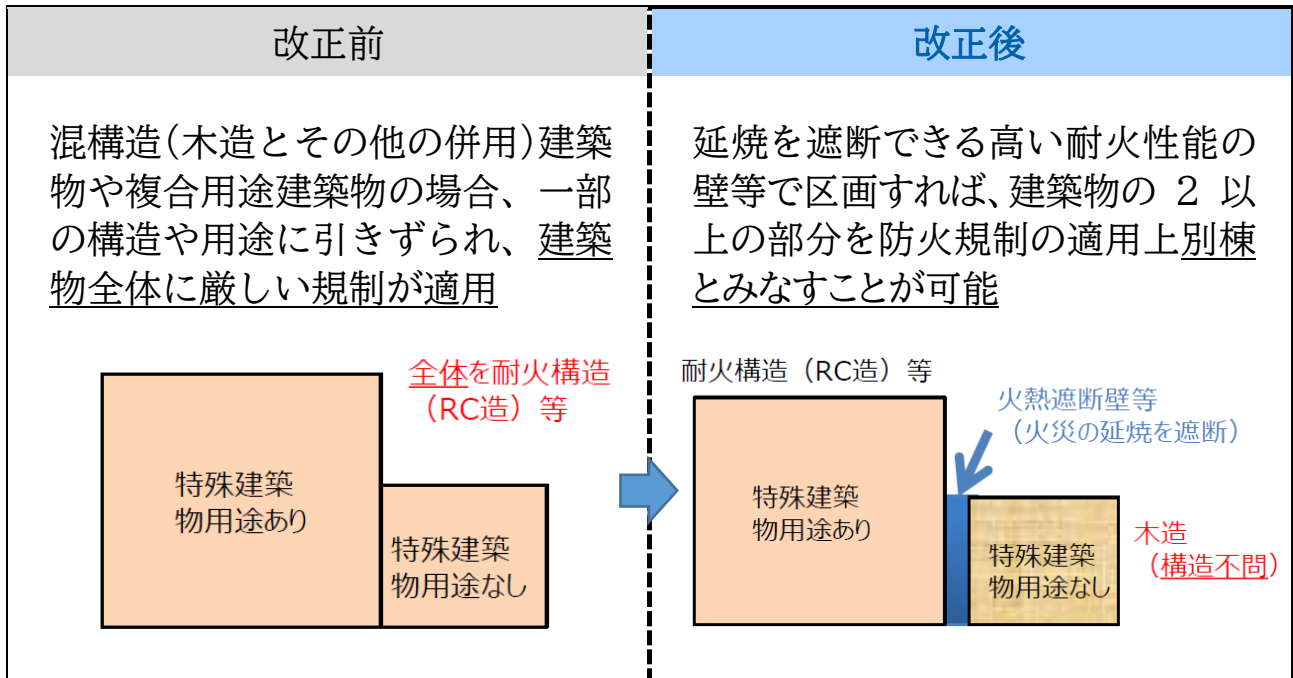
公布の日

建築基準法の改正概要

令和4年6月17日公布・令和6年4月1日施行

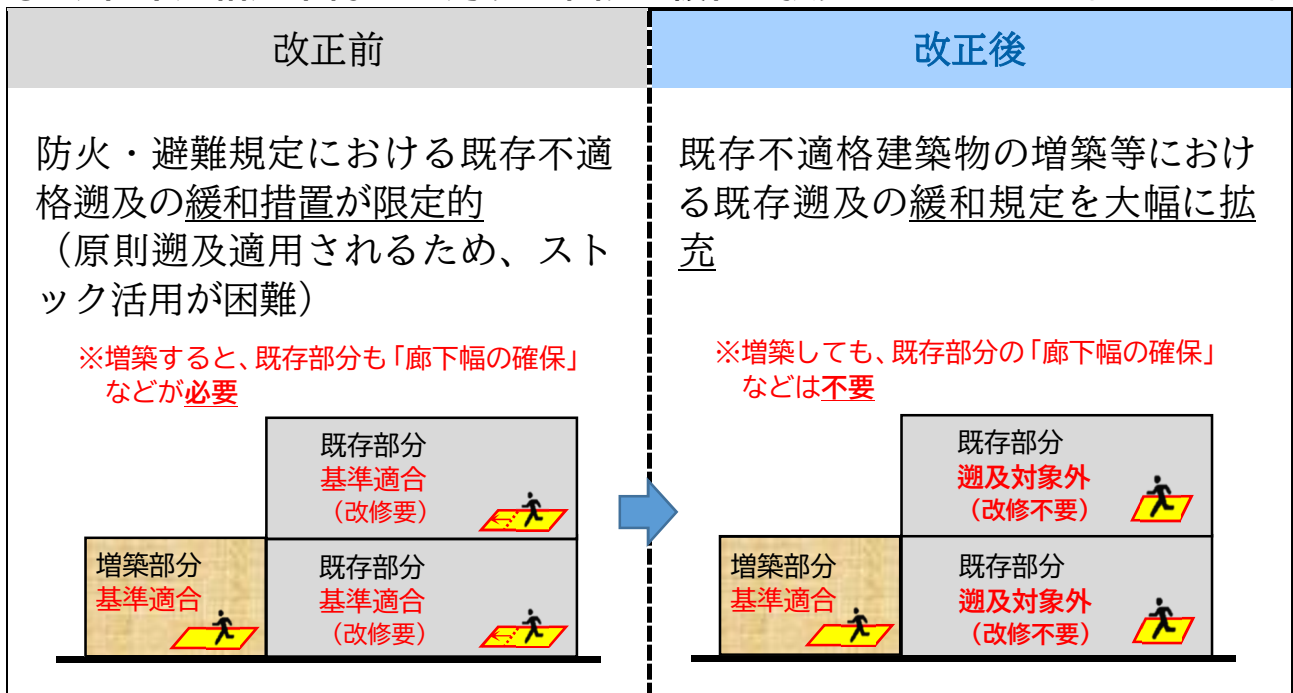
① 防火・避難規定の「別棟みなし規定」を創設

(下図は代表例)



② 既存不適格建築物^(注)に対する制限の緩和を拡充

(下図は代表例)



(注) 建築時点では適法だったが、その後の法改正などで不適格な部分が生じた建築物

※上記に伴い、条例にも同様の緩和措置を規定するため所要の改正を行うもの

改正案	現行
目次 第1章から第3章まで 略 第4章 特殊建築物 第1節から第8節まで 略 第9節 雑則（第46条の2 <u>・第46条の2の3</u>） 第4章の2 長屋（<u>第46条の2の4</u>） 第4章の3から第6章まで 略 付則 <u>（別の建築物とみなすことができる部分）</u> <u>第46条の2の3 第10条，第17条，第20条，第22条の2又は第28条の2第2項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第117条第2項各号に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は，これらの規定の適用については，それぞれ別の建築物とみなす。</u> <u>2 第13条の2（排煙設備に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の2第2項各号に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は，第13条の2の規定の適用については，それぞれ別の建築物とみなす。</u> <u>3 第13条の2（非常用の照明装置に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の4第2項に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は，第13条の2の規定の適用については，それぞれ別の建築物とみなす。</u> <u>4 第18条の2第1項（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。），第29条第2項又は第44条第1項第1号に規定する基準の適用</u>	目次 第1章から第3章まで 略 第4章 特殊建築物 第1節から第8節まで 略 第9節 雑則（第46条の2 <u>・第46条の2の2</u>） 第4章の2 長屋（<u>第46条の2の3</u>） 第4章の3から第6章まで 略 付則 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

<u>用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は，これらの規定の適用については，それぞれ別の建築物とみなす。</u> 第4章の2 長屋 <u>第46条の2の4 略</u> （一の敷地とみなすこと等による制限の緩和） 第48条 法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対する第3条，第4条，第7条，第12条，第13条，第15条（<u>第46条の2の4第1項</u>において準用する場合を含む。），第16条（<u>第46条の2の4第1項</u>において準用する場合を含む。），第21条から第22条の2まで，第24条から第25条まで及び第34条から第35条の2までの規定の適用については，当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。 （既存の建築物に対する制限の緩和） 第48条の2 <u>法第3条第2項の規定により第10条，第12条，第13条，第13条の2（排煙設備に係る部分に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。），第15条第2号（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。），第16条（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。），第17条，第18条の2第1項（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。以下この項及び第3項において同じ。），第22条の2，第26条，第27条，第28条第4号，第29条第2項，第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める範囲内において増築又は改築をす</u>	第4章の2 長屋 <u>（長屋の設置禁止，居室，出入口及び構造）</u> <u>第46条の2の3 略</u> （一の敷地とみなすこと等による制限の緩和） 第48条 法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対する第3条，第4条，第7条，第12条，第13条，第15条（<u>第46条の2の3第1項</u>において準用する場合を含む。），第16条（<u>第46条の2の3第1項</u>において準用する場合を含む。），第21条から第22条の2まで，第24条から第25条まで及び第34条から第35条の2までの規定の適用については，当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。 （既存の建築物に対する制限の緩和） <u>（新設）</u>
--	--

る場合においては、法第3条第3項（第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。	
(1) 第10条、第13条、第13条の2、第17条、第22条の2、第27条第2号又は第28条第4号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の2第2項各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、同項第1号）に該当する増築又は改築に係る部分	(新設)
(2) 第12条、第15条第2号又は第16条の規定の適用を受けない建築物 増築（居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分	(新設)
(3) 第18条の2第1項の規定の適用を受けない建築物 令第137条の2の2第1項各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分	(新設)
(4) 第26条、第29条第2項、第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物 令第137条の4各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分	(新設)
(5) 第27条第1号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の4第2項第1号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分	(新設)
2 法第3条第2項の規定により第3条第1号、第10条から第13条の2まで、第14条（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第15条第2号、第16条、第17条、第22条の2、第26条、第27条、第28条第4号、第29条第2項、第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項 の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。	第48条の2 法第3条第2項の規定により 第14条（第46条の2の3第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、 第26条、第27条第1号、第29条第2項、第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 第3条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、令第137条の12第6項の規定により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたもの	(新設)
(2) 第10条、第12条から第13条の2まで、第15条第2号、第16条、第17条、第22条の2、第27条第2号又は第28条第4号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの	(新設)
(3) 第11条又は第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更を伴わない <u>全ての大規模</u> の修繕又は <u>大規模の模様替</u>	(1) _____ 第14条の規定の適用を受けない建築物 _____ 当該建築物の用途の変更を伴わない <u>当該建築物</u> の修繕又は _____ <u>模様替のすべて</u>
(4) 第26条 _____、第29条第2項、第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物 <u>における全ての大規模</u> の修繕又は <u>大規模の模様替</u>	(2) 第26条、 <u>第27条第1号</u> 、第29条第2項、第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物 _____ の修繕又は _____ <u>模様替のすべて</u>
(5) _____ 第27条第1号 _____ の規定の適用を受けない建築物 当該建築物 <u>における屋根又は外壁に係る全ての大規模</u> の修繕又は <u>大規模の模様替</u>	(2) <u>第26条</u> 、第27条第1号、 <u>第29条第2項</u> 、 <u>第30条又は第31条</u> の規定の適用を受けない建築物 当該建築物 _____ の修繕又は _____ <u>模様替のすべて</u>
3 法第3条第2項の規定により第10条、第13条、第13条の2、第17条、 <u>第18条の2第1項</u> 、第22条の2、 <u>第26条</u> 、 <u>第27条</u> 、_____ 第28条第4号、 <u>第29条第2項</u> 、 <u>第30条又は第31条</u> の規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて <u>増築</u> 、 <u>改築</u> 、 <u>大規模の修繕又は大規模の模様替</u> （以下この項及び次項において「 <u>増築等</u> 」という。）をする場合においては、法第3条第3項 _____ の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分 _____	2 法第3条第2項の規定により第10条、第13条、第13条の2、第17条、 <u>第20条</u> _____、第22条の2 _____、 <u>第27条第2号</u> 又は第28条第4号 _____ の規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて <u>増築等</u> _____ をする場合においては、法第3条第3項 <u>第3号及び第4号</u> の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分 _____

に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第10条, 第13条_____, 第17条_____, 第22条の2, 第27条第2号又は第28条第4号に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 令第117条第2項各号に掲げる建築物の _____部分

(2) 第13条の2 _____に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の _____
_____部分

(3) 第18条の2第1項, 第26条, 第27条第1号, 第29条第2項, 第30条又は第31条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 令第109条の8に定める建築物の部分

4 法第3条第2項の規定により 第8条, 第13条の2（非常用の照明装置に係る部分に限る。）, 第15条第1号（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。）, 第18条の2第2項（第46条の2の4第1項において準用する場合を含む。）若しくは第3項（第46条の2の4第2項において準用する場合を含む。）, 第20条, 第28条第2号若しくは第3号, 第28条の2第1項若しくは第2項, 第29条第1項又は第46条の3の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項_____の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第10条, 第13条, 第13条の2（非常用の照明装置に係る部分に限る。）, 第17条, 第20条, 第22条の2, 第27条第2号又は第28条第4号に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分

(2) 第13条の2 （排煙設備に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第126条の2第2項第1号に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分
（新設）

3 法第3条第2項の規定により _____

_____第28条第2号_____
_____, 第28条の2第1項又は 第29条第1項第2号 _____の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項 第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

第 4 4 号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道課

1 提出理由

令和 7 年度において、県が行う流域下水道の維持管理に要する費用の関係市町村の負担額について、定めようとするものである。

2 根拠法令

・下水道法第 3 1 条の 2

(要旨)

流域下水道を管理する都道府県は、下水道法第 3 1 条の 2 第 1 項に基づき、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用について負担させることができる。

負担額は、同条第 2 項の規定により市町村の意見をきいたうえ、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

3 議案の概要

(負担額等一覧)

流域下水道名	負担額 (千円)	関係市町村
霞ヶ浦常南	2, 470, 054	龍ヶ崎市外 5 市町
霞ヶ浦湖北	2, 146, 430	土浦市外 4 市町
霞ヶ浦水郷	387, 397	潮来市外 1 市
那珂久慈	2, 343, 524	水戸市外 8 市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合
利根左岸さしま	414, 484	古河市外 2 市町
鬼怒小貝	473, 789	下妻市外 3 市町
小貝川東部	362, 129	下妻市外 3 市
計	8, 597, 807	

4 参考事項

関係市町村には、下水道法に基づいて意見を聞き、同意する旨の回答を得ている。

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域の指定について

建築指導課

1 法律の名称

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

2 規制区域指定の理由・内容

令和３年７月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を受けて、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称 盛土規制法）が令和５年５月に施行され、都道府県知事は法に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定する必要がある。本県においても県内全域を規制区域とすることで危険な盛土等を包括的に規制する。

3 制度の概要

（１）スキマのない規制

- ・ 都道府県知事等が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として幅広く指定
- ・ 土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする 等

（２）盛土等の安全性の確保

- ・ 許可基準に沿った安全対策を確認するため、施工状況の定期報告、中間検査、完了検査を実施

（３）責任の所在の明確化

- ・ 土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・ 土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

（４）実効性のある罰則の措置

- ・ 無許可行為や命令違反等に対する罰則について、より高い水準に強化 等

4 指定時期

令和７年４月１日 規制区域指定（予定）

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

1 経緯と状況

- 静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、土石流で甚大な人的、物的被害が発生（令和3年7月）
- 宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、区域指定に係る調査等のため2年間の経過措置（令和7年5月まで）
- 県内全域を規制区域として指定予定（令和7年4月1日）

2 制度の概要

○ スキマのない規制

- ・ 都道府県知事等が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・ 土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象等

○ 盛土等の安全性の確保

- ・ 許可基準に沿った安全対策を確認するため、
①施工状況の定期報告、②中間検査、③完了検査を実施

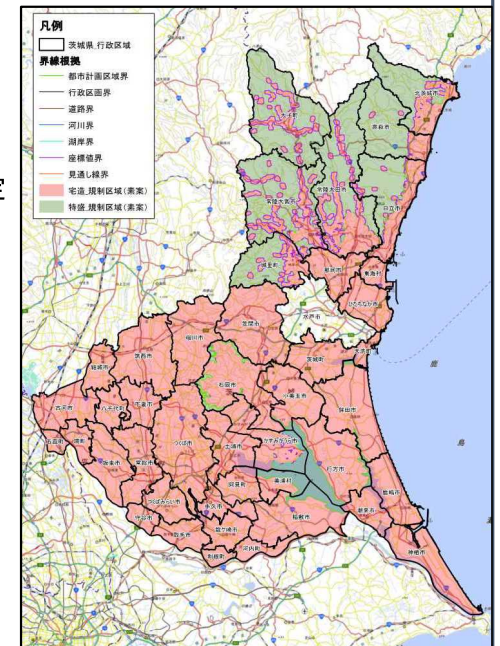
※水戸市(中核市)は
自ら規制区域を指定

○ 責任の所在の明確化

- ・ 土地所有者のほか管理者、占有者が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・ 土地所有者等だけでなく施工者、運搬者などの原因行為者にも是正措置等を命令が可能等

○ 実効性のある罰則の措置

- ・ 無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例より高い水準に強化等
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下



3 県の執行体制

○ 土木部、県民生活環境部の共管

※窓口は県民センター建築指導課、環境・保安課

土木部（建築指導課）：許認可

県民生活環境部（廃棄物規制課）：監視・パトロール

令和 7 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会

令和 7 年度土木部主要事業

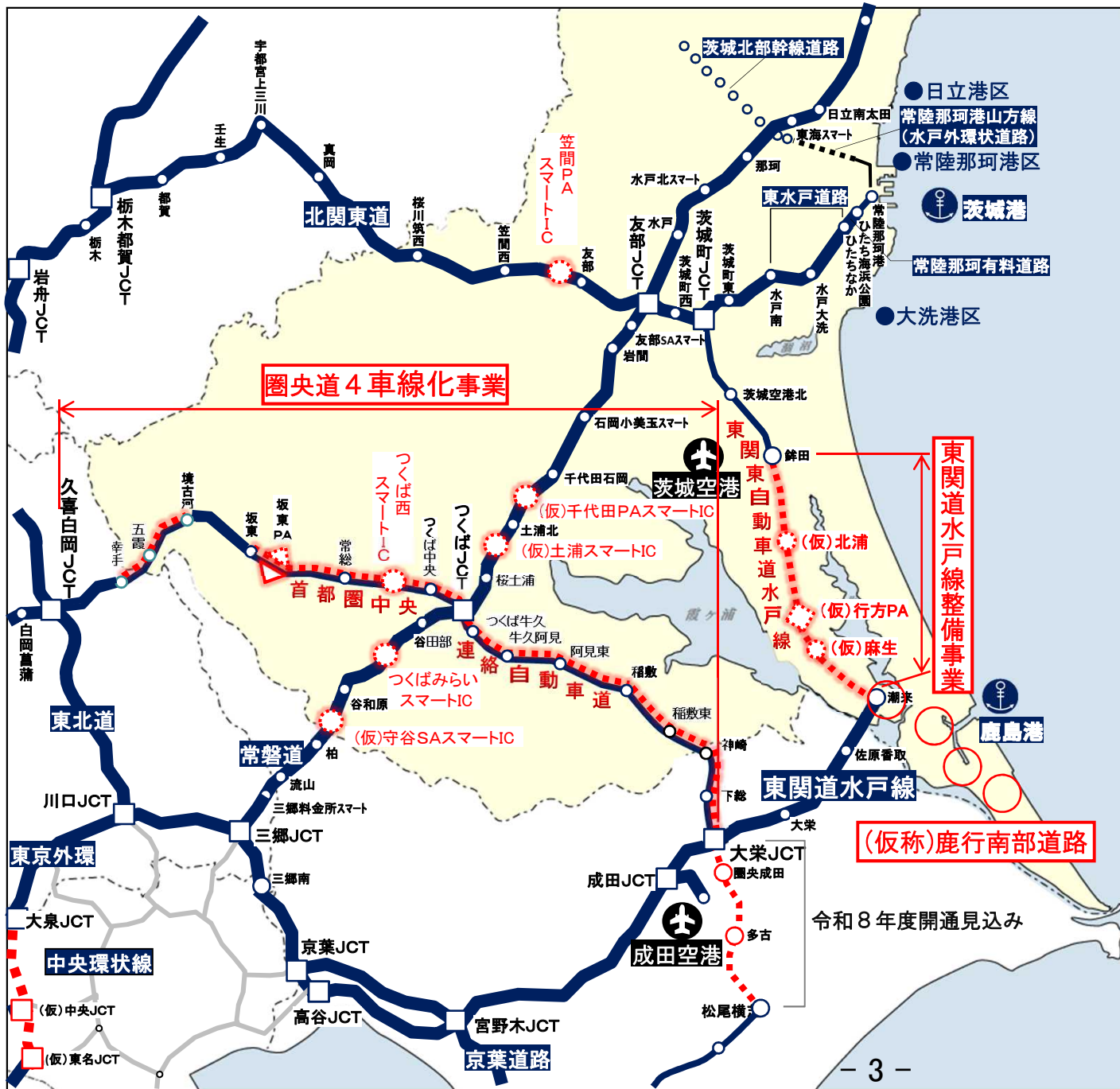
令和 7 年 3 月 1 2 日

土 木 部

目 次

● 高規格幹線道路等の整備状況（道路建設課）	3
● 国補道路整備事業（道路建設課）	4
● 国補道路維持事業（道路維持課）	5
● 流域治水に基づく防災・減災事業（河川課）	6
● 令和7年度港湾課の主要事業について（港湾課）	7
● 建築物等震災対策事業（建築指導課）	8

高規格幹線道路等の整備状況



【県内の高規格幹線道路等の整備概要】

◆首都圏中央連絡自動車道 4車線化 令和8年度までの全線開通に向けて整備中

区 間	延 長	開通予定
埼玉県境 ～ 五霞IC	約1.6km	R7.3.14 開通予定
五霞IC ～ 境古河IC	約6.9km	令和8年度
境古河IC ～ 坂東IC	約9.1km	開通済み
坂東IC ～ つくば中央IC	約19.4km	令和8年度
つくば中央IC ～ つくばJCT	約4.3km	令和7年度
つくばJCT ～ 牛久阿見IC	約7.6km	令和7年夏
牛久阿見IC ～ 阿見東IC	約5.9km	令和8年度
阿見東IC ～ 稲敷IC	約6.0km	令和7年夏
稲敷IC ～ 千葉県境	約9.7km	令和8年度

◆東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)整備 令和8年度の全線開通に向けて整備中

区 間	延 長	開通予定
潮来IC ～ (仮称)北浦IC	約23.0km	令和8年度
(仮称)北浦IC ～ 鉾田IC	約7.9km	令和8年度半ば

◆スマートインターチェンジ 県内6カ所で開通に向けて整備中

名称	路線	整備状況
つくば西スマートIC	圏央道	R7.3.23 開通予定
つくばみらいスマートIC	常磐道	事業中
(仮称)笠間PAスマートIC	北関東道	事業中
(仮称)千代田PAスマートIC	常磐道	事業中
(仮称)守谷SAスマートIC	常磐道	R6.9 新規事業化
(仮称)土浦スマートIC	常磐道	R6.9 新規事業化

国補道路整備事業 (地方道路整備費)

道路建設課

R7当初予算額 23,350百万円

「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための道路整備を重点的に推進し、住みよくて、魅力あふれる茨城を目指します。

「新しい安心安全」

災害・危機に強い県づくり

国土強靱化に資する緊急輸送道路等のネットワークの整備

- ・ 国道118号那珂大宮バイパス
- ・ 国道355号牛堀麻生バイパス
- ・ 常陸那珂港山方線

(水戸外環状道路) ほか

国道118号那珂大宮バイパス



緊急輸送道路等のネットワーク機能の強化に資する、老朽化した橋梁の計画的な更新

- ・ 国道123号那珂川大橋
- ・ 国道245号久慈大橋
- ・ 国道461号上岡橋

ほか

国道123号(那珂川大橋)



「新しい夢・希望」

活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

企業立地の促進を図る高速道路・ICアクセス道路の整備

- ・ 国道354号境岩井・古河境バイパス
- ・ 土浦竜ヶ崎線
- ・ 竜ヶ崎阿見線 ほか

土浦竜ヶ崎線



陸・海・空の交通拠点へのネットワークを強化する広域的な幹線道路の整備

- ・ 国道245号日立港区北拡幅
- ・ 国道294号常総立体 ほか

国道245号日立港区北拡幅



都市地域間の連携を強化する広域的な幹線道路の整備

- ・ 国道354号谷田部バイパス
- ・ 国道355号石岡岩間拡幅
- ・ 筑西三和線(筑西幹線道路) ほか

筑西三和線(筑西幹線道路)



国補道路維持事業 (地方道路整備費)

道路維持課

R7当初予算額 11,851百万円

通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策や、橋梁の耐震化や道路法面・冠水対策、無電柱化などの防災・減災対策、長寿命化計画に基づく道路の老朽化対策を実施する。

交通安全対策

【交通安全】 常陸那珂港山方線（那珂市）外



【交通安全】常陸那珂港山方線



道路の老朽化対策

【橋梁修繕】 水戸神栖線 梅香高架橋（水戸市）外

【路面再生】 国道349号（常陸太田市）外



【橋梁修繕】水戸神栖線 梅香高架橋



【路面再生】国道349号

道路の防災・減災対策

【橋梁耐震化】 国道408号 長豊橋（河内町）外

【無電柱化】 平友部停車場線（笠間市）外

【法面・冠水】 国道124号（神栖市）外



【橋梁耐震化】国道408号長豊橋



【無電柱化】平友部停車場線



流域治水に基づく防災・減災事業（公共事業）

R7当初予算額 12,824 百万円

【事業目的】

頻発化・激甚化する豪雨災害に備え、あらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」の考え方に基づき、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策に重点的・集中的に取り組む。

国補公共(R7当初予算額:6,091百万円)

区分	主な事業内容	事業予定箇所
河川事業	護岸整備、捷水路整備、調節池整備等	沢渡川(水戸市) 中丸川(ひたちなか市) 玉川(常陸大宮市) など45箇所
海岸事業	養浜等	鹿嶋海岸(鹿嶋市) など8箇所
ダム事業	設備更新	花貫ダム(高萩市)
急傾斜・砂防事業	法面保護工等	弁才天2(小美玉市) など15箇所

県単公共(R7当初予算額:6,733百万円)

区分	主な事業内容	主な事業箇所
河川事業	河道整備、樹木伐採、土砂浚渫等	宮田川(日立市) 境川(土浦市) 西仁連川(坂東市) など87箇所
海岸事業	維持修繕	磯原海岸(北茨城) など5箇所
急傾斜・砂防事業	法面对策等	金町3(大子町) など31箇所



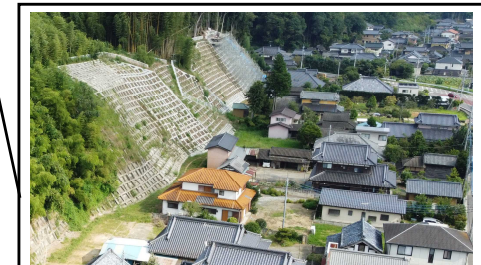
調節池整備: 中丸川(ひたちなか市)



養浜: 鹿嶋海岸(鹿嶋市)



設備更新: 花貫ダム(高萩市)



法面对策: 弁才天2地区(小美玉市)



洪水ハザードマップの作成支援

令和7年度 港湾課の主要事業について

R7当初予算額 9,177百万円

【事業目的】

- ・定期点検等により劣化が著しいと診断され、早期修繕が必要な港湾施設の老朽化対策を集中的に実施する。
- ・地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備を推進する。

主な事業内容

区 分	整備内容	R7年度		
		箇所数	事業費（百万円）	主な事業箇所
国補統合補助事業費	老朽化対策、埋没浚渫など	4箇所	1,535	茨城港各港区、鹿島港
県単港湾維持改良費	維持浚渫、日常管理	4箇所	353	茨城港各港区、鹿島港
港湾直轄事業負担金	常陸那珂：防波堤（東）、岸壁 鹿島：防波堤（南・中央）	2箇所	941	茨城港常陸那珂港区、鹿島港
災害港湾施設復旧費	災害対応		61	
公共事業費計			2,890	
特会港湾建設費	ふ頭用地整備、関連用地造成など	4箇所	6,287	茨城港各港区、鹿島港
特会事業費計			6,287	
港湾建設費計			9,177	



建築物等震災対策事業

建築指導課

【R 7 当初予算額 105百万円】

1 目的

木造住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策を促進するため、耐震診断・耐震改修、ブロック塀等の安全対策（除却・建替）を行う場合、その費用の一部を支援する。

2 事業内容

■ 事業主体
市町村

■ 補助対象
旧耐震基準※の木造住宅等の耐震化に係る事業

※1981年5月31日以前着工の戸建て木造住宅

■ 補助の負担割合

- ・耐震診断 : 国1/2、県1/4、市町村1/4
- ・耐震改修 : 国2/5、県1/5、市町村1/5
- ・耐震シェルター等 : 国2/5、県1/5、市町村1/5
- ・ブロック塀改修等 : 国1/3、県1/6、市町村1/6



地震による木造住宅の被害



耐震シェルターの事例

3 事業効果

木造住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策を促進し、大地震発生時の重大な被害を低減する。